山 鹿 市 議 会 会 議 録

平成２９年（第２回）３月定例会

山　鹿　市　議　会

平成29年（第２回）山鹿市議会３月定例会

会　期　日　程　表

<table>
<tr><th>日次</th><th>月　日</th><th>曜　日</th><th>本　　会　　議</th><th>委員会</th></tr>
<tr><td>１</td><td>３月２日</td><td>木</td><td>開　会　・　提　案　理　由　説　明</td><td rowspan="8"></td></tr>
<tr><td>２</td><td>３月３日</td><td>金</td><td>休会（発言通告締切午後5時まで）</td></tr>
<tr><td>３</td><td>３月４日</td><td>（土）</td><td rowspan="4">休　　会</td></tr>
<tr><td>４</td><td>３月５日</td><td>（日）</td></tr>
<tr><td>５</td><td>３月６日</td><td>月</td></tr>
<tr><td>６</td><td>３月７日</td><td>火</td></tr>
<tr><td>７</td><td>３月８日</td><td>水</td><td>質疑・一般質問</td></tr>
<tr><td>８</td><td>３月９日</td><td>木</td><td>質疑・一般質問・委員会付託</td></tr>
<tr><td>９</td><td>３月10日</td><td>金</td><td>本会議なし</td><td>建設経済</td></tr>
<tr><td>１０</td><td>３月11日</td><td>（土）</td><td rowspan="2">休　　会</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>１１</td><td>３月12日</td><td>（日）</td></tr>
<tr><td>１２</td><td>３月13日</td><td>月</td><td rowspan="4">本会議なし</td><td>市民福祉</td></tr>
<tr><td>１３</td><td>３月14日</td><td>火</td><td>建設経済</td></tr>
<tr><td>１４</td><td>３月15日</td><td>水</td><td>総務文教</td></tr>
<tr><td>１５</td><td>３月16日</td><td>木</td><td>議会運営</td></tr>
<tr><td>１６</td><td>３月17日</td><td>金</td><td rowspan="4">休　　会
（春分の日）</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>１７</td><td>３月18日</td><td>（土）</td></tr>
<tr><td>１８</td><td>３月19日</td><td>（日）</td></tr>
<tr><td>１９</td><td>３月20日</td><td>（月）</td></tr>
<tr><td>２０</td><td>３月21日</td><td>火</td><td>委員長報告・討論・採決・閉会</td></tr>
</table>

平成29年（第２回）山鹿市議会３月定例会

目　　次

第１号（３月２日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 4

３．出席議員 …… 4

４．説明のため出席した者 …… 5

５．事務局職員出席者 …… 5

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 6

７．日程第２　会期の決定 …… 7

８．日程第３　議案第３号～議案第34号
　　報告第１号～報告第３号 …… 7

９．提案理由の説明 …… 7

（１）議案第３号（幸村総務部長） …… 7

（２）議案第４号（戸次福祉部長） …… 8

（３）議案第５号（戸次福祉部長） …… 9

（４）議案第６号（戸次福祉部長） …… 9

（５）議案第７号（早田経済部次長） …… 10

（６）議案第８号（早田経済部次長） …… 10

（７）議案第９号（早田経済部次長） …… 10

（８）議案第10号（飯田市民医療センター事務部長） …… 10

（９）議案第11号（金光建設部長） …… 12

（10）議案第12号（幸村総務部長） …… 12

（11）議案第13号（幸村総務部長） …… 12

（12）議案第14号（幸村総務部長） …… 12

（13）議案第15号（早田経済部次長） …… 13

（14）議案第16号（木村教育部長） …… 13

（15）議案第17号（松本農業委員会事務局長） …… 14

（16）議案第18号（幸村総務部長） …… 14

（17）議案第19号（野田福祉部次長） …… 26

（18）議案第20号（野田福祉部次長） …… 17

（19）議案第21号（中原建設部次長） …… 18

（20）議案第22号（野田福祉部次長）　…… 19
（21）議案第23号（阿蘇品水道局長）　…… 20
（22）議案第24号（早田経済部次長）　…… 20
（23）議案第25号（早田経済部次長）　…… 20
（24）議案第26号（早田経済部次長）　…… 21
（25）議案第27号（阿蘇品水道局長）　…… 21
（26）議案第28号（飯田市民医療センター事務部長）　…… 22
（27）議案第29号（中原建設部次長）　…… 23
（28）議案第30号（中嶋市長）　…… 24
（29）議案第31号（中嶋市長）　…… 24
（30）議案第32号（中嶋市長）　…… 24
（31）議案第33号（中嶋市長）　…… 24
（32）議案第34号（中嶋市長）　…… 25
（33）報告第１号（栃原経済部長）　…… 25
（34）報告第２号（金光建設部長）　…… 25
（35）報告第３号（金光建設部長）　…… 26
10．日程第４　議長の常任委員辞任の件　…… 27
11．日程第５　常任委員の所属変更の件　…… 27
12．散　会　…… 27

第２号（３月８日）

１．議事日程　…… 31
２．本日の会議に付した事件　…… 32
３．出席議員　…… 32
４．説明のため出席した者　…… 32
５．事務局職員出席者　…… 33
６．日程第１　質疑・一般質問　…… 34
（１）服部　香代君一般質問　…… 34
○栃原経済部長答弁　…… 35
（２）服部　香代君一般質問　…… 35
○栃原経済部長答弁　…… 37
（３）服部　香代君一般質問　…… 38
○木村教育部長答弁　…… 39
（４）服部　香代君一般質問　…… 40

○木村教育部長答弁 …… 42
（５）服部　香代君一般質問 …… 42
○堀田教育長答弁 …… 43
（６）服部　香代君一般質問 …… 44
○栃原経済部長答弁 …… 44
（７）服部　香代君一般質問 …… 45
○栃原経済部長答弁 …… 46
（８）服部　香代君一般質問 …… 47
○栃原経済部長答弁 …… 48
（９）服部　香代君一般質問 …… 48
（10）冨田　弘海君一般質問 …… 49
○幸村総務部長答弁 …… 49
（11）冨田　弘海君一般質問 …… 50
○幸村総務部長答弁 …… 50
（12）冨田　弘海君一般質問 …… 51
○中嶋市長答弁 …… 52
（13）芋生　よしや君一般質問 …… 53
○戸次福祉部長答弁 …… 54
（14）芋生　よしや一般質問 …… 54
○戸次福祉部長答弁 …… 55
（15）芋生　よしや君一般質問 …… 55
○戸次福祉部長答弁 …… 56
（16）芋生　よしや君一般質問 …… 56
○戸次福祉部長答弁 …… 57
（17）芋生　よしや君一般質問 …… 57
○戸次福祉部長答弁 …… 57
（18）芋生　よしや君一般質問 …… 58
○戸次福祉部長答弁 …… 58
（19）芋生　よしや君一般質問 …… 59
○戸次福祉部長答弁 …… 59
（20）芋生　よしや君一般質問 …… 60
○中嶋市長答弁 …… 61
（21）芋生　よしや君一般質問 …… 61
○木村教育部長答弁 …… 62

(22) 芋生　よしや君一般質問 …… 62
○木村教育部長答弁 …… 63
(23) 芋生　よしや君一般質問 …… 63
○木村教育部長答弁 …… 63
(24) 芋生　よしや君一般質問 …… 64
○木村教育部長答弁 …… 64
(25) 芋生　よしや君一般質問 …… 65
○木村教育部長答弁 …… 65
(26) 芋生　よしや君一般質問 …… 65
○木村教育部長答弁 …… 66
(27) 芋生　よしや君一般質問 …… 67
(28) 北原　昭三君一般質問 …… 67
○野田福祉部次長答弁 …… 68
(29) 北原　昭三君一般質問 …… 69
○徳永消防本部消防長答弁 …… 70
(30) 北原　昭三君一般質問 …… 71
○徳永消防本部消防長答弁 …… 71
(31) 北原　昭三君一般質問 …… 72
○阿蘇品市民部長答弁 …… 73
(32) 北原　昭三君一般質問 …… 74
○木村教育部長答弁 …… 75
(33) 北原　昭三君一般質問 …… 76
○木村教育部長答弁 …… 77
(34) 北原　昭三君一般質問 …… 77
○木村教育部長答弁 …… 77
(35) 北原　昭三君一般質問 …… 78
○中嶋市長答弁 …… 78
7．散　会 …… 79

第３号（３月９日）

1．議事日程 …… 83
2．本日の会議に付した事件 …… 73
3．出席議員 …… 83
4．説明のため出席した者 …… 84

５．事務局職員出席者 …… 85
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 86
（１）冨丸　洋一郎君一般質問 …… 86
○中嶋市長答弁 …… 87
（２）冨丸　洋一郎君一般質問 …… 88
○中嶋市長答弁 …… 90
（３）冨丸　洋一郎君一般質問 …… 91
（４）立山　大二朗君一般質問 …… 93
○木村教育部長答弁 …… 94
（５）立山　大二朗君一般質問 …… 96
○田上教育部首席教育審議員答弁 …… 98
（６）立山　大二朗君一般質問 …… 99
○栃原経済部長答弁 …… 101
（７）立山　大二朗君一般質問 …… 102
○阿蘇品市民部長答弁 …… 103
（８）立山　大二朗君一般質問 …… 104
○栃原経済部長答弁 …… 105
（９）立山　大二朗君一般質問 …… 106
（10）永田　紘二君一般質問 …… 107
○木村教育部長答弁 …… 107
（11）永田　紘二君一般質問 …… 108
○木村教育部長答弁 …… 109
（12）永田　紘二君一般質問 …… 109
○中嶋市長答弁 …… 111
（13）永田　紘二君一般質問 …… 112
○徳永消防本部消防長答弁 …… 112
（14）永田　紘二君一般質問 …… 113
○中嶋市長答弁 …… 114
（15）永田　紘二君一般質問 …… 114
○戸次福祉部長答弁 …… 115
（16）永田　紘二君一般質問 …… 116
○中嶋市長答弁 …… 116
（17）永田　紘二君一般質問 …… 117
○栃原経済部長答弁 …… 118

（18）永田　紘二君一般質問 …… 118
○中嶋市長答弁 …… 119
（19）永田　紘二君一般質問 …… 120
７．日程第２　委員会付託 …… 120
８．散　会 …… 121

第４号（３月21日）

１．議事日程 …… 125
２．本日の会議に付した事件 …… 126
３．出席議員 …… 127
４．説明のため出席した者 …… 128
５．事務局職員出席者 …… 129
６．日程第１　議案第３号～議案第34号
陳情第１号 …… 130
７．各常任委員長の報告 …… 130
（１）建設経済常任委員長報告 …… 130
（２）市民福祉常任委員長報告 …… 132
（３）総務文教常任委員長報告 …… 133
８．質　疑 …… 133
９．討　論 …… 134
（１）芋生　よしや君討論 …… 134
（２）有働　辰喜君討論 …… 136
10．採　決 …… 138
11．日程第２　選挙管理委員及び同補充員の選挙 …… 141
12．日程第３　所管事務調査の委員会付託 …… 141
13．日程追加　日程第４　議員提出議案第１号
意見書案第１号 …… 142
14．提案理由の説明 …… 142
（１）議員提出議案第１号（冨丸　洋一郎君） …… 142
（２）意見書案第１号（職員朗読） …… 143
15．質　疑 …… 144
16．討　論 …… 144
17．採　決 …… 145
18．閉　会 …… 145

３月２日（木曜日）

平成29年（第２回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成29年３月２日（木曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第３号　平成28年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）

議案第４号　平成28年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第５号　平成28年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第６号　平成28年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第７号　平成28年度六郷財産区特別会計補正予算（第１号）

議案第８号　平成28年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）

議案第９号　平成28年度稲田六郷財産区特別会計補正予算（第１号）

議案第10号　平成28年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）

議案第11号　平成28年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第３号）

議案第12号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び山鹿市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号　山鹿市オフトーク通信施設条例を廃止する条例

議案第15号　山鹿市特別会計条例及び財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部を改正する等の条例

議案第16号　山鹿市社会体育施設条例及び山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号　山鹿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

議案第18号　平成29年度山鹿市一般会計予算

議案第19号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算

議案第20号　平成29年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算

議案第21号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算

議案第22号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計予算

議案第23号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算

議案第24号　平成29年度六郷財産区特別会計予算

議案第25号　平成29年度城北財産区特別会計予算
議案第26号　平成29年度稲田財産区特別会計予算
議案第27号　平成29年度山鹿市水道事業会計予算
議案第28号　平成29年度山鹿市病院事業会計予算
議案第29号　平成29年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第30号　副市長の選任について
議案第31号　教育委員会教育長の任命について
議案第32号　教育委員会委員の任命について
議案第33号　公平委員会委員の選任について
議案第34号　監査委員の選任について
報告第１号　専決処分の報告について
報告第２号　専決処分の報告について
報告第３号　専決処分の報告について
第４　議長の常任委員辞任の件
第５　常任委員の所属変更の件

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

１番	立　山　大二朗	君
２番	小　川　榮　二	君
３番	芋　生　よしや	君
４番	勢　田　昭　一	君
５番	有　働　辰　喜	君
６番	服　部　香　代	君
７番	冨　田　弘　海	君
８番	永　田　　健	君
９番	冨　丸　洋一郎	君
10番	藤　本　峰　秀	君
11番	北　原　昭　三	君
12番	芹　川　正　美	君
13番	藤　原　　豊	君
14番	平　井　邦　廣	君

15番	吉本政幸君
16番	池田誠一君
17番	堀茂幸君
18番	永田紘二君
19番	横手啓介君
20番	寺崎勇児君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	幸村英星君
市民部長	阿蘇品貴司君
福祉部長	戸次由夫君
経済部長	栃原栄一君
建設部長	金光一誠君
教育部長	木村厚男君
山鹿市民医療センター事務部長	飯田啓詩君
市民部次長兼鹿北市民センター長	宮崎錦也君
福祉部次長	野田勝年君
経済部次長	早田順二君
建設部次長	中原忍君
水道局長	阿蘇品元晴君
総務課長	大林秀樹君
財務課長兼財政係長	中尾雄二君
地域生活課長	池田淳志君
長寿支援課長	徳永謙吾君
農業委員会事務局長	松本辰夫君
社会体育課長	丸山秀士君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	小山天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開会

○

○議長（永田　健君）

ただいまから平成29年（第２回）山鹿市議会３月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、中嶋市長から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成29年３月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用の中、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

３月に入り日も長くなり、また朝の冷え込みも随分和らいでまいりました。振り返ってみますと、ことしの冬は特に１月下旬、２月初旬あたりは寒さも厳しかったように思いますが、総じて穏やかな冬だったように感じます。

去る２月26日には、山内小学校、米野岳小学校の閉校式典が行われ、３月５日には千田小学校、米田小学校の閉校式典が行われます。４小学校の創立からの歴史に幕を閉じるに当たり、卒業生、在校生はもとより、教職員の皆様、ＰＴＡの皆様、各地域の皆様のご理解とご協力、そしてご英断に対し、心より敬意と感謝を申し上げる次第でございます。今後も、引き続き子供たちの教育環境の向上と各地域の振興発展のため、同地域の皆様や関係者の方々とともに取り組んでまいります。

さて、本定例会においてご審議いただきます議案は、条例６件、予算21件、人事案件５件の計32件と、報告３件であります。なお、今回ご提案申し上げております平成29年度予算は、予算編成時期に執行された市長選挙等の事由により骨格予算として編成いたしました。

私の４期目の市政運営に当たり、政策的な判断を伴う経費や新規事業等につきましては６月補正予算として肉づけをし、ご提案することといたしておりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日提案しております諸議案につきましては、担当職員がご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

○

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（永田　健君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、勢田　昭一君、芋生　よしや君を指名いたします。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（永田　健君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月21日までの20日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は20日間と決定いたしました。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第３　議案第３号～議案第34号

報告第１号～報告第３号

○議長（永田　健君）

日程第３、議案第３号から報告第３号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

議案第３号　平成28年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、事業費の確定に伴う調整、財源の組み替え、基金積み立てのほか、国の平成28年度第２次補正予算に係る取り組みでございます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に４億5106万5000円を追加し、総額を295億2100万2000円とするものであります。

５ページをお願いいたします。

第２表は、繰越明許費であります。（款）総務費の社会保障・税番号制度関連事務ほか12の事業につきまして、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

なお、（款）農林水産業費の中の菊鹿ワイナリー６次産業化連携推進施設整備事業（その１）は、菊鹿ワイナリーにおける６次産業化連携推進施設の整備を繰り越して行うものです。

６ページをお願いいたします。

第３表は、債務負担行為補正であります。鳥インフルエンザ対策経営安定資金利子補給のほか、菊鹿ワイナリーに係る外構整備等を菊鹿ワイナリー６次産業化連携推進施設整備事業（その２）として追加するものです。

次の７ページから８ページにかけましては、第４表、地方債補正であります。

事業費の決算見込み及び財源の組み替えに伴う起債限度額の変更を行うものです。

続きまして、歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

22ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）地域振興費の補正額1799万5000円は、平成28年４月の熊本地震の影響を受け、輸送人員が減少した路線バスの赤字補塡に係る補助金を増額するものであります。

23ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）社会福祉総務費の中の臨時福祉給付金事業２億7100万9000円は、国の第２次補正予算を受け、所得全体の底上げを図る観点から、住民税非課税者に対し支援を行うものであります。

24ページをお願いいたします。

（目）児童措置費の補正額5355万1000円は、私立保育所年間利用児童数の増加及び保育給付費単価の見直しに伴い、私立保育所運営費を増額するものであります。

25ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の中のワイナリー構想推進事業1830万円は、国の第２次補正予算により創設された地方創生拠点整備交付金を活用し、菊鹿ワイナリーにおける商品開発等を行うものであります。

次の菊鹿ワイナリー６次産業化連携推進施設整備事業(その１)２億1000万円も、同じく地方創生拠点整備交付金を活用し、施設整備を行うものであります。

27ページをお願いいたします。

（款）教育費、（目）小学校の学校管理費の補正額20万8000円及び28ページの（目）中学校の学校管理費の補正額70万円は、いずれも市内小中学校各部の全国大会等への競技出場を支援するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

議案第４号　平成28年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額に4612万5000円を追加し、総額を91億6296万8000円とするものでございます。

７ページをお願いいたします。

歳出の（款）保険給付費、（目）退職被保険者等療養給付費の補正額2096万6000円は、決算見込みに伴うものであります。

（目）一般被保険者高額療養費は、財源の組み替えであります。

続きまして、（款）共同事業拠出金、（目）高額医療費共同事業拠出金の補正額417万5000円は、国保連合会に対する拠出金の確定に伴うものであります。

続きまして、（款）諸支出金、（目）直営診療施設勘定繰入金の補正額2098万4000円は、市民医療センターに係る国の財政調整交付金の増額に伴い、病院事業会計へ繰り出すものであります。

続きまして、議案第５号　平成28年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額の増減はございませんが、歳入予算の組み替えを行うものでございます。

６ページをお願いいたします。

下段の（款）繰越金の補正額1324万円は、平成27年度の決算剰余金の全額を歳入予算に計上するもので、上段（款）後期高齢者医療保険料と組み替えを行うものでございます。

続きまして、議案第６号　平成28年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額から4050万9000円を減額し、総額を62億1141万1000円とするものでございます。

７ページをお願いいたします。

歳出の（款）総務費、（目）介護基盤緊急整備特別対策事業費は、小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防拠点施設の整備に対する補助金でございますが、補助の要件を満たす事業者がありませんでしたので、4290万円の減額補正とするものであります。

次に、（款）基金積立金、（目）介護給付費準備基金積立金の補正額239万1000円は、平成27年度の決算剰余金及び基金利子の確定に伴うもので、介護給付費準備基金に積み立てを行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

早田経済部次長。

［経済部次長　早田　順二君　登壇］

○経済部次長（早田　順二君）

議案第７号から第９号までの財産区特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、稲田財産区及び六郷財産区による財産の共同管理を廃止するため、稲田財産区、六郷財産区共同管理財政調整基金の繰り出し等を行い、稲田財産区及び六郷財産区に分配され、繰り入れた基金等の積み立てを行うものであります。

基金の分配割合は、稲田財産区55％、六郷財産区が45％であります。

まずは、議案第７号　平成28年度六郷財産区特別会計補正予算（第１号）について、ご説明をいたします。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額に1507万3000円を追加し、総額を1559万3000円とするものです。

次に、議案第８号　平成28年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出の予算の総額に1842万2000円を追加し、総額を1881万8000円とするものです。

最後に、議案第９号　平成28年度稲田六郷財産区特別会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額に3296万7000円を追加し、総額を3353万円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

飯田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　飯田　啓詩君　登壇］

○市民医療センター事務部長（飯田　啓詩君）

議案第10号　平成28年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、業務量である患者数の増加に伴う補正及び国保会計を通じた国の

交付金の受け入れに伴う補正等をお願いするものでございます。

１ページをお願いいたします。

第２条、業務の予定量でございます。年間延患者数について、入院の既決予定量に1095人を追加し５万6210人に、外来の既決予定量に2916人を追加し、６万4638人とするものでございます。

また、それに伴い、１日平均患者数を補正するものでございます。

２ページをお願いいたします。

第３条、収益的収入及び支出でございます。収入の（第１款）病院事業収益の既決予定額に１億41万7000円を追加し、総額を37億2790万4000円とするものでございます。

次に、支出の（第１款）病院事業費用の既決予定額に3544万4000円を追加し、総額を36億711万3000円とするものでございます。

３ページをお願いいたします。

第４条、資本的収入及び支出でございます。収入の（第１款）資本的収入の既決予定額に1971万円を追加し、総額を１億961万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、実施計画によりご説明いたします。

７ページをお願いいたします。

収入の（款）病院事業収益、（項）医業収益、（目）入院収益の補正予定額2228万7000円及び（目）外来収益の補正予定額7685万6000円は、患者数の増加に伴う収益増でございます。

（項）医業外収益、（目）他会計補助金の補正予定額127万4000円は、院内設備の改修に対する国保会計を通じた国の交付金でございます。

次に、支出の（款）病院事業費用、（項）医業費用、（目）材料費の補正予定額3194万4000円は、患者数の増加に伴う薬品、診療材料の費用の補正でございます。

（項）医業外費用、（目）雑支出の補正予定額350万円は、費用等の増加に伴う消費税及び地方消費税でございます。

８ページをお願いいたします。

収入の（款）資本的収入、（項）他会計繰入金、（目）国保会計繰入金の補正予定額1971万円は、医療機器の整備に対する国保直営診療施設整備費補助金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

金光建設部長。

［建設部長　金光　一誠君　登壇］

○建設部長（金光　一誠君）

議案第11号　平成28年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、職員１名の早期退職に伴う補正であります。

１ページをお願いします。

第２条、（第１款）下水道事業収益に1908万8000円を追加し、12億6516万2000円とするものです。

第３条、（第１款）資本的支出に2249万7000円を追加し、６億7518万円とするものです。

これに伴いまして、第４条、議会の議決を経なければ流用することができない経費に2249万7000円を追加し、6921万6000円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

議案第12号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴い、対象となる子の範囲の拡大、介護休暇の分割取得等に関し、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第13号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び山鹿市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、熊本県職員の給与制度の改正に鑑み、扶養手当の支給額の見直し等を行うため、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年４月１日から施行し、扶養手当の特例に関し、必要な事項を定めるものです。

続きまして、議案第14号　山鹿市オフトーク通信施設条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、西日本電信電話株式会社が提供する通信サービスを利用した本市のオフトーク通信サービス事業を本年３月末をもって廃止するため、条例を廃止するもの

です。

附則といたしまして、この条例は平成29年４月１日から施行し、あわせて関係条例の整理を行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

早田経済部次長。

［経済部次長　早田　順二君　登壇］

○経済部次長（早田　順二君）

議案第15号　山鹿市特別会計条例及び財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部を改正する等の条例について、ご説明申し上げます。

本案は、稲田財産区及び六郷財産区による財産の共同管理を廃止するため、条例を改正する等の必要があり提案するものでございます。

両財産区につきましては、これまで隣接している一部の地域において連絡協議会を設置し、共同での管理が行われておりましたが、森林経営計画書の作成により、今後はおのおのの財産区において一体的かつ効率的な管理を行うものでございます。

なお､共同で管理されておりました土地は共同名義ではございませんでしたので、今後はそれぞれの名義部分をそれぞれの財産区で管理されるということになります。

附則といたしまして、この条例は平成29年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

議案第16号　山鹿市社会体育施設条例及び山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、山鹿市立めのだけ小学校の設置に伴う社会体育施設の見直し等を行うため、条例を改正する必要があり提案するものでございます。

条文に沿ってご説明を申し上げます。

第１条は、山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条文で、社会体育施設の名称及び位置を定める規定に山鹿市山内体育館を加え、あわせて休館日、開館時間等及び利用時間並びに使用料の額を定めるものでございます。

また、第２条は山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条文で、屋外運動場に夜間照明設備を設置している学校につきまして山鹿市立米

田小学校を削り、めのだけ小学校を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年４月１日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

松本農業委員会事務局長。

［農業委員会事務局長　松本　辰夫君　登壇］

○農業委員会事務局長（松本　辰夫君）

議案第17号　山鹿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について、ご説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、条例を制定する必要があり提案するものでございます。

第１条は条例の趣旨を、第２条及び第３条は農業委員及び推進委員の定数について定めるものです。

附則といたしまして、この条例は平成30年１月15日から施行し、あわせて関係条例の改廃を行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

議案第18号　平成29年度山鹿市一般会計予算について、ご説明申し上げます。

平成29年度の当初予算の編成に当たりましては、市長選挙の事由により骨格予算を基本として編成いたしております。

概要をご説明申し上げます前に、骨格予算編成における基本的な考え方についてご説明をいたします。

まず、１つ目に、原則、政策的な判断を伴う経費及び新規施策については、６月補正、肉づけ予算において計上いたします。

２つ目に、一般行政経費のうち、従来から継続的に取り組み、地域経済や地域振興、とりわけ市民生活に深くかかわる事務事業については、骨格予算にその一部を計上いたしております。

３つ目に、平成29年度の国の施策、地方財政対策に係るもので、全国の自治体が一体的に取り組むべき施策については骨格予算に計上いたしております。

それでは、１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を255億1000万円と定めるものです。

第２条から第５条は、それぞれ債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものです。

10ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為であります。１のふるさと応援促進業務ほか12の事項につきまして、債務の期間、限度額を記載のとおり定めております。

12ページをお願いいたします。

第３表、地方債であります。地方債制度に基づく臨時財政対策債ほか11の事業に係るものについて定めており、総額17億2950万円であります。

続きまして、歳入予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

市税につきましては、固定資産税において太陽光発電設備等の償却資産の伸びを見込み5628万1000円の増収を、また次のページの軽自動車税につきましても、軽四輪乗用自家用車の増加を勘案し、2450万円の増収を見込んでおります。

34ページをお願いいたします。

地方交付税につきましては、合併算定特例の縮減により、前年度比４億円マイナスの106億円を見込んでおります。

65ページをお願いいたします。

市債につきましては、主要な政策的経費に係るものが未計上であることから、前年度比10億7120万円マイナスの17億2950万円の発行を予定いたしております。

続きまして、歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

69ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）企画費の中のふるさと応援事業は、魅力ある本市の特産品を返礼品として活用することで、寄附の増加と地域資源を生かした産業振興を目指すものです。

71ページをお願いいたします。

（目）地域振興費の中の地域おこし協力隊は、平成28年度に３名の方を委嘱し、岳間地区を中心とした鹿北地域づくり、鹿央地域の活性化支援及び移住・定住希望者への相談支援に取り組んでおり、引き続き地域づくりの推進を図るものです。

82ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）児童福祉総務費の中の子ども総合相談事業、子ども医療費助成事業、新生児等おむつ購入助成事業は、誕生から大人になるまでの間、子供の成長に合わせてきめ細やかな支援を行うものです。

90ページをお願いいたします。

（款）衛生費、（目）ごみ処理費の中の一般廃棄物処理施設整備事業は、債務負担行為を設定し、平成31年度からの稼働に向けた整備を推進するものです。

92ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の中のワイナリー構想推進事業は、債務負担行為を設定し、建設用地の造成を推進するものです。

96ページをお願いいたします。

（款）商工費、（目）商工振興費の中の和紙工芸振興事業は、本市の伝統的な和紙工芸品「山鹿灯籠」「来民うちわ」「山鹿傘」の技術継承や後継者育成を支援するものです。

102ページをお願いいたします。

（款）土木費、（目）都市計画総務費の中の安全で安心な住まいづくり事業は、一般住宅の耐震診断、耐震改修等を推進し、災害に強く、安心して暮らせる住まいづくりを目指すものです。

105ページをお願いいたします。

（款）消防費、（目）災害対策費の中の地域防災力強化事業は、自主防災組織の育成支援を行い、身近なコミュニティーを活用して、災害に強いまちづくりを推進するものです。

109ページをお願いいたします。

（款）教育費、（目）小学校の学校建設費は、債務負担行為を設定し、めのだけ小学校及び鹿本小学校の整備を推進するものです。

以上、歳出予算につきまして概略ご説明申し上げましたが、事業ごとの内容等につきましては、別冊で作成いたしております予算に関する説明書、また性質別の内訳、基金の状況、地方債の状況など、予算に関する資料につきましては当初予算のあらましを作成いたしておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

野田福祉部次長。

［福祉部次長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部次長（野田　勝年君）

議案第19号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を90億9861万4000円と定めるものです。

第２条は一時借入金の最高額を、第３条は歳出予算の流用について定めるもので

す。

続きまして、歳入予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

（款）国民健康保険税につきましては、一般被保険者分及び退職被保険者分を合わせまして、総額13億4850万円を見込んでおります。

17ページをお願いいたします。

上段の（款）繰入金、（目）一般会計繰入金につきましては、７億8814万5000円を計上いたしております。節１から節４までの繰入金は、法に定められた繰入基準に基づくものでございます。節５その他一般会計繰入金は繰入基準外の繰り入れであり、収支の不足額を補うものとして一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。

（款）保険給付費、（項）療養諸費の総額47億903万8000円は、被保険者の療養給付等に係るものでございます。

26ページをお願いいたします。

下段の（款）共同事業拠出金の総額21億200万4000円は、高額医療等に係る財源の安定化を図る目的で国保連合会に拠出するものでございます。

27ページをお願いいたします。

（款）保健事業費、（目）特定健康診査等事業費5922万9000円は、被保険者を対象にした特定健診や保健指導などに係る経費でございます。

続きまして、議案第20号　平成29年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額を７億1281万1000円と定めるものです。

続きまして、歳入予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

８ページをお願いいたします。

上段の（款）後期高齢者医療保険料でございます。総額４億2598万円を見込んでおります。

下段の（款）繰入金につきましては、事務費繰入金と保険料軽減のための保険基盤安定繰入金を合わせまして、総額２億5090万8000円を計上いたしております。

いずれも、繰入基準内の繰り入れでございます。

次に、歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

下段の（款）後期高齢者医療広域連合納付金でございます。総額６億7065万3000

円を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

上段の（款）保健事業費、（目）健康保持増進事業費3375万3000円は、高齢者健診や、その結果に基づく保健指導、健康教育など、高齢者の健康増進に資するための事業に係る経費でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

中原建設部次長。

［建設部次長　中原　忍君　登壇］

○建設部次長（中原　忍君）

議案第21号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を９億5521万2000円と定めるものです。

第２条から第３条につきましては、それぞれ債務負担行為、地方債について定めるものです。

４ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給について、期間及び限度額を記載のとおり定めるものです。

第３表は、地方債です。農業集落排水事業について、限度額等を記載のとおり定めるものです。

次に、歳入予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

８ページをお願いいたします。

（款）の２、使用料及び手数料、（目）の１、農業集落排水施設使用料につきましては、１億9200万3000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

（款）の１、農業集落排水事業費、（目）の２、処理場管理費２億1056万7000円は、20カ所の処理場に係る修繕料及び処理場管理委託料、三玉・八幡汚水受入負担金等を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

野田福祉部次長。

［福祉部次長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部次長（野田　勝年君）

議案第22号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を62億8067万1000円と定めるものです。

第２条は一時借入金の最高額を、第３条は歳出予算の流用について定めるものです。

続きまして、歳入予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

８ページをお願いいたします。

上段の（款）保険料、（目）第１号被保険者保険料につきましては、65歳以上の高齢者にご負担いただく保険料として､総額10億7438万5000円を見込んでおります。

11ページをお願いいたします。

上段の（款）繰入金、（項）一般会計繰入金につきましては全て繰入基準に基づくもので、総額９億3357万3000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

上段の（款）保険給付費、（目）介護サービス給付費51億3608万7000円は、要介護の認定を受けられた方に対する自宅や施設での介護サービスの給付に係るものでございます。

同じく、（目）介護予防サービス給付費１億8355万5000円は、要支援の認定を受けられた方に対する介護予防サービスの給付に係るものでございます。

17ページをお願いいたします。

（款）地域支援事業費、（目）介護予防・生活支援サービス事業費２億1578万円は、要支援の認定を受けた方や介護予防・生活支援が必要と認められる方への介護予防対策に係る経費でございます。

18ページをお願いいたします。

（目）包括的支援事業費9004万5000円は、地域包括支援センターを拠点として行う高齢者の総合相談と支援、権利擁護業務などに係る経費でございます。

同じく、（目）任意事業費961万4000円は、介護給付費の適正化、成年後見制度の利用支援や認知症対策などに係る経費でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品水道局長。

［水道局長　阿蘇品　元晴君　登壇］

○水道局長（阿蘇品　元晴君）

議案第23号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を１億7514万3000円と定めるものです。

第２条は地方債、第３条は一時借入金について定めるものです。

４ページをお願いいたします。

第２表、地方債であります。簡易水道事業について、限度額を960万円と定めるものです。

続きまして、歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

８ページから９ページにかけまして、歳入予算を計上しております。

（款）使用料及び手数料の簡易水道使用料につきましては、4618万9000円を見込んでおります。

次に、歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

（目）施設管理費3553万5000円は、簡易水道施設の維持管理経費でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

早田経済部次長。

［経済部次長　早田　順二君　登壇］

○経済部次長（早田　順二君）

議案第24号から第26号までの財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

まず、議案第24号　平成29年度六郷財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算総額を46万8000円と定めるものです。

７ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）財産管理費33万6000円。主なものは、委員報酬及び管理作業に係る経費でございます。

次に、議案第25号　平成29年度城北財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算総額を748万9000円と定めるものです。

７ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）財産管理費641万3000円。主なものは、下草刈り及び作業道の維持管理に係る経費でございます。

最後に、議案第26号　平成29年度稲田財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算総額を45万7000円と定めるものです。

７ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）財産管理費33万6000円。主なものは、委員報酬及び管理作業に係る経費でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品水道局長。

［水道局長　阿蘇品　元晴君　登壇］

○水道局長（阿蘇品　元晴君）

議案第27号　平成29年度山鹿市水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、総則です。

第２条は、業務の予定量であります。給水戸数１万2064戸、年間総給水量273万9000立方メートル、１日平均給水量7504立方メートルと見込んでおります。主な建設改良事業は、配水管整備事業・配水施設整備事業に１億2998万円を予定しております。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額であります。（第１款）水道事業収益を４億2792万円と見込んでおります。内訳は、主に料金収入及び手数料等の営業収益４億1455万6000円であります。

次に、支出ですが、（第１款）水道事業費は４億1717万4000円を予定しております。内訳は、営業費用３億6357万7000円、企業債利息等の営業外費用5059万6000円であります。

２ページをお願いいたします。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額であります。（第１款）資本的収入を9664万8000円と見込んでおります。内訳は、建設改良事業に係る企業債及び工事負担金等であります。

次に、支出ですが、資本的支出は２億2957万円を予定しております。内訳は、配水管整備及び三玉配水池整備等に係る建設改良費１億4459万9000円であります。

第５条から第８条につきましては、企業債、経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、そしてたな卸資産購入限度額について、そ

れぞれ定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

飯田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　飯田　啓詩君　登壇］

○市民医療センター事務部長（飯田　啓詩君）

議案第28号　平成29年度山鹿市病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、総則でございます。

第２条は、業務の予定量でございます。病床数は、一般病床197床、感染症病床４床、計201床でございます。年間延患者数は、入院５万6575人、外来６万2708人を見込んでおります。１日平均患者数は、入院155人、外来257人を見込んでおります。主な建設改良事業は、医療機器整備事業に6871万7000円を予定しております。

２ページをお願いいたします。

第３条は、収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。（第１款）病院事業収益は37億6880万9000円を見込んでおります。内訳は、入院・外来収益などの医業収益33億1834万2000円、補助金・負担金などの医業外収益４億4846万7000円、特別利益200万円でございます。

次に、支出でございます。（第１款）病院事業費用は36億5617万2000円を予定しております。内訳は、給与費、薬品等材料費などの医業費用35億7258万4000円、償還利息などの医業外費用8158万8000円、特別損失200万円でございます。

３ページをお願いいたします。

第４条は、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。（第１款）資本的収入6862万円を見込んでおります。内訳は、建設改良事業に係る企業債6430万円、他会計繰入金432万円でございます。

次に、支出でございます。（第１款）資本的支出６億6357万2000円を見込んでおります。内訳は、建設改良費6871万7000円、企業債の元金償還に係る企業債償還金４億9485万5000円、一般会計長期借入金償還金１億円でございます。

４ページをお願いいたします。

第５条から５ページ第９条につきましては、企業債、一時借入金、経費の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費、そしてたな卸資産購入限度額について、それぞれを定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

中原建設部次長。

［建設部次長　中原　忍君　登壇］

○建設部次長（中原　忍君）

議案第29号　平成29年度山鹿市下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、総則です。

第２条は、業務の予定量です。排水件数を１万867件、年間総排水量を655万9730立方メートルと見込んでおります。主な建設改良事業は、山鹿処理区及び鹿本処理区の管渠及び下水処理場整備事業であります。事業費は、１億8837万4000円を予定いたしております。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額です。

まず、収入よりご説明申し上げます。（第１款）下水道事業収益は12億2224万5000円を見込んでおります。内訳は、営業収益６億7721万2000円、営業外収益５億4453万2000円などであります。

次に、支出ですが、（第１款）下水道事業費用は12億1844万1000円を予定いたしております。内訳は、営業費用10億6561万円、営業外費用１億4483万円などであります。

２ページをお願いいたします。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額です。

まず、収入よりご説明申し上げます。（第１款）資本的収入は１億7640万1000円を見込んでおります。内訳は、建設改良事業に係る企業債9340万円、補助金8000万円などであります。

次に、支出ですが、（第１款）資本的支出は５億7032万1000円を予定いたしております。内訳は、管渠及び下水処理場整備事業に係る建設改良費１億8837万4000円、企業債償還金３億4194万7000円などであります。

第５条は、債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給について、期間及び限度額を記載のとおり定めるものです。

３ページをお願いいたします。

第６条から第９条は、それぞれ企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田　健君）

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時05分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時20分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

議案第30号　副市長の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、池田　永実副市長が本年３月31日をもちまして任期満了となりますので、再度同氏を本市副市長に選任するため、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第31号　教育委員会教育長の任命について、ご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長として堀田　浩一郎氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第32号　教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本案は、栗川　亮一氏が本年３月31日をもちまして任期満了となりますので、再度同氏を本市教育委員会の委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第33号　公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、現委員、佐藤　公俊氏が本年３月31日をもちまして任期満了となりますので、再度同氏を本市公平委員会の委員に選任するため、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第34号　監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、現委員、角田　英勝氏が本年３月31日をもちまして任期満了となりますので、再度同氏を本市監査委員に選任するため、地方自治法第196条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

栃原経済部長。

［経済部長　栃原　栄一君　登壇］

○経済部長（栃原　栄一君）

報告第１号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車での事故による損害賠償に係る決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告申し上げます。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成28年11月１日、午後０時30分ごろです。

相手方の住所、氏名は記載のとおりでございます。

事故の概要は、山鹿市鹿本町下高橋地内において、県道辛川鹿本線を菊池市方面に直進していた相手方車両と、農道から県道に後進しようとしていた公用車とが衝突し、双方の車両が損傷したものです。

損害賠償の額は、28万3500円です。

和解事項といたしまして、山鹿市と相手方それぞれの賠償金を相殺し、山鹿市が相手方に対し金26万96円を支払い、本和解条項に定めるほか本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

金光建設部長。

［建設部長　金光　一誠君　登壇］

○建設部長（金光　一誠君）

報告第２号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、市道の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により、ご報告いたします。

２ページをお願いいたします。

事故の発生日時は、平成28年10月７日、午前９時ごろです。

相手方の住所、氏名は記載のとおりでございます。

事故の概要は、相手方車両が山鹿市熊入町の法定外公共物である里道から自宅に進入しようとした際、道路面から突出していた集水ますに接触し、左前輪を損傷したものです。

損害賠償の額は、３万7908円です。

和解事項といたしまして、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

次に、報告第３号　専決処分の報告について、ご説明いたします。

本件は、市営住宅に係る家賃及び住宅の明け渡しの請求に関する訴えの提起について専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第２項の規定により報告するものです。

市営住宅の家賃滞納につきましては、滞納整理方針に基づき、市営住宅の健全運営と適正管理を目指して、公平性の観点から法的措置を含めた滞納整理を行うものです。

２ページをお願いします。

専決第２号　専決処分書。市営住宅の家賃及び明け渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、平成29年２月１日に専決処分をしたものです。

当事者でございますが、原告は山鹿市、被告は記載の５名であります。

事件の概要でございますが、被告らは市営住宅の家賃を滞納しているため賃貸借契約を解除し、山鹿市営住宅条例第40条第１項に基づく建物の明け渡し及び滞納家賃の支払い並びに損害賠償を求めるものです。

団地名、氏名、滞納額は記載のとおりです。

請求の趣旨につきましては、被告らは、原告に対し前項記載の建物を明け渡すこと。被告らは、前項記載の滞納家賃及び賃貸借契約解除日から前項記載の建物明け渡し済みに至るまでの家賃滞納相当額を損害金として支払うこと。訴訟費用は被告らの負担とする、以上を内容として提訴するものです。

以上、報告いたします。

○議長（永田　健君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

今期定例会において受理した請願等の取り扱いにつきましては、お手元に配付の請願等文書表のとおりといたしましたので、ご報告いたします。

次の日程は、議長の常任委員辞任の件でありますので、地方自治法第117条の規定により、副議長と交代いたします。

副議長、藤原　豊君、議長席にお着きください。

［議長　永田　健君　退場］

［副議長　藤原　豊君　議長席着席］

○

日程第４　議長の常任委員辞任の件

○副議長（藤原　豊君）

日程第４、議長の常任委員辞任の件を議題といたします。

議長、永田　健君から、その職責上の理由によって常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（藤原　豊君）

ご異議なしと認めます。したがって、議長、永田　健君の常任委員の辞任を許可することに決しました。

ここで、議長と交代いたします。

［議長　永田　健君　入場］

［議長　永田　健君　議長席着席］

○

日程第５　常任委員の所属変更の件

○議長（永田　健君）

日程第５、常任委員の所属変更の件を議題といたします。

市民福祉常任委員の池田　誠一君から、総務文教常任委員への所属委員会の変更申し出がありました。

お諮りいたします。

池田　誠一君からの申し出のとおり、委員会条例第８条第３項の規定により、委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、池田　誠一君の委員会所属を変更することに決しました。

○

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時31分　散会

～～～

３月８日（水曜日）

平成29年（第２回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成29年３月８日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

○

発言通告

１．服部　香代

一般質問

（１）企業誘致について

（２）図書館司書及び読書推進員の配置について

（３）バイオマスセンターの現状と今後について

２．冨田　弘海

一般質問

（１）ふるさと応援寄附金について

（２）４期目のスタートに当たっての市長の思いについて

３．芋生　よしや

一般質問

（１）国民健康保険について

①現在の国保税について、引き下げるべきではないか

②来年度から実施される国保の都道府県化への移行についての見解と今後の市の対応について

（２）子育て支援について

①子供の貧困の実態についての市の認識

②給食費の無料化について

③就学援助制度の改善について

④非婚のひとり親世帯のみなし寡婦（夫）制度について

４．北原　昭三

一般質問

（１）健康マイレージの導入・進捗状況について

（２）准救急隊員の創設等について

（３）あいのりタクシーの利用状況と増便について

（４）学校における給食費の公会計化について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

1番	立山大二朗君
2番	小川榮二君
3番	芋生よしや君
4番	勢田昭一君
5番	有働辰喜君
6番	服部香代君
7番	冨田弘海君
8番	永田健君
9番	冨丸洋一郎君
10番	藤本峰秀君
11番	北原昭三君
12番	芹川正美君
13番	藤原豊君
14番	平井邦廣君
15番	吉本政幸君
16番	池田誠一君
17番	堀茂幸君
18番	永田紘二君
19番	横手啓介君
20番	寺崎勇児君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	幸村英星君
消防本部消防長	徳永治彦君
市民部長	阿蘇品貴司君
福祉部長	戸次由夫君

経済部長	栃原栄一君
建設部長	金光一誠君
教育部長	木村厚男君
総務部次長兼政策審議員	木下　実君
市民部次長兼鹿北市民センター長	宮崎錦也君
福祉部次長	野田勝年君
経済部次長	早田順二君
建設部次長	中原　忍君
水道局長	阿蘇品元晴君
秘書企画課長兼企画係長	野満信男君
地域生活課長	池田淳志君
国保年金課長	佐藤アキ君
農業振興課長	才田豊昭君
教育総務課長	森　宏一君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

おはようございます。

議席番号６番、服部　香代です。

始めます前に、山鹿市議会も第４期がスタートいたしました。新たな決意を持って取り組んでいく所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、発言通告に従いまして、３点、一問一答にてよろしくお願いいたします。

まず最初は、山鹿市における企業誘致についてお尋ねいたします。

第２次山鹿市総合計画の基本構想には、まちづくりの基本姿勢の１つに経済をつくるとありますが、基本目標では、地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出が挙げられています。豊かな地域資源（人や自然環境、歴史文化、農林産物など）、そういったものを活用した産業の活性化と雇用の創出を目指しますと書いてあります。つまり、今ある産業を引き継いで、それを生かした新たな産業を興して雇用を創出しようといった、そういったイメージです。こういった産業、雇用も必要で現実的なのかもしれません。しかし、前期基本計画の先導施策、つまりリーディングプロジェクトの中には、企業誘致という言葉は一切出てきません。山鹿市は、新しい企業誘致には余り積極的には取り組まず、こういった独自のスタイルで行かれるのかなとも思いますが、同じ前期基本計画の基幹施策には、企業誘致及び起業（創業）支援という施策があり、内容は県との連携強化を図りながら戦略性を持った効果的な誘致及び増設活動を展開するとあり、目指す効果としては企業誘致及び既立地企業、既に立地している企業の増設及び起業、起こす業ですね。起業に向けた支援による経済の活性化と働く場の確保、移住・定住者の誘発と記してあります。

私は、子育て支援の充実を図らなければ、人口定住、人口増加は絶対に望めないという持論を持っています。でも、そういった支援の充実した子育てしやすい山鹿

をつくって、そこに住んで近隣の市や町に働きに行くということも１つの形だとは思います。

しかし、やはりその前に、まず山鹿の地に仕事があるか、働く場があるかということは大変な重要な要素です。多くの市民の皆様の声でもあります。過去５年間の山鹿市での企業の立地協定の件数と工場等設置奨励条例における適用工場は何件だったのかについてお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。栃原経済部長。

［経済部長　栃原　栄一君　登壇］

○経済部長（栃原　栄一君）

服部議員の一般質問、過去５年間の山鹿市における企業誘致等の活動の現状についてお答えいたします。

立地協定につきましては、企業が新たな投資を行う際に熊本県による支援措置を受けるために締結するもので、県が業種ごとに定めている基準を超える投資を行う企業が、県を立会人として本市と締結するものでございます。

過去５年間、平成23年度から平成27年度の実績は２件で、全て増設となっております。本年度につきましては、２月末時点で新設１件、増設１件の計２件、締結いたしております。

また、本市工場等設置奨励条例における適用工場等の指定でございますが、こちらは、企業が新たな投資を行う際に本市からの支援措置を受けるために指定を受けるもので、市が定める基準に適合した工場等を対象とするものです。

過去５年間の実績では、平成23年度１件、平成24年度４件、平成25年度３件、平成26年度３件、平成27年度１件、合計の12件、うち１件が新設で、残りは全て増設となっております。本年度につきましては、２月末時点で新設３件、増設１件となっております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

何も動きがないわけではなくて、いろいろ努力をされているのはわかりました。

では、企業誘致対策事業の予算についてですが、平成28年度の予算は408万9000円で、平成29年度は230万8000円と減額になっています。減額になっている部分は、企業への設置奨励金と雇用奨励金のようですが、この対策事業の中には誘致のため

の旅費などの予算も含まれています。そう考えると、余りにも少ないように思いますが、どうでしょうか。

誘致するためには、常にアンテナを張りめぐらせて、情報をいち早くキャッチすること、そしてすぐに行動すること、そういったスピード感が必要です。フレキシブルな対応が要求されるところですが、乏しい予算の中ではなかなか動きが難しいんではないかなと心配いたします。

また、地場企業の定着を図るためには、例えばその企業がお祭りやイベントを開催されたりするときに、参加協力であったり、何らかの補助金を支出するなど、山鹿市としても支援をしていますよと、応援してますよといった、そういったメッセージも必要なんじゃないでしょうか。現に、地元の企業がほかの自治体に新たな事業所をつくられたりしています。もっと地元自治体としての支援体制があれば結果は変わったかもしれません。人口減対策、経済の活性化、定住促進としても、働く場をつくることは今の山鹿にとって最重要なことではないでしょうか。

そればかりではなくて、今現在山鹿市にある企業に対して制度上の支援をしたり、人材確保のための情報提供をしたりして、継続して事業を行ってもらうと、そういったことも大事なことです。

それと並行して、熊本地震で大変被害の少なかった山鹿市では、新規に事業を始めてもらうように、もっとＰＲしてもいいんじゃないでしょうか。もちろん被災者の配慮は必要です。

企業誘致というと、どうしても工業団地に工場をといったイメージがありますが、ソフト事業を展開する会社や商品の研究開発をする会社も考えられると思います。電話会社、そして保険会社のコールセンターや電機メーカーなどのお客様相談室などは、全国どこからでもフリーダイヤルでかけられるところがほとんどなので、どこにかかっているのかはわからないんですけれども、実際はそのコールセンターは熊本市内にもたくさんあります。ところが、熊本地震の影響で駐車場が不足している、その働く人たちの駐車場が不足しているということもあって、移転を考えている企業もあるということです。ぜひこういった機会を逃さず、先ほど提示しました基本計画の基幹施策にあったように、県との連携強化を図って、ぜひ誘致をしていただきたいと思います。

また、鹿央町などは菊水インターも植木インターからも近くて、３号線も通っており、熊本市へも今進んでいるバイパスが完成しますと、車で40分という近さになります。そういった条件もありますので、熊本地震で大きな被災をされた東海大学の農学部の一部を山鹿に誘致してはどうでしょうか。まだ大学はどこに再建されるのか、現時点では方針をはっきりとは示されておりません。ただ、当事者の大学生

や南阿蘇村の村民の皆さんは、南阿蘇村での再建を強く願っておられます。昨年10月16日に東海大学のすぐ近くの長陽西部小学校で開催された追悼と再会の竹あかりイベントに参加しました。学生村のアパートの大家さん方と大学生との久しぶりの再会は、本当に感動的でした。しかし一方で、大きく被災した大学敷地内には入ることができませんでした。倒壊したアパートや近くの家々も、半年たった10月でも手つかずの状態だったんです。学生たちは、熊本市内の校舎で講義を受けて、実習は県の農業試験場などで行っておられるようです。また、将来南阿蘇村で実習できるようになっても､熊本市内からバスで遠い道のりを往復することになるだろうと、大学教授は話されていました。

そこで、大学本体は南阿蘇村に再建されたとしても、サテライト的な施設を山鹿に持ってきてもらって、実習先を山鹿で紹介するといったことができないかなと思います。あくまでもサテライトですから、例えば実習のある学年が、その期間だけ通ったり住んだりするということになるとは思いますが、さまざまな効果も期待できるんではないかなと思います。

今言いましたような例も含めまして、今後の誘致についてはどういった方針で進められていくのかをお尋ねいたしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。栃原経済部長。

［経済部長　栃原　栄一君　登壇］

○経済部長（栃原　栄一君）

今後はどういったことに重点を置いて、企業誘致の活動を進めるのかについてお答えいたします。

まず､立地企業への支援でございます｡現在も多くの市民の雇用の受け皿として、また本市経済を支える大切な柱として操業いただいております既立地企業につきましては、継続して企業訪問等を行い、必要な情報の提供や共有化、課題の早期発見や解決のための専門機関へのつなぎなど、丁寧な対応に努めてまいります。あわせまして、山鹿市企業連絡協議会を通して企業間の連携強化にも取り組んでまいります。

次に、新たな企業の誘致推進でございます。企業の誘致には、新たな進出を検討している企業の情報をいち早くキャッチし、実動することが重要となります。社会情勢を注視しつつ、これまで以上に県等の連携を図りながら、これまで培った企業や大学とのネットワークを活用し、情報の収集に努め、積極的に動いて、誘致活動に取り組んでまいります。あわせて、誘致先についても、市内において民有地を含

む未活用地、未利用施設の把握に努め、市有地のそれとあわせ、多様な企業のニーズに対応できるよう準備してまいります。

また、労働力の確保に向けた取り組みが大変重要であると考えております。市内における高等学校等の訪問、採用予定企業とのマッチングの支援はもとより、Ｕ・Ｉ・Ｊターン者の獲得に向けた取り組み、新たな労働力の掘り起こしも必要であると考えております。例えば、まだまだ働ける高齢者、パートタイムであれば働ける子育て世代、障害者雇用などございます。これら労働力の確保に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

企業支援、企業誘致は、本市が掲げる定住の促進、人口減少に歯どめをかけるなど、課題解決の１つの方策でございます。今後とも、ご提案いただいておりますとおり、県を初めとする関係機関との連携をさらに強化し、積極的な企業誘致に努めてまいります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

企業誘致にしても、大学誘致にしても、情報とスピード感が大事です。農地法の問題とか、いろいろあると思いますけれども、できない理由は本当に幾らでもあります。できるようにするために、一つ一つクリアしていくことが、山鹿の将来を切り開いていくと思います。そういう誘致をしていく中で、熊本地震は大きくその条件も環境も変えてしまいました。同じ熊本県民として助け合いながら、被災地の方々のお気持ちは十分に配慮して、そして、被災地支援になっているかという視点も持っておかねばならないと思います。

ただ、先ほども言いましたが、山鹿が最優先にすべきことは働く場をつくること。そのためには、一定の期間は重点的に人も予算もつけるべきではないかなと思います。市の取り組みが功を奏して１社でも多くの企業支援、企業誘致につながりますように、ぜひよろしくお願いしておきます。

それでは、一般質問の２件目、図書館司書の配置と読書推進員の取り組みについて質問させていただきます。

平成26年11月に、こもれび図書館が開館して、市民の読書への関心も一段と高くなっているのではないかなと思っています。平成27年９月議会において、図書館ボランティアの活動の予算がないことを指摘させていただいておりましたが、その後、図書館ボランティアによる図書室整備等の活動にも予算がつきまして、それは、市

民サービスの向上にもなっており、大変よかったと思っています。

こもれび図書館は、年々利用者も登録者も貸出冊数もふえているということです。また、開館時間を延長している日もあって、５月のゴールデンウイークも試験的に開館日をふやすなどの努力もされています。ひだまり図書館も大変人気が高く、市内全域から来館されております。また、ここには子供たちへのサービスとして、なりきりプリンセスという、ドレスと絵本をセットで貸し出しを行うという珍しい企画を展開されています。例えば、白雪姫の本とともに、白雪姫と同じドレスとティアラを貸し出して、それを着てお姫様になりきって本を読んだり、ネズミの帽子をかぶってお話の世界に飛び込んだり、このように子供たちがわくわくするものを用意して、本に対する親しみを幼いころから養おうと、そういった努力や工夫が感じられます。

そこで、スタッフにはより充実した仕事をしていただくようにお願いしたいと思いますので、ここで質問の１点目です。

そういった企画運営をされているスタッフは、司書の方を初め何名おられるのでしょうか。また、その雇用形態はどのようになっていますか。お尋ねいたします。

もう一つは、小中学校で活動されている読書推進員についてお尋ねしたいと思います。

読書推進員の仕事は、本の貸し出し、返却、調べ学習のサポート、先生方への授業教材のサポート、室内の整備、テーマに沿ったディスプレー、本を紹介するブックトーク、読み聞かせ、統計、購入時の選書、本を選ぶことですね。配架、書棚に本を配置すること、そして分類など、まだまだ多岐にわたっています。子供たちのみならず先生方へのサポートも大変大きなものとなっています。そうした中で、平成27年度から推進員が６名だったのを５名に減らされていましたので、平成27年９月の一般質問でその重要性をお話しさせていただき、増員を要求したものでした。そのときのご答弁では、今後の推進員に関しましては、その重要性から推進員の機能が現状の体制の中で維持向上できますよう教育委員会としても努力してまいりますと言われております。暗に増員はしないとのお答えをされたんですが、今後の人員配置については、現状も踏まえてどういったことで取り組まれていくのか、今後の人員配置等についてお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

服部議員の一般質問の１点目と２点目の図書館職員及び読書推進員の人数と雇用

形態の現状、今後の人員配置についてお答えをいたします。

まず初めに、図書館における職員の配置状況と雇用形態でございますが、本市に有するひだまり図書館、こもれび図書館といった２つの図書館に、総計19名の職員を配置をいたしております。

内訳は、２館兼務の図書館長１名のほかに、ひだまり図書館では司書５名、司書補助３名、移動図書館ドライバー２名の計10名。こもれび図書館では司書４名、司書補助４名の計８名でございます。雇用形態は、19名ともに一般職の非常勤職員として取り扱いをいたしております。

今後の人員配置ですが、開館時間の試験的延長に伴い、こもれび図書館職員を本年度１名増員いたしたところでございますが、利用者へのサービス向上を図る取り組みの一環として、ひだまり図書館職員の１名増員を平成29年度に計画をいたしているところでございます。

続いて、読書活動推進員の人員の雇用形態についてお答えをいたします。

読書活動推進員は小中学校を巡回し、学校図書館環境の充実を図っております。本年度は、小中学校21校を５名の推進員で担当をいたしており、雇用形態は、特別職の非常勤職員として取り扱いをいたしております。

次に、今後の人員配置でございますが、平成24年度までは26校を６名で担当をいたしておりましたが、学校統合により平成25年度からは23校を５名、平成29年度からは18校になりますので、学校数減に比例して１名減の４名を計画をいたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

図書館については増員もお考えということでしたので、より以上に文化の発信をしていただけたらと思います。

しかし、雇用は全員非常勤職員ということでしたので、これは規則によって毎年雇用契約を更新して、そして３年で新たに採用面接ということになっています。でも、司書という専門知識を持った方が、そのスキルをまだ生かしたいと思われたら、長く続けていただくことはできないものでしょうか。おやめになるのは大変な損失ではないかなと思います。あれだけの図書館で、正規雇用の常勤職員が１人もいないというのは、そういう心配も出てくるわけでして、その点についてはぜひご検討いただきたいと思います。

学校の読書推進員については、これはもうびっくりです。どうしても納得いきません。以前質問したときには、増員はしないが、これを維持していくということだとご答弁いただいたものだと理解しておりました。学校統合によって学校数が減ったから推進員も減らすということは、まだこれからも学校統合で学校数は減る予定ですので、ということは推進員も減らしていくということですか。何度も何度も言ってますが、読書推進員の仕事、わかってますか。学校の図書室は図書館と違って複雑です。また、学校によってそれぞれなので一様にはいきません。本当なら毎日常駐するのが望ましいんですけれども、今の人員配置なら１人の推進員が５校を受け持つことになって、毎日、月曜日から金曜日まで、毎日違う学校に行かなければなりません。それは、今の状況も同じだからと言われるんでしょうけれども、学校数は減っても、統合してるわけだから、当然児童数はふえています。それなのに、同じように週１日しか行けないんです。受け持つ児童の数は多くなってしまいます。読書推進員は、調べ学習のときなど一緒にサポートします。そんなときに、その一人一人の子供の読解力がわかるそうです。

ただ単に本を借りているから読書力があるかというと、そうではないこともあります。５年生になっても、２年生が読むレベルの本をいつも借りてるとか、そういう子には、その子の今のレベルに合った本を紹介して、次第にレベルを上げていく手助けをされています。反対に、借りてはいるけど、本当に読めているか理解できないまま返却している子の場合もあります。そういったときは、その子に合った本を探してあげる。そうすると、読破した喜びやおもしろかったという体験が次の本へとつながっていくんです。皆さんも大好きな本、人生を変えるような、そういった本に出会ったことがあるんではないですか。そういう経験、ありませんか。好きな本に出会うという経験を全ての子供たちにしてほしいと思います。それが人材育成になっていくんです。学習の基本も読解力です。推進員１人が受け持つ児童数が多くなると、そういったきめ細かいサポートはできなくなります。毎日常駐できれば、全部の子供たちにそれができますが、週に１日だと非常に限られます。しかし、何とか工夫してやっておられるのに、さらに減員するとなると、本の貸し出しや書棚の整理などの環境を整えるだけで終わるのではないかなと思います。本来の読書推進員の仕事はできなくなるのではないかと危惧します。こういった読書推進員の重要性からも読書推進員は減らすべきではない。それよりも、もっとふやすべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

服部議員の２回目のご質問にお答えをいたします。

山鹿市の教育目標である限りない夢を抱き、心豊かにたくましく生きる人材の育成を実現するためには、子供たちの読書の重要性は十分に認識をしており、昨年２月に制定された教育大綱におきましても、読書のまち山鹿の実現をうたっているところでございます。

よって、平成29年度の読書活動推進員数は減員を予定しておりますが、これは、先ほどご答弁申し上げましたように学校数の減に即したものであり、現実的な推進員の各学校における訪問回数は以前と変わらぬ状況を維持しており、その活動水準は維持をしているところでございます。

一方、平成29年度には、全校の図書貸出用パソコンを一新する計画を立てており、貸出業務の効率化と迅速化を図りたいと考えております。

さらに、各学校では移動図書館を利用した図書の充実や、地域ボランティアのご協力による読み聞かせ活動など、さまざまな方法により児童生徒の読書意欲の高揚を図っております。

このように、児童生徒の読書推進については、単に読書活動推進員の取り組みだけではなく、図書館やＰＴＡ、地域等との連携を進め、幅広く総合的な活動に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

訪問回数が同じだから以前と変わらないなんて、これこそもう本当に推進員の仕事がわかってないから言えるんじゃないですか。活動水準を維持しているとも言われましたけれども、活動水準とは明確な何かがあるんでしょうか。先ほども言いましたように、ただ訪問するだけじゃないんです。貸出業務の迅速化は、今ご答弁いただきましたように、新しく導入されるというパソコンが助けてくれるでしょうし、読み聞かせは地域のボランティアさんの協力を得ることもできるでしょう。

しかし、一人一人の読書力のレベルを判断して選書してあげること、本を選んであげること。大好きな本に出会うことの手助け、調べ学習のサポート、そしてまた、先生からの依頼で授業教材を選んで準備するなど、先生方へのサポート、こういったことは読書推進員がやる仕事なんです。移動図書館や地域ボランティアによる支援、そして家庭教育、どれも大事ですが、本を選ぶ力、読む力ができて初めてそれ

らは有効なものになってきます。

学校が統合されて、閉校した学校があります。その学校の維持管理費はどうなりますか。そういうこれまでの予算を、この際こういった山鹿市全部の児童生徒のために読書推進員を全校に１人ずつ配置して、統合したら、こんなに手厚く見てもらえるようになった、よかったと、そういう保護者から言ってもらえるようなことをしませんか。学校統合の目的が財政上の理由ではなくて、あくまでも規模適正化だと言うなら、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

教育長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

学校の統合は財政上の目的ではなくて、子供たちのよりよい教育環境の確保のために行うものであり、学校の維持管理経費の削減を図るものではございません。学校の統合により、統合前の各学校で重複していた事務や労務を統一することでの経費的な削減効果は上がっておりますが、一方で統合により遠距離通学対策費等の新たな費用も発生しており、現在のところ市が負担する学校の維持管理経費の予算上の大きな減額は生じておりません。

また、予算の配分につきましては、１つの事業予算を減額したから別の予算が増額できるといったものではなくて、必要と判断した事業については、他の予算の縮減にかかわりなく、しっかりと手当てをしてきたところでございます。

読書推進員の配置につきましては、読書推進員の活動水準の維持を念頭に、学校統合の進捗に伴う適正配置を検討してまいります。また、先ほど部長が答弁をいたしましたけれども、図書館やＰＴＡ、地域との連携をさらに進めることで、読書活動推進員の取り組みのみに頼ることなく、幅広い児童生徒の読書活動の推進に努めてまいります。

議員が心配されているように、子供たちの読書離れ、活字離れは教育の大きな課題でもあります。これも議員が先ほど申されましたけれども、学びの基本は読むことだと捉えております。教育委員会としまして、各学校に子供たちがこれまで以上に読書活動に取り組む対策を練るように指導してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

ありがとうございました。

統合によって教育環境の、それは確保するということをおっしゃいましたけれども、本当にそういうふうになっているのかということは今後もしっかり見ていきたいと思います。

全国には、山鹿市と同じ規模の自治体、あるいはもっと小さな自治体でも、１校に１人ずつ配置してあるというところも数多くあります。教育は、何かしたからといってすぐにあらわれることは少ないし、数値ではかれるものでもありません。だからこそ、ちゃんとやっておかないとだめなんです。

今後も、この読書推進員だけではなく、学校を統合して減らされたりなくなったりして、子供たちの不利益になるようなことがないようにしっかりと見ていきたいと思います。

では、最後の質問です。山鹿市バイオマスセンターについてお尋ねしてまいります。

このことについては、平成27年12月議会において冨田　弘海議員が一般質問されております。私も冨田議員と同様に、このバイオマスセンターの問題点について危惧しておりましたので、大変な関心を持って答弁を聞きました。平成28年１月には全議員でバイオマスセンターを視察し、液肥貯留タンク内の残留量などを確認いたしました。当時、２つの液肥貯留タンクにはそれぞれ78％を超える液肥が搬入されている状況で、これが空にならないと清掃も点検もできないということでした。その後すぐに、バイオマスセンターの運営について担当課からご説明をいただいたわけですが、運営上の課題として３点挙げられました。まず１点目に、施設稼働率の低下、２、液肥利用率の低下、３、施設管理費の増加です。

改善策として、１に対しては、家畜排せつ物の搬入が鹿本町に限定されていることから、山鹿市全域の家畜農家へ拡大する。そして２は、液肥搬出体制の見直しをして、液肥利用者への普及推進、散布の拡大、タンクの点検、整備の実施をするというものでした。そして３点目は、施設利用者の拡充、利用料金の改正、以上のことが提示されました。平成28年度も終わりますが、タンクの現状と改善策の取り組みをお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。栃原経済部長。

［経済部長　栃原　栄一君　登壇］

○経済部長（栃原　栄一君）

服部議員の一般質問、バイオマスセンターの現状と今後についての１回目、液肥貯留タンクの現状と、運営上の課題の改善に向けた取り組みについてお答えいたします。

まず、液肥貯留タンクの現状についてご説明いたします。バイオマスセンターの液肥貯留タンク２基のうち１基については、平成27年8月25日の台風により屋根が被災し、屋根がかかっていない状態となりました。このため、液肥貯留タンクを一度空にして、タンク内の安全点検を実施すべく、早急の液肥の散布に努めてまいりました。その結果、昨年９月末までにタンク内の清掃及び点検を完了し、安全性を確認したところです。

なお、粘性の高い残渣についても水分調整することで、液肥として散布することができました。例年ですと秋作の農作物への散布が行われるところですが、昨年秋は長雨の影響で、散布作業が思うように進まず、１基の貯留タンクだけでは、日々発生する液肥の貯留が困難となり、本年１月からは空にしたタンクを使用せざるを得ない状況となっております。

次に、運営上の課題の改善の取り組みについてご説明いたします。

まず、施設稼働率の低下に対する改善策としましては、家畜排せつ物の搬入区域を見直し、鹿本地域以外にも菊鹿地域、鹿央地域からの搬入も開始し、利用率の向上を図っております。

次に、液肥利用率の低下に対しましては、施設利用畜産農家への働きかけや集落営農組織等へ積極的に普及促進を行い、散布体制の構築を図っているところです。

最後に施設管理費の増加に対する対策につきましては、菊鹿地域の畜産農家のご理解をいただき、平成29年度から菊鹿有機液肥供給施設での受け入れをバイオマスセンターに一本化することで、施設維持管理費に係る経費の削減に努めたいと計画しておりますし、畜産農家のふん尿受け入れに係る使用料の見直しについても協議を進めているところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

では、さらに３点お尋ねいたします。

液肥貯留タンクの２つあるうちの屋根が台風で被災してなくなっているほうのタンク、これは空にすることができて、点検整備がなされたということはよかったと思います。

しかし、一方のタンクは、点検も整備、清掃もできていません。このタンクの耐用年数は20年ほどと聞いておりますが、もう10年が経過しています。あと10年は使えることになります。今後も使用していくのならば、こちらのタンクの点検整備についてはどうお考えでしょうか。

また、このバイオマスセンターではありませんが、関連するので質問しますが、鹿北と菊鹿にも有機液肥施設があります。今先ほどのご答弁で菊鹿の施設のことについては触れられましたけれども、そこの予算が、平成29年度は平成28年度と比較しますと、3775万3000円から1948万円へと1827万3000円の減額になっています。これは、これまで鹿北や菊鹿の有機液肥施設に搬入されていた家畜ふん尿をバイオマスセンターに搬入して処理するということもあるんでしょうか。その関連性についてお尋ねいたします。

もう１点は、民間活力の導入を検討しているという説明を聞いておりますが、その点についてです。

今現在、発電装置の故障のため発電はされておりません。そこで、民間企業に提案を募集して、設備の維持管理、さらにＦＩＴ制度を活用した発電、売電ができたら採算性のある施設になるのではないかと検討しているということで伺っております。全国から４社の応募があって、それぞれにバイオマス発電を提案され、点数制で、そのうちの１社に絞って検討をされてるんですよね、今現在。発電のための施設整備には多額の投資が必要になると思われますが、本当に民間活力の導入ということは可能なんでしょうか。そうなった場合は、民間企業に委託をしようとされるのか、指定管理を考えておられるのかも含めてお答えいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。栃原経済部長。

［経済部長　栃原　栄一君　登壇］

○経済部長（栃原　栄一君）

バイオマスセンターの現状と今後についての２回目、まず１点目、被災していない液肥貯留タンクの点検整備についてどう考えているのかについてお答えいたします。

液肥貯留タンクにつきましては、先ほどの説明でも申し上げましたとおり、屋根が被災したタンクの内部を清掃、点検した結果、安全性が確認されましたので、もう１基についても同時期に整備し、同様の使用をしていることから同じ状況であると推定しております。

次に、２点目の家畜ふん尿についてバイオマスセンターと鹿北、菊鹿有機液肥施

設の関連性につきましては、まず鹿北有機液肥施設については、処理対象物が家畜ふん尿ではなく、し尿でありますので関連性はございません。菊鹿有機液肥施設については、平成29年度からバイオマスセンターで搬入処理する計画としておりますので、その分の経費が減額となるものでございます。

次に３点目の、バイオマスセンターの運営についての民間活力の導入につきましては、平成27年11月に今後のバイオマスセンターの管理運営や有効活用方法等について、審査方式により民間事業者から提案を募集したところ、４社からの提案がありました。その中での１社の提案に、現在使用していない発電設備や数年後に更新の必要性のある発酵槽を自社の費用負担により整備し、発電事業を再開し、売電による事業展開も考えたいという提案をいただきました。現在、本案の実現可能性について、将来に向けての管理運営方法等を含めて協議、検討を続けているところです。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

もともとこのバイオマスセンターは、搬入された畜ふんなどで発電して、それを売電すると一般財源からの持ち出しもなく運営できるという計画だったそうですね。それが、発電の機械の故障で全く発電できない、修理もできないということで、今後も発電はされないということでした。これまでも、年間7000万円ほどの維持管理費がかかっており、平成28年度は修理及び点検整備費もかかりまして、先ほどの台風被害等もありましてですね。１億235万1000円の予算がつけられています。ただし、使用料や肥料の販売などの収入もあります。

しかし、使用料、手数料、雑収入合わせて平成28年度の予算書では1860万円、平成29年度では2140万2000円です。大まかですが、毎年5000万円ほどの赤字となる計算で、これまで10年間ですから、５億円の赤字ということになって、このまま同じことをしていけばさらに赤字はふえ続けるのは誰にでもわかることです。それでもこの先、この施設を存続させていかれますか。もちろん、現在搬入されている20数件の利用者もおられますので、そのことは十分に考慮しなければなりませんが、山鹿市としての今後の方向性を明確にお答えいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。栃原経済部長。

［経済部長　栃原　栄一君　登壇］

○経済部長（栃原　栄一君）

バイオマスセンターの今後の方向性についてお答えいたします。

バイオマスセンターの事業収支につきましては、議員ご指摘のとおり、大変厳しい状況が続いております。平成25年度から平成27年度までの過去３年間を見ましても、年平均で4000万円を超える支出が超過となっており、現在の直営方法について見直しをする必要があると考えております。

そのため、この１年、畜産農家において戸別に処理施設を整備していただく方法や、事業提案を受けております民間活力の導入など、複数の選択肢について慎重に検討を重ねてまいりました。

具体的な検討内容としましては、それぞれに基本的な考え方を整理し、メリット、デメリットを洗い出し、経費等の算出を行った上での将来を見据えた経済性及び生産性の比較等でございます。

現時点におきましては、明確な方向性をお示しするまでには至っておりませんが、今後さらに農家の方々、民間事業者との協議を行い、できるだけ早い時期に市の方向性を決定してまいります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

大変厳しい状況のようだと思います。毎年の支出超過が4000万円を超えると言われましたが、5000万円に近い金額だろうと私は思っています。この全体の事業規模で毎年5000万円の赤字なら、もう民間企業なら倒産してますよ。先ほども言いましたように、もともとこの施設は地域で発生する生ごみや家畜ふん尿を有効利用して、良質の液肥や堆肥をつくって、メタン発酵してできたガスで発電し、そしてそれを売電して、その売電の費用で運営をしていくという計画でした、先ほど言いましたけれども。

家庭用の生ごみの搬入も中止し、発電も全くできないという状況、そういうことなので、この計画はもうそもそも破綻しています。できるだけ早い時期に方向性を決定するというご答弁でしたけれども、これがまた１カ月先なのか、半年か１年か、全くわからない抽象的な表現です。これまで１年間かけて複数の選択肢について慎重に検討を重ねられてもなお結論を出せずにいるんですよね、今現在。そうしている間でも、年間四、五千万円の赤字は出していくんです。このまま存続するかどう

かの、そういったことも含めて決断する時期に来ているんではないかなと思います。適切な判断をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、服部君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

おはようございます。

議席番号７番、冨田　弘海です。

改めまして、再度この壇上に立たせていただくことに感謝し、これからの４年間、しっかり努力してまいる所存でございます。

それでは、発言通告に従いまして一般質問を２件、ふるさと応援寄附金、それから、４期目のスタートに当たっての市長の思いについて質問をいたします。

初めに、ふるさと応援寄附金についてお伺いをいたします。

ふるさと納税は、昨年の３月に質問しております。さらに、９月には、服部議員が質問をされておられます。その後、課題等が整理され、新たなシステムにより申し込みが始まっているかと思いますが、このふるさと納税は年末に急増する傾向があると聞いております。

そこで、ふるさと応援寄附金の寄附の状況や返礼品についてお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

冨田議員の一般質問、ふるさと応援寄附金に係る寄附の申し込みと返礼品の状況についてお答えをいたします。

寄附の増加と地域資源を生かした産業の振興を目指して返礼品の拡充を行ったわけでございますが、拡充後の寄附の受付につきましては従来からの窓口受付に加え、業務委託先であります株式会社サイネックスが運営する「わが街ふるさと納税」という、ふるさと納税ポータルサイト内の山鹿市専用ホームページにより受付を行っております。このサイト内におきまして、寄附金額に応じた返礼品の選択とクレジットカード決済が利用できるようシステムを構築し、平成28年11月10日から利用を開始したところでございます。

本年３月１日現在の平成28年度のふるさと応援寄附金の寄附状況につきましては、寄附件数308件、寄附金額993万4000円となっており、約４カ月という短い期間では

ありましたが、寄附件数、寄附金額ともに昨年度を上回る結果となっております。

次に、寄附者からの希望の多かった返礼品としましては、あか牛ヒレステーキなどの肉類が151件と約半数を占め、次に米が53件、菊鹿シャルドネなどの酒類が22件となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

ご答弁ありがとうございました。

２回目の質問をいたします。このふるさと納税に関するアンケート集計が共同通信独自調査により都道府県別に出ています。調査内容は、ふるさと納税が必要な制度か、ふるさと納税の実績について、また納税の使途について、返礼品について、制度のあり方についての調査項目になっております。熊本県については、44の市町村が回答されていますが、今回は本市も昨年の11月から利用開始がされたということでございます。よって、現在の取り組みの状況等について、次の３点質問をいたします。

１点目、返礼品の選定方法について。

２点目、業務体制について。

３点目、平成29年度寄附金の目標額についてお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

冨田議員のふるさと応援寄附金に係る２回目のご質問にお答えをいたします。

まず、１点目の返礼品の選定方法でございますが、昨年９月に、山鹿市ふるさと応援寄附金返礼品出品事業者募集要綱に定める要件を満たす事業者を対象に説明会を実施し、一定の期間を設けまして、出品事業者と返礼品の募集を行いました。その結果、26事業者から50品目の返礼品が提案されました。

その後、提案された返礼品につきまして、市内で生産製造されているもの、市内の原材料を使用しているもの、そしてそれらが山鹿市の魅力を発信し、地域産業の振興につながるものであるかなど、募集要綱に定める要件を満たしているか慎重に審査を行い、提案いただいた50品目全てを採用するに至ったものでございます。

続きまして、２点目の業務体制についてでございますが、今回の返礼品の拡充や

インターネットによる申し込み､クレジットカードでの決済といった見直しに伴い、寄附の申込件数が相当数増加することが予想されました。他市の例などを参考にしますと、それまでの職員１名による対応では事務処理に支障を来すことから、今回の見直しにあわせて、寄附の受付から返礼品の発注・管理・発送、お礼状及び受領証明書の作成・発送、寄附者からの問い合わせなどといったふるさと応援寄附金に係る一連の業務を一括して代行業者に委託して、事務の効率化を図っているところでございます。

最後に、３点目の平成29年度の目標寄附金額でございますが、インターネットによる申し込みも年間を通して利用できること、認知度が大きく向上すること、魅力ある返礼品の充実をこれからも図っていくことなどにより、目標額を5000万円と設定しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

ありがとうございました。

新たな業務体制での利用を開始されたとのお伺いをし、安心と期待を寄せるところであります。今始まったことではありませんが、総務省は返礼品について、制度の趣旨に沿わない一部の返礼品は問題だと自粛要請もされておられますが、各自治体の反応はさまざまのようです。山鹿市はスタートしたばかりです。本来の趣旨は守りつつも、今後もさらなる山鹿の魅力ある返礼品を図っていただき、ふるさと応援寄附金が新たな財源として活用されますことを願いまして、１件目の質問を終わります。

次に、４期目のスタートに当たっての市長の思いについてお伺いをします。

新市発足から12年間、市長はいろんな事業に取り組んでこられました。一例を挙げますと、合併支援道路の整備、市民医療センターの整備、小学校の統合整備、庁舎の建設、そして懸案事項でありました焼却施設の建設も始まっております。

さらに、夢が具現化といいますか、具体的に現実化されたものとして、さくら湯があります。人の考えは多様で、よしあしは別にしましても、市街地の活性化に大いに寄与してくれるものと願うところであります｡市長はこれまで人をつくること、企業を誘致すること、積極的に取り組んでこられています。第２次山鹿市総合計画や総合戦略の中でも人材の育成、産業の振興、移住定住の促進を大きな目標に掲げられておられますが、ハード事業と違い、このことが一番難しく、また困難なこと

でもあります。他の自治体でも、このことを大きな目標に掲げているところがありますが、思うように実現しないのが現状ではないかと思います。このことについては、誰がどのようにして人材を育成するのか、どのようにして人口減少に歯どめをかけ定住促進を図るか、非常に難しいとも思っております。

余談ですが、私も公約に、一歩踏み出す実行力と掲げております。現実を踏まえ、さらに一歩踏み出すことが実現への近道だと思っております。今定例会には骨格予算として提案されており、具体的事業内容を含めた政策的経費については６月定例会での提案と聞いております。

そこで、具体的とは申しませんが、４期目のスタートに当たって中嶋市長の思いをお伺いし、私の一般質問を終わります。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

冨田議員の一般質問の２点目、４期目のスタートに当たっての私の思いについてお答えいたします。

私は、１市４町の合併後の平成17年２月の市長就任以来、３期12年間一貫して、市民の融和と市域の一体的な発展を願い、社会資本整備の着実な推進を図りつつ、行財政改革にも意欲的に取り組みながら、本市の将来都市像の実現に向けた取り組みと財政基盤の構築を進めてまいり、確かな成果を残すことができたと思っております。

これからの４年間は、これまで築き上げてきた成果の上に立ち、第２次山鹿市総合計画の基本姿勢として掲げる人をつくる、経済をつくる、住み続けたいまちをつくるの３本の柱の深化と、山鹿市総合戦略に掲げるやまがの経済の飛躍、人がつくる地域と未来を方針とする地方創生に向けた取り組みを引き続き推進してまいります。

特に、次に掲げる項目を重点的に取り組んでまいります。１点目に、最大の課題であります人口減少の克服に向け、力強く歩み始めた山鹿市総合戦略、新養蚕産業構想、菊鹿ワイナリー構想、山鹿灯籠ジャパンブランド構想については、地域の魅力、価値を掘り起こし、磨きをかけ、情報発信するなど、地域資源を生かした活力ある地域経済の実現に向けて取り組んでまいります。

２点目に、にぎわい創出を含めた中心市街地の課題解決に向けた方向づけを行い、中心部の活力を生み出してまいります。

３点目に、新焼却施設の建設、学校再編、第２次カルチャースポーツセンター整備といった社会資本整備を着実に効果的に進めてまいります。

４点目に、2019年開催の女子ハンドボール世界選手権、ラグビーワールドカップ、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした国内外戦略を進めてまいります。

５点目に、市民生活や産業活動を支える社会インフラの最適整備を図ってまいります。

私は、人口減少の問題を初め、さまざまな懸案事項に対し真正面から取り組み、活力と活気に満ち、市民一人一人が幸せを感じ、山鹿に住みたい、住んでよかったと実感していただけるようなまちづくり、「人輝くやまが」に象徴されるような心も体も輝くきれいなまちづくり、そして人づくり、未来づくりに全力を尽くしてまいる決意でございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、冨田　弘海君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時11分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時23分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生　よしや君の発言を許します。芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、こんにちは。

議席番号３番、日本共産党の芋生　よしやです。

さきの市議選で市民の皆さんの大きなご支援で議会へ送り出していただきました。私は、市民の皆さんの暮らしの願いを実現するために全力で頑張ってまいります。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

きょうは、２項目について質問します。１つ目は国民健康保険について、２つ目は子育て支援についてです。

市長選に当たり、中嶋市長は産業、人材の育成、教育、福祉の充実を図り、移住定住をさらに深化させると公約されました。私は、地方自治法第１条の２にある住民の福祉の増進を図るという地方自治の本旨からも大事な公約だと思います。私も、

この立場で市政に向き合う決意です。

今、国の政治が国民生活に大きな影響を及ぼしています。来年度の国の予算案は、軍事費に５兆円以上も計上するのに、社会保障は高齢化による自然増分でさえ削減する異常な福祉切り捨て予算となっています。今では、働く人の実質賃金は４年連続マイナス。年額18万円も低くなりました。高齢者の皆さんも、相次ぐ年金カット、医療介護の負担増で厳しい生活を強いられています。こんな中で、山鹿市民の暮らしも厳しさを増しています。

そこで伺います。今の市民の暮らしの実態について、山鹿市の認識をお聞かせください。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

芋生議員の一般質問にお答えいたします。

市民の暮らしについての認識ということでございます。地方においては、目に見える景気回復も見込めない中、山鹿市民の実感としては、生活に不安を抱いている世帯が少なからずいらっしゃるのではないかと思っております。

市民所得推計によりますと、山鹿市の平成25年度の一人当たりの市民所得は209万円で、県平均より低い水準での横ばい状態が続いております。収入の増加が見込めないことで、税などの負担感も増しているものと推測いたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

税と社会保障の負担感は増しているとの答弁がありましたが、市民の暮らしは本当に大変です。日本共産党山鹿市委員会が行った市民アンケートでも切実な声がたくさん寄せられました。回答の６割以上の人たちが、以前よりも生活が苦しくなったと答えています。寄せられた声を紹介します。

年金は減るのに税金は上がる。残るお金はほんのわずか。これでは生活できません。退職し、社会保険から国保になりましたが、その高さに驚いています。払いたくても払えませんなど、切実な声がたくさん寄せられています。中でも、きょう取り上げる国民健康保険税の負担は、市民生活を苦しめています。そこで、山鹿市の国保の現状についてお聞きします。

所得200万円の４人家族、５人家族の場合の国保税額は幾らでしょうか。

また、過去３年間の国保税の収納率、短期保険証、資格証明書の交付世帯数をお聞かせください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

１点目の国保税額につきましては、世帯所得が200万円で、40歳夫婦と子供２人の４人世帯の場合、年額38万8600円となります。同じく子供３人の５人世帯の場合、41万3000円となります。

次に２点目の、国保税の過去の３年間の現年度分収納率でございます。平成25年度91.9％、平成26年度91.5％、平成27年度91.8％となっております。

次に３点目の、国保税滞納世帯に対し、滞納期間やその額に応じて交付する短期保険証及び資格者証の交付世帯につきましては、平成26年度は短期証918世帯、資格者証120世帯、平成27年度は短期証789世帯、資格者証197世帯、平成28年度は短期証651世帯、資格者証145世帯でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

今、答弁にありましたように、短期保険証の発行数は651世帯に上ります。また、保険税を払えないため、保険証を取り上げられている資格証明書の発行世帯は145世帯とのことです。他市と比較しても、これだけの資格証明書を発行している自治体はありませんし、市民から保険証を取り上げるなどもってのほかです。そもそも、所得200万円の４人家族で38万8600円、５人家族で41万3000円、所得の２割にも上る国保税は高過ぎると思います。子育て世帯では、そのほかにも家賃や保育料、教育費もかかります。これでは、生活に回せるお金はほとんど残りません。

そこで伺います。私は、今の山鹿市の国保税は高過ぎる、市民の負担能力を超えていると思いますが、市としてどう認識していますか。国保税が市民の負担能力を超えたものになっていると考えていますか。それとも、適正な額だと思いますか。

答弁を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

国保につきましては、非正規労働者や無職などの低所得世帯が多いこと、加えて他の社会保険と比較して、事業主負担がないことにより、所得に対する本人負担の割合が高い状態にあります。そのため、被保険者の負担感は大きいのではないかと考えております。

低所得世帯への負担軽減といたしましては、世帯所得に応じ、均等割、平等割について、２割、５割、７割の法定軽減制度がございます。本市においては、60％が軽減対象世帯となっております。

また、個々の世帯に対しましては、失業や事業収入の減少などにより、国保税の納入が困難となられた場合には、税の軽減制度もありますので、その活用をお勧めしておるところでございます。

なお、現在の国保税率は平成27年度に改定したものでございますが、その際には、被保険者の皆様の負担が過度にならないよう、一般会計からの基準外繰り入れもお願いしながら、ご負担可能であろう範囲での設定をさせていただいたものでございます。この点はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

国保の加入者が非正規や無職などの低所得者が多いこと、所得に対する本人の負担が大きいことから、被保険者の負担感は大きいのではないかとの答弁がありました。しかし、今の国保税について負担可能な範囲との認識は容認できません。国保税の負担にどれだけ市民の皆さんが苦しめられているのでしょうか。市民にとって、今の国保税の負担は限界です。私は、さらなる一般会計からの繰り入れで国保税の１世帯平均２万円の引き下げを求めます。

山鹿市には、国保税を引き下げる財源はあります。市民の皆さんの税金が平成27年度決算では137億円も積み立てられています。自由に使える財政調整基金は68億円あります。２万円の引き下げに必要な予算は１億8000万円です。積み立てられた基金の2.65％で引き下げることはできます。市長がやる気になれば、すぐにでもできます。市民の皆さんの暮らしを守るため、直ちに国保税の引き下げを行うことを求めますが、見解を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

国保税の引き下げを行うべきというご意見は、市民の皆様の声として真摯に受けとめさせていただきます。

現行制度では、国県の負担金や他の社会保険等からの定率での負担額を除いた分は被保険者の国保税で賄うというのが原則でございます。ただし、これまでも、本市は極力被保険者の負担軽減に配慮した税率設定を行ってまいりました。年々増加する医療費を賄いながら、国保税の急激な上昇を回避するため、基金の取り崩しや一般会計からの基準外の繰入金という形で補塡を行い、収支を保ってきたところでございます。

現在の国保税率を引き下げるためには、さらに新たな財源の確保が必要となります。一般会計からの基準外の繰り入れをふやすことは、一般会計そのものを圧迫することにつながりますし、国保に加入していない市民との負担の公平性の観点からも慎重であるべきというふうに考えております。

平成29年度予算におきましては、引き続き国保財政の安定化を図るため、平成28年度と同額の基準外繰り入れを計上しており、平成29年度における国保税率の引き下げについては予定はいたしておりません。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

今、山鹿市が基準外の繰り入れを行っていることは大事なことです。しかし、それでも今の国保税は高過ぎます。所得の２割にも上る国保税を異常だとは思いませんか。山鹿市には、積み立てられた基金が137億円もあります。この基金の一部を取り崩せば、引き下げは十分できます。私は、引き続き国保税の引き下げを求めていきます。

次に移ります。2015年５月に医療保険法の一部が改正され、2018年度から国保の運営を都道府県と市町村が共同で担うことになります。

そこで、お聞きします。この国保の都道府県化で何がどう変わるのか、市の見解もあわせてお聞かせください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

平成27年度の法改正によりまして、平成30年度から新たに都道府県が市町村とともに国保の保険者となることが決まっており、熊本県においても現在準備が進められているところでございます。

県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うことは、制度の安定化につながるとともに、事務の効率化や標準化によるコスト削減、医療費適正化等の事業の広域的な展開など、メリットも期待されるところでございます。

なお、市町村では、国保税の賦課徴収や保険給付、保健事業などの身近な事業は引き続き担うことになっておりまして、被保険者の立場からは、これまでどおりと変わるところはほとんどないというような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

答弁にありましたように、都道府県化が実施されても保険証の発行、保険料の決定、賦課徴収、医療の給付、保健事業などは引き続き市町村が行います。国保財政の基本構造も変わらないとすれば、何が変わるのか、ここが重要なところです。都道府県が国保財政の元締め、市町村の監督役として強力な権限を持つことになります。

新制度のもとでは、国保財政の流れは、１、県が国保事業に必要な費用を各市町村に納付金として割り当てる。２、市が住民に保険税を賦課徴収し、集めた保険料を県に納付する。３、県が給付に必要な財源を市に交付するとなります。新制度で市は納付金の100％完納が義務づけられます。例えば、滞納がふえて保険税の収納が予定よりも下回った場合も、納付猶予や減額は認められません。保険額も全国統一の算出基準をもとに県が市町村ごとの標準保険料率を示します。それを参考に、市町村は保険額を決めることになります。このことから、医療費の削減、さらなる保険税の引き上げが行われることになるのではないかと懸念します。

そこで伺います。都道府県化で国保税の市民の負担は来年度からどうなるのでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

新制度では、県が市町村の医療費などを見込んだ上で各市町村から県へ支払う納

付金を算出し、それにあわせて標準税率を示すことになります。

各市町村は、示された標準税率を参考に、市の税率を設定し、国保税として徴収し、県に納める納付金の財源といたします。平成30年度の納付金の額及び標準税率は、ことし12月以降に示されることとなっております。

現段階では、国保税率がどのようになるかは明らかではありません。市としては、できるだけ被保険者の負担が過大にならないことを念頭に、まずは県との調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

今、答弁に、被保険者の負担が過大なものにならないことを念頭に、まずは県との調整に努めてまいりますとありましたが、実際はどうでしょうか。埼玉県では、昨年12月に行われた運営協議会で都道府県化移行後の市町村ごとの標準保険額、一人当たりの保険料の試算を公表しました。それによると、現行の保険額と比べて最も保険額が上がる自治体で７割増に、県平均でも３割増となるなど、国保加入者に大きな負担となることが明らかとなりました。

そこで伺います。都道府県化になっても、市民への負担増となることがないように、引き続き一般会計からの繰り入れを行い、保険税を抑えるべきだと思いますが、見解を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

ご質問の、今後県が示す標準税率と現行の税率とを比較して、被保険者の負担が急激に増すこととなった場合、その緩和策としては現段階で次の方法が考えられます。

第一に、現在保有している国保の財政調整基金の取り崩しでございます。

第二に、県が造成する準備基金からの貸付制度が創設され、その活用がございます。

ただ、この件についてはまだ詳細が明らかになっておりません。

なお、一般会計からの繰り入れの継続、拡大については先ほど述べましたとおり、慎重であるべきと考えております。

いずれにしましても、被保険者の代表や各関係者からなる市の諮問機関であります国保運営協議会の答申を受け、市として総合的に判断してまいります。

なお、今回ご質問いただいた事項につきましても、今後の検討課題とさせていただきます。

最後になりますが、国保は低所得者が多いことや、高齢者が多く医療費水準が高いことなどを背景にして、財政基盤が脆弱であるという構造的な課題を抱えております。国も、その課題認識のもと、平成30年度から公費負担の拡充を予定いたしております。さらなる公費投入や低所得者への軽減制度の拡充等につきましても、九州都市国保研究協議会あるいは全国市長会等を通じて、引き続き要望をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

負担を緩和する方法の１つに、県が造成する準備金、財政安定化基金のことだと思いますが、からの借り入れがあるとのことですが、貸し付けを受けた市町村は３年以内の返済義務が生じます。不足分は、保険税の増税となる可能性がありますから、これは保険税のさらなる引き上げにつながりますし、市は保険料を徴収するために、さらなる徴収強化が懸念をされます。

国は、新制度がスタートしても一般会計からの繰り入れを認めています。2015年４月16日、４月17日の衆院本会議と衆院厚生労働委員会などで我が党の質問に対して、市町村独自の公費繰り入れは制限されず、引き続き自治体でご判断をいただくという答弁を繰り返しています。今回の都道府県化になっても、国民健康保険が社会保障であることは変わりありません。市民の命と健康を守る国民健康保険としての機能を堅持していくことが大事です。

新制度となっても、一般会計からの繰り入れを継続し、国保税の負担を抑えることを求めて、国民健康保険の質問を終わります。

次に、子育て支援についてお尋ねします。

私は、保育士として34年間子供たちとかかわってきました。保護者の皆さんの仕事や生活の苦労などの相談に乗りながら、ともに子育てし合う仲間として働いてきました。また、ひとり親として我が子２人を育てました。そんな中で、子育ての喜び、子育ての苦労や救いを求める思いを仕事を通じて体験してきました。

今、子供の貧困が社会問題となっています。６人に１人の子供たちが貧困状態に

あります。しかし、この子供の貧困は目に見えにくい。子供の貧困の解決は、私のこれからの大事な仕事の１つと考えています。

そこで伺います。市は、子供の貧困の実態についてどう認識していますか。中嶋市長にお尋ねします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員の一般質問、子育て支援についてお答えいたします。

子供の貧困の実態についての市の認識についてでございます。

国が公表している貧困率は、子供の数や所得の状況、生活意識など、世帯の状況を総合的に把握する目的で実施されている国民生活基礎調査をもとに算出されたものであり、全国的に上昇傾向にあると承知しております。

このことから、子育て世帯の貧困が年々拡大するとともに、特に将来を担う子供の貧困につきましては､大きな社会問題であると認識しているところでございます。

そこで、山鹿市における子供の貧困の状態についてでありますが、国が算出した子供の貧困率は自治体ごとに数値が公表されておらず、また、山鹿市が保有するデータからも貧困率を推計することは難しい状況にあります。しかしながら、18歳以下の生活保護受給者数を見てみますと、市の人口は減少してきているにもかかわらず、受給者数は横ばいであることから、相対的に上昇傾向にあると言え、今後においても経済的に困窮する子育て世帯への対応は課題であると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

答弁の中でも、大きな社会問題であると認識している。また、困窮する子育て世帯への対応が課題であると考えておりますと答弁していただきました。長引く不況の中で、収入がふえない、消費税増税で市民生活は厳しさを増しています。今、子育て世代を応援するために、全国で公立の小学校や中学校の給食費の保護者負担を軽減する市町村がふえています。全国では、４市33町25村の62自治体が全額補助をしています。一部補助を含めると、全国で362の市町村が保護者負担の軽減を図っています。さらに来年度から、無料や半額補助、多子世帯補助などを予定している市町村も少なくありません。子供の貧困はなかなか見えにくい。給食費の支払いもそ

うです。何とか生活を切り詰めて給食費を捻出する、そういうご家庭が山鹿市でも広がっているのではないでしょうか。今、全国で子供の貧困の実態についてアンケートなどを実施し、把握する努力が行われています。給食費が払えずに肩身の狭い思いをしたり、生活費を切り詰めて給食費を捻出するなど、子供たちや家族に大きな負担となっていると思います。

そこで伺います。山鹿市で学校給食費の無料化をした場合、どれくらいの予算が必要か、県内での学校給食無料化の実施状況はどうなっているか。さらに、山鹿市は給食費無料化についてどう考えているのか、見解を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

芋生議員の一般質問、学校給食の無料化についてお答えをいたします。

山鹿市では、２カ所の給食センター及び14校の学校で自校式による給食を提供いたしており、その運営費を市が負担し、食材費用を保護者の負担といたしております。

仮に山鹿市が給食費の無料化をいたしますと、小学校でおおよそ１億1700万円、中学校で7000万円ほど財源が必要となってまいります。

県内では、山江村と水上村が全額補助をしているほか、荒尾市が小学校の給食費の無料化を打ち出しているところでございます。

山鹿市では子育ての支援といたしまして、独自に医療費の18歳までの無料化や、ランドセルの支給などを行っておりますし、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者には、就学援助制度により、給食費を含めた学校で必要とされる費用の助成を行っているところでございます。

このようなことから、山鹿市において、経済的な面での給食費の支援は充実しているものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

山鹿市が18歳までの医療費の無料化、ランドセルの支給を行い、子育て支援を行っていることは大切なことです。就学援助制度で学校で必要とされる費用の助成を行っていることも重々承知しています。だからといって、経済的な面での給食費の

支援が充実しているかというと、そうではないのではないでしょうか。

先ほど指摘したように、給食費の捻出のために生活費を切り詰めているご家庭があります。ある保護者のお話では、毎月学校に納めるお金で一番負担が大きいのが給食費、子供のことを考えると何とかしてでも納めないとと、給食費を捻出するため苦労されていることをお聞きしました。

給食費は、小学校で年額約４万6000円、中学校で５万5000円になるなど、負担は大きく、兄弟がいればなおさら大変です。学校給食法第１条では、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの。第２条第１号、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。第２号、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。学校生活を豊かにしてなど、給食は教育の一環であると定めています。そして、憲法第26条で、義務教育はこれを無償とするとしています。給食費の無料化に必要な予算は１億8000万円です。答弁でもありましたように、荒尾市では小学校の給食費の無料化を実施します。子供の貧困対策のためにも、教育の一環としての立場からも、全国で広がっている学校給食の無料化を山鹿市でも実施すべきではないでしょうか。見解を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

先ほど答弁をいたしましたように、給食の無料化というのは考えておりません。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

引き続き、学校給食費の無料化を求めていきます。

次に、就学援助制度の改善についてお聞きします。

山鹿市の就学援助受給者数、支給内容、３年間の支給対象者の割合はどうなっているでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

芋生議員の一般質問、就学援助制度の改善についてお答えをいたします。

就学援助制度は、学校教育法第19条におきまして、経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定があり、山鹿市では例年700名程度に支給をしているところでございます。

支給内容といたしましては、学用品や校外活動費、新入学児童生徒学用品、修学旅行費のほか、国の補助基準の項目にない医療費、学校給食費を追加して支給をいたしております。

３年間の支給対象者の割合は、平成25年度に16.5％、平成26年度に17％、平成27年度に17.2％となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

山鹿市の就学援助制度の利用は700名程度とのことでした。支給対象者は、平成25年度16.5％、平成26年度17.0％、平成27年度17.2％と増加傾向にあります。つまり、困窮世帯がふえているということです。

支給内容で、国の補助基準項目にない医療費、学校給食費を追加しているとのことでしたが、県内ではほとんどの自治体が学校給食費は就学援助で支給しています。問題は、既に国の基準で支給することになっているＰＴＡ会費や生徒会費、クラブ活動費が山鹿市の就学援助の支給項目にないことです。国が子供の学校教育において必要と認めています。合志市では既に支給されています。

そこでお聞きします。山鹿市でも、ＰＴＡ会費や生徒会費、クラブ活動費など、支給科目を広げるべきではないでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

芋生議員のご質問にお答えをいたします。

山鹿市では、国の補助基準の項目にもありますように、クラブ活動費や生徒会費、ＰＴＡ会費につきましては対象から外しております。

一方、山鹿市では、先ほど回答いたしましたように、より公平性、必要性のある項目について、総合的に判断して支給内容を決めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

総合的判断で支給内容を決めているとのお答えでした。しかし、ＰＴＡ会費、生徒会費、クラブ活動費は、国が支給対象と認めているものです。速やかに支給科目の対象拡大を検討していただきたいと思います。

続きまして、新入学児童生徒学用品等についてお尋ねします。

2017年４月から、要保護世帯、生活保護世帯と同程度の困窮している世帯に対する就学援助のうち、新入学児童生徒に対する新入学児童生徒学用品等の国の補助単価が約２倍に引き上げられました。現在の小学校２万470円、中学校２万3550円の補助が２倍に引き上げられました。

しかし、問題は準要保護世帯、つまり生活保護に準じる世帯の児童生徒です。私は、準要保護世帯にもこの単価引き上げを適用すべきだと思います。

そこで、伺います。今回の単価改定を受けて、山鹿市の準要保護世帯においても、生活保護世帯に２倍に引き上げられた単価を適用すべきだと思いますが、見解を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

芋生議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の新入学児童生徒学用品費等の単価の引き上げにつきましては、文部科学省初等中等教育局から、平成29年度予算案の増額改定の通知が届いております。

本市におきましても、その趣旨を踏まえ、準要保護世帯にも、国基準に合わせるよう対応を進めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

国基準引き上げの趣旨を踏まえ、準要保護世帯にも対応を開始しているとのことは、本当に重要なことだと思います。今回の単価引き上げが山鹿市における子供の

貧困対策の大きな１つになることは間違いありません。ぜひ早急に実施していただきますよう要望しておきます。

次に、非婚のひとり親世帯のみなし寡婦（夫）制度について伺います。

非婚、未婚のひとり親家庭は、税法上の寡婦（夫）控除が受けられないため、死別や離別のひとり親家庭と比較して税法上の優遇措置がありません。保育料算定に関し、非婚、未婚のひとり親家庭にも税法上の寡婦（夫）控除を適用させて、所得金額を引き下げ、保育料算定に係る所得階層を下げるべきだと考えますが、見解を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

芋生議員の一般質問、非婚のひとり親世帯のみなし寡婦（夫）制度についてお答えをいたします。

保育料につきましては、市民税の税額に応じてその額を算定いたしております。

この市民税額につきましては、税法上寡婦（夫）控除を受けることのできる、配偶者と死別または離別した方のみに同控除を適用して算出された税額を用いております。議員が要望される税法上控除を受けることのできない非婚のひとり親家庭に対しては、これを税法上の寡婦（夫）とみなして試算した市民税額での保育料の判定は、現在山鹿市では行っておりません。

議員ご質問の趣旨は､経済的弱者が比較的多いと想定されるひとり親世帯の中で、特に税法の恩恵を受けない非婚のひとり親家庭のことを思慮されてのご質問であろうと思います。現在の山鹿市の保育料につきましては、保育料の金額を定める階層につきましては、国が８階層で設定をされているのに対して、山鹿市におきましては16階層で設定しており、より低所得者に配慮し、きめ細かい料金体系としております。また、料金の額につきましても、所得の低い階層に対しましては、他市と比較しても遜色のないよう十分に配慮して設定を行っているところでございます。さらに、ひとり親等の保育料につきましては、所得制限はあるものの、第１子については通常の半額、第２子以降は無料といった制度上の優遇措置を設けており、その適用に関しては対象者の漏れがないよう、きめ細かく聞き取りなどを行うなど措置を講じて、ひとり親の支援に取り組んでいるところでございます。

このように、所得の低い階層やひとり親に対する支援について、現行でも十分配慮を行っていると考えておりますので、当分の間はこれを維持してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

現行でも十分配慮を行っていると考えておりますので、当分の間はこれを維持してまいりたいと考えておりますとの答弁でした。本当にひとり親で子育てをしていく、また、非婚、未婚となれば、さらに大変な状況となっていくと思います。引き続き、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

中嶋市長は、市の人口減と18歳以下の生活保護世帯の上昇傾向を心配し、経済的に困窮する子育て世帯への対応が課題であると述べられました。子どもはやまがの宝だ宣言にも掲げてあることからも、未来を担う子供たちのさらなる子育て支援に力を尽くしていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、芋生君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後１時30分から再開いたします。

午後０時14分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午後１時29分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原　昭三君の発言を許します。北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

皆様、こんにちは。

議席番号11番の公明党の北原　昭三でございます。

中嶋市長におかれましては、さきの市長選におきまして厳しい選挙戦を勝ち抜いての当選、まことにおめでとうございます。この４年間、全ての市民の皆様が気概を持ち希望に満ちた生活ができる山鹿市を目指し、全力で市政運営に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。私も、この４年間、皆様の声をしっかりと市政に届けてまいります。

それでは、発言通告に従いまして、一問一答にて今回４件の質問をいたします。

質問の中で、健康マイレージの導入・進捗状況につきまして、そして、あいのり

タクシーの利用状況と増便については委員会所管の事項でございますので、１回の質問といたします。明瞭な答弁をお願いをいたします。

それでは、１件目の健康マイレージの導入・進捗状況についてお伺いをいたします。

今、全国の自治体で進められている健康マイレージ、高齢者を初め、健康に無関心の人も積極的に健康づくりを行っていただくため、健康診断の受診やスポーツ教室への参加など、自治体が定めた健康づくりを行った市民にうれしい特典があるというものです。例えば、地域の飲食店と商店が連携し、健康づくりを行った市民に対してカードを発行し、店でカードを提示すればドリンク無料や商品の割引サービスを受けることができる。また、こうした制度に企業が参入するケースもふえつつあります。先進導入事例といたしまして、これは、兵庫県の高砂市の内容でございますけれども、若干ご紹介をさせていただきます。

兵庫県高砂市は、このほど市民の健康寿命の延伸などを目的にした高砂にこにこポイント制度を開始しました。同制度は、がん検診の受診などでポイントが付与され、100ポイントためると地元の名産品が当たる抽選への応募資格となる仕組み、対象は高校生を除く18歳以上の市民や市内在勤者ががん検診の受診で50ポイントを獲得できるほか、婚姻届や出生届の提出で100ポイント、市民講座の参加で20ポイント、制度に参加している商店に行くと１ポイントがもらえるとあります。

また、この制度の運用に当たりましては、市は商業施設などを展開するイオン株式会社と提携、同社の電子マネー、カードを使い、専用端末にタッチするとポイントが付与され、100ポイントを１口として抽選に参加できるシステムを開発をされております。

平成27年12月の定例会での質問に対しまして、将来的にはウオーキングコースの設定、さらにはウオーキングや健康診断の健康増進活動のポイント化、いわゆる健康マイレージも視野に入れまして、市民の健康意識の向上、検診の受診率の向上につながるような山鹿市の独自の取り組みを展開してまいりたいというふうに考えておりますとのご答弁でございました。

その後、健康マイレージの導入に対する進捗状況はどのようになっておりますか。お伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。野田福祉部次長。

［福祉部次長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部次長（野田　勝年君）

北原議員の一般質問、健康マイレージの導入・進捗状況についてお答えいたしま

す。

健康マイレージは、議員ご指摘のとおり、健康診断の受診や健康保持のための生活習慣の継続的な実施などに対しましてポイントを付与し、たまったポイントに応じて何らかの特典を与える取り組みでございます。

本市におきましては、第２次山鹿市総合計画の中で、先導的な施策の１つとして健康マイレージプロジェクトと位置づけ、山鹿市民歩こう運動をさらに発展させ、取り組むことといたしております。

山鹿市民歩こう運動は、健康づくりの輪をウオーキングやさまざまなスポーツを通じて広げていくことを目的としていますが、これまで広報やまがでの特集記事の掲載、運動のキャッチフレーズの公募による設定やのぼり旗の設置などを通じ啓発に努めてきております。

現在は、民間団体を構成員に含めたプロジェクトチームを発足し、山鹿市民歩こう運動の一歩前進に向けた具体的な取り組み、さらに健康マイレージ制度の早期導入に向け、しっかりと検討を重ねながら進めているところでございます。

本市では、市民が健康で安心して暮らせるよう、これまでライフステージに応じた健康診断の実施や受診勧奨を進めることにより、疾病、特に生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防に取り組んでまいりました。

これに加え、山鹿市民歩こう運動の推進や健康マイレージ制度の導入により、市民一人一人が、自分の健康は自分で守る、つくるという意識の変革を促し、検診の受診率の向上、健康づくり習慣の定着、ひいては健康寿命の延伸や医療費の抑制につなげてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

市民一人一人が自分の健康は自分で守る、つくるという意識の変革が大事と痛感をいたしました。この医療費の抑制につながる、また楽しんで健康になる健康マイレージの早期導入をよろしくお願いをいたします。

続きまして、２件目、准救急隊員の創設についてお伺いをいたします。

過疎地域と離島を対象に救急車の確実な出動を確保するため、准救急隊員の制度が本年４月から創設をされます。内容としまして、現在救急車には救急隊員３名以上の乗務が義務づけられております。そこで、救急隊員の編成を救急隊員２名と救急隊員ＯＢや一定の講習を受けた市の職員を准救急隊員として派遣できるようにな

ります。講習のあり方や継続的な研修、職場における配慮、公務災害の補償が重要でございます。過疎地域の人命救助向上に貢献できる制度として期待がされます。准救急隊員は、人工呼吸器を使った応急処置など、危険性の高い処置を単独で行うことはできません。しかし、３人で行う担架搬送や心肺蘇生法で行う心臓マッサージの連携などは実施できるよう教育訓練があります。制度運用の方法として、准救急隊員を職場や自宅から現場に直接向かわせ、救急車が到着するまで応急処置をさせることもできます。消防庁によりますと、救急車出動件数は2010年からふえ続け、2015年は約605万件で過去最多を記録をいたしました。急病が約385万件で、それに続くのが一般負傷の約89万件です。出動件数の増加した消防本部にその理由を複数回答で聞きますと、高齢者の傷病者の増加が約67％、急病の傷病者の増加が約66％に上がり、現代社会の影響が強く出ております。こうした傾向に過疎地域が対応するには相当な困難がございます。

実際、愛媛県西予市の一部地域では、救急隊員を平日昼間しか配置できず、救急隊員２人で軽症者の搬送をしたいとの考えを地方分権改革の提案要望の中で伝えられておりました。この声を受け、政府は救急隊員の編成基準を2015年12月に閣議決定し、今回の准救急隊員の創設につながりました。救急隊員は、応急処置や症状を記録しながら傷病者を励まし、准救急隊員が負傷者に寄り添う救急業務が支える大事な一員となることを期待をいたします。

本市の消防本部として、准救急隊員の創設についての見解をお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。徳永消防本部消防長。

［消防本部消防長　徳永　治彦君　登壇］

○消防本部消防長（徳永　治彦君）

北原議員の一般質問、准救急隊員の創設等についてお答えします。

准救急隊員制度につきましては、平成29年２月８日に消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正がなされ、平成29年４月１日から施行されることになりました。

当該制度は、近年の人口減少、厳しい財政状況等により、平日の夜間は救急隊を配置できないなどの救急業務の空白地域を解消し発生を予防するため、過疎地域及び離島において准救急隊員を含めた救急隊の編成ができる制度で、現行基準の隊員３人のうち、１人は准救急隊員に任命した自治体職員、消防団員等を充てることが可能となりました。

当市は、みなし過疎地域であり導入も可能ではありますが、山鹿市管内で４台の救急車を運用できていることや、准救急隊員の任用に関しては自治体職員、消防団員等を県教育機関において92時間の救急教育研修を行う必要があることなどから、

まだまだ導入には検討する余地があるのではないかと考えております。

また、現在のところは当該制度の教育研修の整備などがなされていないことから、今後、県教育機関等の動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

導入するには検討する余地があり、また、教育研修の整備もされていない状況であり、県教育機関等の動向の注視しながら検討してまいりたいとのご答弁でございました。

今現在、山鹿としては、先ほどのご答弁で十分な対応をされているということでございますけれども、今後、この高齢化社会に対応できる、また、この地域性を考慮して、今後展開していく制度と私は思っております。

それでは、２回目の質問に移ります。

若干質問内容が異なりますけれども、消防本部または分署より救急出動の際に一番遠い地域までの到着時間はどのくらいでしょうか。

また、救急依頼時、目的地の位置確認、移動にはカーナビ等のようなものが使用されているかと思いますけれども、その詳細についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。徳永消防本部消防長。

［消防本部消防長　徳永　治彦君　登壇］

○消防本部消防長（徳永　治彦君）

北原議員の２回目の質問１点目、消防本部または分署より、救急車出動の際に一番遠い地域までの到着時間についてをお答えいたします。

南島の消防本部から鹿央町中浦地域、約10キロメートルと一番遠く、時間にして約14分となっております。

鹿北分署からは、鹿北町多久茂田井地域が約12キロメートルと一番遠く、約17分となっております。

最後に、東分署からは、菊鹿町上内田山の神地域が約11キロメートルと一番遠く、約16分となっております。

次に、２点目の質問です。救急出動の際の目的地、位置確認についてをお答えいたします。

まず、出動の際には、目的地地図が印字されている指令書と、救急車内に車両運用端末装置を積載しており、目的地の確認ができるようになっております。

車両運用端末装置は、通信指令室で受けた情報を受信し、災害地点までの経路が表示されるナビゲーション機能を持った装置であります。

よって、目的地は指令書とナビゲーション、２点で確認することができます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

到着時間につきましては、思ったより早い時間で到着しているということで安心をいたしました。消防職員の皆様には、日々市民の安心・安全のためにご尽力賜りましてお礼を申し上げます。また、この件につきましては、機会を見まして質問をしていきたいと考えております。

続きまして、３件目、あいのりタクシーの利用状況と増便についてお伺いをいたします。

本市では、公共交通空白地域を対象に、平成20年より菊鹿あんず号が始まり、現在市内４地域であいのりタクシーが運行しております。あいのりタクシーは、病院や買い物など、車をお持ちでない高齢者や交通弱者にとって大変重宝されております。多くの方が利用され、大変助かっていますとの声をよく耳にします。年々利用者数も増加傾向にあると思います。導入を推進した一人として大変ありがたく思っております。導入から今日まで、４便についての利用状況についてお伺いをいたします。

また、山鹿チヨマツ号は、現在火曜日と金曜日の週２回の運行となっております。平成27年６月定例会で、あいのりタクシー山鹿チヨマツ号の週３日への運行拡大をお願いをいたしておりました。平成28年３月定例会答弁では、アンケートをとられた結果の報告として、１日の便数を減らしてでも運行日数をふやしてほしい方が38.1％、また、そのほかに運行日の拡大を希望される方が38.1％おられるとのことでございました。このように、何らかの拡大を望まれている方が合計76.2％おられる状況となっております。

この件に関しまして、その後いろんな検討をされたと思いますけれども、総合的に判断された内容についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

あいのりタクシーの利用状況と増便につきましてお答えいたします。

本市の予約制あいのりタクシーにつきましては、路線バスの廃止に伴います代がえとして、また、交通不便地域の解消のため、平成20年10月から順次導入しているものでございます。運行形態の基本といたしましては、路線バスの廃止地域につきましては月曜日から土曜日までの週６日、１日５便を運行しております。また、路線バスの運行地域につきましては火曜日と金曜日の週２日、１日５便を運行しております。

まず、利用状況につきましては、菊鹿あんず号が、平成20年の10月から運行を開始しておりまして、導入当初と現在の１年間の利用者数を比較しますと、平成21年度の利用者数１万743人に対し、平成28年度の利用者見込み数は１万4240人で、3497人増加しております。鹿央キンカン号は、平成21年１月運行開始、平成22年度3470人に対し、平成28年度6450人、2980人の増。鹿北たけんこ号は、平成21年の8月運行開始、平成22年度2410人に対し、平成28年度4730人、2320人の増。最後に、山鹿チヨマツ号は、平成23年12月運行開始、平成24年度2451人に対し、平成28年度4380人、1929人の増となっております。また、全地域を通しての平成28年度の利用見込み者数は２万9800人、あいのり率は１便当たり2.13人の見込みとなっております。

続きまして、山鹿チヨマツ号の増便につきましては、平成27年度に実施いたしました利用者アンケート調査におきまして、１日の便数を減らしてでも運行日数をふやしてほしいが38.1％、その他の自由記述において、運行拡大の希望者が38.1％、合わせて76.2％の運行拡大の希望がありました。

そのため、あいのりタクシーの運行拡大について検討するに当たり、本市の地域公共交通機関の利用者の実態を把握する必要がありましたので、平成28年度におきまして、路線バス利用者の乗降調査を実施することとしておりました。しかしながら、４月に発生いたしました熊本地震の影響によりまして、バスダイヤの乱れ等もございましたので、正確な実態が把握できないことから、平成29年度の早い時期に路線バスの乗降調査を行い、路線バス利用者の実態を検証し、あいのりタクシーの運行増便等につきましてバス事業者を初め関係機関との協議を行いたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

各便、あいのりタクシーを必要とされ、利用者がふえていることがわかりました。平成29年度のこの早い時期に路線バスの乗降調査をいただき、実態を検証され、多くの方々が、先ほども言いましたが、この週２回から３回のこの運行増便について期待がされておりますので、この件につきましては早急に、この検討をよろしくお願いをいたしたいと思います。

あいのりタクシーの対象外の地域としまして、川辺校区鍋田の八幡林というところがございますけれども、国道より急な坂を上っていかなければ自宅まで行けない地域でございます。高齢者が多く、数年後には運転ができなくなり公共交通機関を利用しなければなりません。バス停まで行くには、その急な坂を下り、帰りにはまた上ると、高齢者には厳しい現状が待っております。こういう不便地域もありますので、視野に入れていただきまして、このあいのりタクシーが利用できる500メートルというこの枠を今後考えていく必要があるかと思います。

いずれにしましても、高齢者の方が安心して暮らせる生活環境をよろしくお願いをいたします。この件につきましては、多くの方々から要望がありますので、ずっと続けていきたいと考えております。

続きまして、学校における給食費の公会計化についてお聞きをいたします。

文部科学省内の検討チームが、昨年６月13日、学校現場における業務の適正化に向けての中で、学校給食費などの学校徴収金会計業務の負担から教員を解放するとして報告書をまとめました。内容では、学校給食等の学校徴収金は多くの学校において、その徴収管理業務を教員が担っている状況にあります。とりわけ未納者が多い学校では、未納金の徴収について教員に大きな負担が生じている状況であります。文部科学省の調査におきましても、給食費の集金や支払い、未納者への対応等への負担感が高いことが明らかとなっております。

一方、学校給食費を公会計化し、徴収、管理等の業務を教育委員会や首長部局に移行した自治体におきましては、教員の時間的かつ負担が大きく減少しているほか、一般会計に組み入れることにより、会計業務の透明性が図られるとともに、年間を通じて安定した食材調達が可能となったなどの効果が報告をされております。こうした状況等を踏まえ、学校現場の負担軽減等の観点から教員業務としてではなく、学校を設置する地方自治体がみずからの業務として学校給食費の徴収管理の責任を負っていくことが望ましいと思います。

このため、地方自治体の会計ルールの整備や徴収員の配置の促進、徴収管理システムの整備など、学校を設置する地方自治体が学校給食費の徴収管理業務を行うた

めに必要な環境整備を推進する必要があります。

また、学用品や修学旅行等の学校徴収金の徴収管理業務についても、課題を整理した上で学校給食費と同様に必要な環境整備を推進する必要があります。

このほか、教員と事務職員の役割分担を図った上で、教育委員会のもとに学校事務の共同実施組織を設け、事務職員の連携共同により事務処理を効果的に執行し、事務処理の真の向上を図る取り組みが広がっております。学校事務体制を強化するとともに、学校給食費を含む学校徴収金の徴収管理業務の一体的な実施等の業務改善を図るためにも、学校事務の共同実施を推進していくことが重要であるとの報告がありました。

この学校給食費の管理は、自治体によって公会計と私会計の２種類あり、自治体が保護者等の給食費を合理的にサポートするには公会計があることが必要でございます。公会計は、自治体の歳入歳出の一部として管理する会計システムです。平成24年度の文科省の調査では、学校給食費の公会計は検討中を含めると45％にも上るというふうにも言われております。私は、子育て支援、少子化対策、若者の定住促進、魅力あるまちづくりのためにも、ぜひ学校給食費の公会計化を導入していただきたいと思います。

それでは、３点について質問をいたします。

１点目、現在の各学校の給食費の徴収管理業務はどのようになっておりますでしょうか。

２点目、学校給食の未納金の徴収についてはどのようにされていますか。

３点目、本市の公会計化システムの導入についての見解をお伺いいたします。

よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

北原議員の一般質問、学校給食費の公会計化についてお答えをいたします。

まず、給食費の会計方式と管理体制についてでございますが、学校における給食費は学校単位で保護者から徴収し、一旦学校等の口座に入れ、食材費用の支払いに充てるという、いわゆる私会計方式をとっております。

また、その会計業務は教頭もしくは学校事務職員が管理し、ＰＴＡ総会などにおいて、その決算等の報告がなされております。

次に、徴収方法につきましては、まず子供自身が学校に直接持参し、これを担任教諭が集計して、学校の給食会計に入れる方法がございます。こちらは、規模の大

きな学校において採用されているところでございます。

また、地区の保護者が持ち回りで集金し、学校に届ける方式や、口座からの引き落としをする方法もあります。こちらは小中規模の学校が採用しておるところでございます。

続いて、未納対策についてでございますが、小中規模の学校では年度末までには徴収を終えておりますけれども、大規模校につきましては未納金対策として、保護者の経済的な事情に応じて就学援助の申請を勧めているところで、この解消に向けて取り組んでおるところでございます。

最後に、給食費を市の会計で取り扱う、いわゆる公会計については、そのメリットとして、学校現場での事務負担が軽減されることとともに、学校で多額の現金を一時保管したり、管理したりすることがなく、会計の透明性の確保が挙げられます。

また、昨年の６月には、文部科学省生涯学習政策局長名で、学校現場における業務の適正化に向けてとして、徴収業務の軽減について環境整備を推進する旨の通知が届いておりまして、給食費の公会計化への方針が示されたところでございます。

一方で、給食費を公会計に変更するためには、条例等を整備し、新たな会計システムの開発が必要となり、あわせて集金方法についても見直しを行い、保護者の同意を得る必要がございます。

さらに、児童生徒の転出入や休学等を的確に把握する必要があり、学校側との緊密な連携等、事務担当者の負担の増加も想定されます。

このため、学校の統合の進捗状況やメリット、デメリットを勘案し、統合の時期や方法について判断してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

一旦学校等の口座に入れ、食材費用の支払いに充てるという私会計とのことでした。学校における会計方式とその管理体制について再質問をいたします。

本市のこの私会計はどのような根拠に基づいて行われておりますでしょうか。地方自治法第235条の４には、現金や有価証券を保管できる範囲が定められております。法律に定められているほかは、政令で決めるものだけです。学校給食費はその中には入っておりません。文部科学省が定める省令でも、地方自治体が定める条例でも例外扱いとすることはできません。学校で現金を管理し、もし不正行為や事故があった場合には、公的な補償ができません。学校で現金を保管、管理するのは大丈夫

でしょうか。金銭的な問題があった場合の補償はどうなるのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

北原議員の２回目のご質問にお答えをいたします。

私会計の根拠につきましては､昭和32年当時の文部省の歳入処理をしなくてよい、出納員ではない校長が取り集め、これを管理することは差し支えないという局長回答や、昭和33年の学校給食費を地方公共団体の収入として取り扱う必要はないとする判断のもと、現在まで私会計として取り扱われています。

議員ご指摘の給食費に限らず、教育現場で現金を取り扱うことで事件、事故が発生する可能性は生じますが、その補償や補塡については、瑕疵の有無や原因者の立場により対応が異なってくるため、一概に判断はいたしかねます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

それでは、未納対策について再質問をいたします。

小中規模の学校、また大規模学校では、未納金の徴収について若干違いがあるようですけれども、この未納額はどのくらいの金額でしょうか。

児童手当は保育料や給食費、教材費など、希望があれば天引き特別徴収をすることができます。積極的に活用すべき制度だと思います。

単に未納者対策として活用するのではなく、全員からの同意が得られれば、給食費の徴収業務がなくなります。児童手当からの差し引きについてどのようにお考えでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

北原議員の３回目のご質問にお答えいたします。

未納額については、私会計であるため正式には調査をいたしておりませんが、先ほどもご答弁いたしましたように、小規模校については年度末までにほぼ解消して

おりますが、大規模校においては若干の未納額があると聞いております。

また、議員ご指摘のように、公会計への移行後の給食費の児童手当からの差し引きは可能でございますので、将来的に公会計に移行した暁には、未納問題が多い学校にその旨を周知し、取り組みを進めてまいりたいと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

それでは、次の答弁はちょっと市長にお願いをいたします。

未納者の過半数は、家庭の経済的な事情によるものと思われます。私会計であるため未納額については正式に調査をしておりませんとの答弁でしたけども、給食センターは市の管轄ですよね。教育委員会として、やっぱりそこら辺の未納の額は把握しておかれたほうがいいかと思います。また、これはお聞きします。

文部科学省は、給食における契約は保護者と市長の関係と言っています。すなわち、市の公費による未納者対応を促進するべきです。そのために、早急な公会計システムへの移行が必要ではないでしょうか。

中嶋市長の見解をお伺いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

北原議員の学校における給食費の公会計化についての４回目の質問にお答えいたします。

給食費の公会計化のメリットとして、教職員の負担感を減らし、子供たちへ向き合う時間をふやし､心豊かに､たくましい子供たちを育成することにつながること。

また、保護者からお預かりした給食費の管理について透明化・安全化が図られるため、今後十分な内容の精査が必要であると考えております。

ただ、教育部長が先ほど答弁しましたように、多少の時間や経費がかかることも事実でございます。

今後、きちんと課題を整理しながら、検証を始めてまいります。

以上です。

○議長（永田　健君）

以上で、北原　昭三君の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時14分　散会

～～～

３月９日（木曜日）

平成29年（第２回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成29年３月９日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．冨丸　洋一郎

一般質問

（１）「中嶋憲正マニフェスト2016」について

①新養蚕産業構想について

②人口減少対策の具体的な構想はあるのか

２．立山　大二朗

一般質問

（１）女子ハンドボール世界大会を包括するスポーツ・文化振興について

（２）学校教育の現状と支援について

（３）山鹿版ＤＭＯ設立の進捗状況について

（４）空き家・空き店舗活用の現状と今後の見通しについて

３．永田　紘二

一般質問

（１）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について

（２）山鹿市の消防力確保について

（３）地域包括支援について

（４）町なかの元気、活性化について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

１番　　立　山　大二朗　君

２番　　小　川　榮　二　君

３番　　芋　生　よしや　君

4番	勢田昭一君
5番	有働辰喜君
6番	服部香代君
7番	冨田弘海君
8番	永田　健君
9番	冨丸洋一郎君
10番	藤本峰秀君
11番	北原昭三君
12番	芹川正美君
13番	藤原　豊君
14番	平井邦廣君
15番	吉本政幸君
16番	池田誠一君
17番	堀　茂幸君
18番	永田紘二君
19番	横手啓介君
20番	寺崎勇児君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	幸村英星君
消防本部消防長	徳永治彦君
市民部長	阿蘇品貴司君
福祉部長	戸次由夫君
経済部長	栃原栄一君
建設部長	金光一誠君
教育部長	木村厚男君
山鹿市民医療センター事務部長	飯田啓詩君
総務部次長兼政策審議員	木下　実君
市民部次長兼鹿北市民センター長	宮崎錦也君
福祉部次長	野田勝年君

経済部次長	早田順二君
教育部首席教育審議員	田上明利君
秘書企画課審議員	河嵜陽一郎君
地域生活課長	池田淳志君
長寿支援課長	徳永謙吾君
商工観光課長	渡邊義明君
水道課長	宮田裕二君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。冨丸　洋一郎君。

［９番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○９番（冨丸　洋一郎君）

おはようございます。

議席番号９番の冨丸　洋一郎です。

まず最初に、中嶋市長におかれましては、４期目の当選を見事果たされまして、心からお祝いを申し上げますとともに、山鹿市民のためにご尽力いただくことを期待しております。

それでは、発言通告に従いまして、１問だけお尋ねをしたいと思います。

２問設問を設けておりますので、一問一答でお願いしたいと思います。

「中嶋憲正マニフェスト2016」について、その中についてお尋ねをさせていただきます。

このたび、４度目の市長選挙戦において、市民の皆様方に向けたマニフェストをおつくりになっておられますが、その中から２点ほどお尋ねをしたいと思います。

山鹿版総合戦略プロジェクトの取り組みを掲げ、車の両輪に例えて山鹿の戦略的産業の推進と魅力ある雇用の創出と。経済政策を前輪として、仕事をつくり、安心して働ける環境を整えます。一方では、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる人口政策を後輪とすることで定住促進へとつなげ、未来へ向けて元気で明るい山鹿をつくりますと、そういった記述がございます。

ここでは、新養蚕産業、菊鹿ワイナリー、山鹿灯籠ジャパンブランド、３つの構想が掲げてありますが、今回、私は新養蚕産業構想についてお尋ねをいたしたいと思います。

現在、旧広見小学校跡地に、あつまる山鹿シルク工場の建設が進んでおります。本年４月の完成を目指し、また５月以降には試験操業が始まるというように聞いております。

この養蚕施設は従来の飼育方法ではなく、蚕を無菌室で飼育し、そして餌となる

桑の葉もペレット状にして、直接葉を与えるんじゃなくてペレット状にして餌を与えていくというように聞いております。

現在、本市には養蚕農家が一、二軒あると聞いております。そこで、新たな施設でできる繭と現養蚕農家がつくられる繭は、品質的に違う２つの繭が本市にできることになるというふうに思われます。この新養蚕産業が、今は衰退している養蚕飼育農家を再び復活するような構想につながるのではないかということをお尋ねいたします。でないとしたら、飼育農家への将来、どういうような形でふえるのか減るのか、あるいは全くゼロになっていくのか。そういったことをどのように想定されておるのか、市長に見解をお尋ねします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの冨丸　洋一郎議員の一般質問、新養蚕産業構想推進に伴う、伝統養蚕業の振興と経済効果についてお答えいたします。

ご承知のとおり、熊本県の養蚕業は、かつて全国有数の品質と生産量を誇り、その中でも山鹿地域は一大生産拠点として、多くの養蚕農家や製糸工場がありました。

しかしながら、化学繊維や海外産シルクの普及による国産シルクの需要の減少、養蚕農家の高齢化などから、全国的に養蚕業は衰退し、現在、山鹿市では２軒の養蚕農家を残すのみとなっております。

私はかねてから、先人から脈々と受け継いでこられた本市の伝統産業である養蚕業を再興させたいと考えておりましたが、一方で、従来の養蚕業では年に３回しか収穫ができないという生産効率の低さや、重労働であるといった課題を抱えていることも事実であります。そのような中で、あつまる山鹿シルクと本市で進めている新養蚕産業構想においては、これまでの課題を克服した周年無菌養蚕システムを採用し、新たな形で養蚕業を再生することを目指しております。

既に、耕作放棄地を活用した桑畑の造成や、廃校跡地への工場建設などが進んでおり、市といたしましても山鹿シルクのブランド化や、情報発信の取り組みなどを進めているところあります。

本年４月末には養蚕工場が完成し、５月以降には試験的な操業も開始される予定であります。それに伴いまして、４月から新たに12名の職員を採用されますが、そのうち山鹿市に在住する大学・高校の新卒者10名の採用がなされ、地域における雇用や定住の促進といった点でも、既に一定の成果をおさめております。また、今後、

工場が本格稼働していく過程において、さらなる雇用の拡大も見込まれております。

また、近年、蚕に関する研究は飛躍的に進み、生活用品や工業用品、さらには医療・医薬品などにも応用できることがわかっており、世界的にも注目が集まっております。

このように大きな可能性を秘めた新養蚕産業構想を、市とあつまる山鹿シルクが一体となって推進していくことで、将来的にはここ山鹿が関連産業の一大拠点となることや、地場企業と連携した新たな産業の創出につながってまいります。

私は、これまで本市で大事に受け継いでこられた養蚕・製糸業の伝統と精神に敬意を表しますとともに、しっかりと受け継ぎつつ、新たな形で山鹿発のシルク産業を創出していくことが重要であり、本構想の推進を通じて、山鹿の知名度向上や雇用の創出、移住定住の促進に全力で取り組み、必ず地方創生を実現したいと考えております。

ただいま冨丸議員のご質問の中で、新たな新養蚕産業とこれまでの伝統的なものをどう組み合わせながら全体の浮揚につなげていくかというお尋ねもあっておったと思います。これにつきましても、やはりこれまでの伝統的な養蚕業についても、先ほど言いましたように敬意を表し、そしてまた大事にしながら、そして新たな産業と絡み合いながら、これまでも繭を使った工芸品、あるいはまた、生糸を使った手づくりのマスク等の製造、生産等々も地域の方々が、市民の方々がしっかりと取り組んでいただいております。また、若い養蚕農家の方もいらっしゃるわけでございますので、そういった方々と一緒になって、この山鹿の養蚕業が新たな形で絡み合って発展していくことを願っておるものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

冨丸君。

［９番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○９番（冨丸　洋一郎君）

ご答弁ありがとうございました。

現在の養蚕農家に対する思いも、そしてまた将来像もしっかりとお考えのようでありますことを聞きまして、大変うれしく思います。

従来から養蚕農家は、大変な重労働であるというふうに思われてきておりますし、かつて私も農家で育ち、養蚕飼育に手伝わされた子供のときを思い出しております。季節ごとに帰ってくる蚕を家の部屋中で飼育し、寒いと暖をとらせたり、一体私たちはどこで寝とったのかなというふうな、そういった今思いが浮かんできております。母に連れられて桑畑へ行き、そして、かごいっぱいに摘んだ桑の葉をリヤカー

で引っ張って行き来した、そういった思いが今しております。

この新工場で、要するに無菌室で飼育された繭が山鹿ブランドとなるように成長することを願いながらも、従来方法の農家の普及につながればというふうに期待もいたしております。

これは余談でありますけれども、現在鹿央町のくらしの歴史館の中には、養蚕に関する用具等が数多く展示してございます。新工場が完成した暁には、見学者も多分あろうかと思いますので、その敷地の一角にでも、そういう養蚕の昔ながらの先人たちが使ってきた用具等を陳列していただけるスペースがあれば、なお一層山鹿市民にとっても、あるいは市外の人たちがお見えになっても、山鹿が養蚕の一大産地であったということを知らしめるいい状況になるのではなかろうかなというふうに思っておりますので、ぜひとも会社のほうに提言していただくならというふうに思って、１問目の質問を終わりたいと思います。

次に２点目に、人口減少対策の具体的な構想はあるかについてお尋ねをしたいと思います。

この問題につきましては、非常に幅が広くて、どこをしたらどうなる、どこをどうやったら人口減少に歯どめがかかるというふうな、一長一短にはいかないかもしれませんし、昨日も冨田議員のほうからお尋ねがあり、市長答弁もありまして重複するかと思いますけれども、私なりに質問を取り上げさせていただきました。それほど、この本市においてのこの人口減少対策については最も重要な課題であろうかというふうに思っております。

マニフェストには、山鹿版総合戦略の重点施策の１つとして位置づけをされているようでございます。住み続けたいまちをつくる、住みやすく子育てしやすい環境を、また、健やかで安心して暮らせる地域をつくると書かれております。また、若い世代の人が安心して住める定住環境の充実を図るなどの記述もございます。マニフェストにおける人口減少対策は、地方創生山鹿版総合戦略の主要施策の全体を深化させた中で実現を目指すということでありますでしょうか。なかなか具体的に、私たちも、この構想が想像しにくい部分があります。それは、やはり先ほど言いましたように、水の流れをどこかで堰をつくってとめるという簡単なものではないからであります。これは、決して市長のみならず私たち議員も、議会も、そして市民の多くの方々もこの山鹿市の人口減少に歯どめがかかるためには、全体で真剣に取り組んでいかなければならない大きな問題であろうかというふうに認識をしております。

選挙の討議資料として配付されたんでしょうけど、マニフェスト2016を見て、読んで、市民の方々に具体的に山鹿の将来像はなかなか浮かんでこないのではないか

というふうに思います。合併時の６万人が、現在は５万4000人ほどまで減少している中で、即座に、やはり先ほど言いましたように歯どめをかける特効薬となる施策はないかもしれませんが､何としてでもこの減少に歯どめをかけなくてはならない。これは喫緊の課題だというふうに思っております。市長はこの現状を、今率直にどういうふうにお考えでしょうか。

また、１つの方法として企業誘致を、きのうからの質問の中にもありました。企業を誘致するためには、その用地も要ります。しかし、用地が先なのか、企業が先なのかということになりますと、しかしながら、やはりこれを決定するのは相手方であります。その条件の中には、それだけのリスクもありますでしょうし、財政的に、やはり先行投資ということで、具体的な形で受け入れを検討していかざるを得ないんじゃないかなというふうに思うところでございますので、ぜひ市民の私たちにも市長が描かれている将来の山鹿市に向けたこの人口減少に歯どめをかける１つの方法、こういったものを具体的に、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの冨丸議員の一般質問、人口減少対策の具体的な構想についてお答えいたします。

人口減少対策の具体的な構想につきましては、まずは山鹿版総合戦略を強力に推進していくことに尽きるものと考えております。

これまで、マニフェスト2016でも掲げたとおり、人をつくる、経済をつくる、住み続けたいまちをつくるの３本の柱をまちづくりの基本戦略として進めてきたところでございますが、山鹿版総合戦略はこれをさらに深化させたものであります。

また、山鹿版総合戦略は、経済政策を車の前輪、成長エンジンと位置づけ、仕事をつくり、安心して働ける環境を整えることを目指しております。

総合戦略の中核をなす戦略プロジェクトの取り組みにおいて、山鹿灯籠ジャパンブランド構想では山鹿の伝統文化に磨きをかけ、観光地山鹿の知名度向上と交流人口の増加を目指し、新養蚕産業構想では、蚕糸業の再興を契機とした新たな雇用を創出いたします。

さらに、菊鹿ワイナリー構想では、山鹿産農産物の発信拠点と中心市街地の回遊性を高めることで交流人口を増加させ、新たな雇用の創出を図ります。

これらのプロジェクトを推進し、経済政策、観光政策、移住定住政策を有機的に

連携させていくことで、雇用の創出、交流人口の拡大、ひいては移住定住の促進につなげ、人口減少に歯どめをかけたいと考えております。

また、新たな取り組みとして、豊前街道の古民家等を活用した観光拠点の創設を検討しており、これらについても中心市街地の活性化のみならず、移住定住の促進をもたらすものと考えております。

折しも、2019年には、熊本県で女子ハンドボール世界選手権大会やラグビーワールドカップ2019が開催され、その翌年には東京オリンピックが開催されます。

山鹿市といたしましては、国内外の多くの方々が注目しているこのビッグチャンスを大いに活用して、交流人口の増加、移住定住の促進につなげたいと考えております。

ただいま、冨丸議員の話にもありましたように、人口減少対策、これは非常に難しい全国的な課題でございます。しかしながら、これは喫緊の課題であるというふうに捉えております。このための対策を、あえて２つだけキーワードを申し上げますならば、やはり私は全身全霊、全てをかけてこれに挑戦する、取り組んでいく、これが１つ。もう一つは、これはただ行政だけでなくて、オール山鹿で取り組んでいく、このことが大事であると。このことで初めて実現すると、私は確信をいたしております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

冨丸君。

［９番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○９番（冨丸　洋一郎君）

ありがとうございました。

なかなか市長が思い描かれる構想、なかなか現実的にどういうような状況になるのかなというふうに、ちょっと理解できないところもございますけれども、しかしながら、これは本市だけじゃなくて、今言われましたように全国的に人口減少対策というのは、ずっと今後、どこの市町村でも、あるいは県でも続いていくんではなかろうかなというふうに、そういった思いはします。

そんな中でも、先ほどご答弁にありましたような新たな取り組みとして、豊前街道の古民家等を活用した観光拠点の創出を考えておるということでございます。これらは、中心市街地の活性化のみならず、移住定住の促進にもつながるというふうなお考えということに、今お話がありましたけれども、私なりにもし豊前街道ということを取り上げていきますならば、今山鹿市には４つの高校がございます。非常に若い人たちが土曜日曜、それぞれ学校の用事で頻繁には中心部に出ていけないか

もしれませんけれども、一体４校でどれぐらいの人が日曜日、あるいは土曜、学校がないときに豊前街道を散策するなり何なりしている人数がどれだけあるのかなというふうに思ったときに、むしろ私はやはり若い人たちが好むようなまちづくり、歴史と文化、そういったものを非常に、後世に残すためにも大事であるというふうに思いますけれども、現実的には若い人たちが将来山鹿に住み着いて、結婚し、そして家庭を持っていく中で、本当に山鹿の中心部が、歴史、そういった重みだけで人のにぎわいは創出できるのかなというふうに、そういった思いもするわけでございますので、せっかく４校ある学校ですので、そういった若い方々にいろんなアンケート、そういったものをとって、どういう町だったら歩いて散策してみたいというふうな思いになるのか。

かつて私は､30年ほど前に熊本の新市街というところに仕事で行っておりました。その地点はブティックが一、二軒出てきた、ちょうど時代でありました。ブティックという聞きなれない名前をいち早く地方のほうから、そこに小さい店を出しながら、そしたらそれがやっぱり若い人たちが次々とそこに集まってきて、数多くのブティック、お店ができて、ついた名称がシャワー通りであります。これは新市街アーケード、下通りアーケードが、そこで切れておりますものですから、やっぱりそれはシャワーと、雨が降ってぬれていくというふうな通りを、しゃれた名前、ネーミングでつけたというふうなことを今思い出しております。

若い人たちの力をもっともっと引き出していかなければ、興味を持っていただく中心部でなければ、今からいずれにしても中心活性化は成り立っていけないんじゃないかなというふうに思います。そんなとき、例えばの話ですけども、今後、山鹿市においても閉校する学校跡地がようけあります。また、ようけ出てきます。そういった学校跡地を山鹿市外の方、若い夫婦に移り住んでいただいて、そこで子育てしやすい環境を整備した住宅を建設して、そこに１つの集落の欠けていく中で、人を呼び込む拠点というふうになることも雇用増につながるんではなかろうかなというふうに思います。

なかなか企業誘致というのは難しい問題がありますので、市が逆に人を呼び込む大きな施策の中には、そういった目に見える１つの政策も必要ではなかろうかなという思いもいたしておりますので､ぜひとも財政難であろうかと思いますけれども、しかしながら、やはり厳しいときこそ先行投資をして、それに向かっていくという方法も一理あるんじゃなかろうかなということを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、冨丸君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、立山　大二朗君の発言を許します。立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

皆さん、おはようございます。

議席番号１番の立山　大二朗です。

まずは、市民の皆様よりご負託賜り、ここの場に立たせていただくことについて改めて感謝申し上げたいと思います。これから、山鹿市の発展のために大いに貢献してまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、発言通告により一般質問をさせていただきます。初質問ですので、多々至らぬ点もあるかと思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

では、本日は４項目の質問をします。

まず、１項目め、女子ハンドボール世界大会を包括するスポーツ・文化振興について、こちらについて２点質問をさせていただきます。

まず１点目です。2019年、女子ハンドボール世界選手権大会に向けた取り組み状況についてということで、平成31年に、11月30日開幕の女子ハンドボール世界選手権大会において、開催国である日本を初めとする24カ国が総当たりの予選リーグに臨みますが、そこにおいて山鹿市総合体育館は八代市総合体育館とともに、予選ラウンド会場並びに順位決定戦会場に選ばれています。ということは、予選ラウンド会場ですので、24カ国のうちどれだけ来るか、まだ現状では細かくは判明していないようですけれども、多くの国々の方々が山鹿にやってきてくださるということです。また同年には、ラグビーのワールドカップも開催されます。世界に対して熊本県、山鹿、ＰＲしていく絶好の機会でありますし、また、これまで山鹿が山鹿学園都市として取り組んできたことを国際的に発信する絶好の場でもあります。さらには、インバウンド、外国人観光客、そういったものへの効果なども大いに期待できるところでございます。

さて、そのような女子ハンドボール世界選手権大会を２年後に控えているわけですけれども、山鹿として国内強豪のオムロンハンドボール部を擁するハンドボールのまちやまがとうたっておりますけれども、現状で市として市民の意識醸成、世界ハンドボール大会が開かれる。さあ、それに対してどうするかといった市民の意識醸成ですね。また、特に観光面などに対する受け入れ態勢の構築等、そういったものについて現状でどのような取り組みがなされているのか。

私が一市民として拝見している分には、まだまだ市民の意識も盛り上がっておりませんし、観光においても、例えばそれだけ多くの外国人の方々がお見えになる、そういったものに対しての備えといったものができているのか甚だ不安になるとこ

ろもございます。そこで、改めて伺いたく存じます。

では、次に２点目の質問をさせていただきます。

スポーツ・文化振興のためのスポーツ・文化コミッションの設立についてということで質問させていただきます。

先ほどから申しておりますように、女子ハンドボール世界選手権大会やラグビーワールドカップなど､大きなスポーツイベントを熊本県山鹿市は控えておりますが、今後も継続的にスポーツイベントなど、また文化イベントなどを招致していくためには、いわゆるスポーツ・文化コミッションの設立なども求められてくると思います。

今、スポーツ・文化コミッションということで、スポーツと文化を一体化してお話ししておりますが、これは平成32年の東京オリンピックを、またパラリンピック開催を控え、文部科学省におきましてスポーツによる地域活性化推進事業というものが推進されております。

そこで、一般的にはスポーツコミッションが先行して日本各地で設立され、こちらはコミッションという組織の中で、イベントの招致にとどまらず、大会運営のコンサルティングですとか、また、合宿の誘致ですね。いろいろなスポーツイベントの合宿、また一般的な部活動の合宿なども招致してくる、誘致してくる。そしてそれを観光に誘導していく｡スポーツツーリズムというふうに称しております｡また、それにとどまらず、地域の健康増進などへの取り組みを総合的に取り扱う事例が、多くの自治体において今見られています。スポーツコミッションの活動により、地域の医療費抑制に貢献することも目的とされているものでございます。

そこで、質問させていただきます。スポーツ・文化振興による都市戦略としてのスポーツ・文化コミッションの設立について、これまで山鹿で取り組みがあるというふうには、ちょっと私、寡聞ながら存じませんが、例えば合宿などについての補助、そういったものがあるというふうには伺っておりますし、またそちらの予算もしっかりとついて、またそれも昇華しているというふうに聞いておりますが、さらに、もっと拡大して大きな取り組みとしてのスポーツ・文化コミッションというものの設立について、山鹿市としてどのようにお考えなのかお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

立山議員の一般質問、１点目の2019女子ハンドボール世界選手権大会に向けた取

り組み状況についてお答えをいたします。

女子ハンドボール世界選手権大会は、２年後の平成31年11月30日から12月15日の16日間、パークドーム熊本をメーン会場に、熊本市のアクアドームくまもと、八代市総合体育館、そして、山鹿市総合体育館の４会場で開催をされます。

この開催地の一つである山鹿市には、日本女子ハンドボール界のトップチームであり、ふるさとやまが大使のオムロンハンドボール部が活動しており、これまでその人材やノウハウ、施設等を活用してハンドボール競技の地域での盛り上げを行ってまいりました。

例えば、オムロンハンドボール部の選手やＯＧが山鹿市内の小学校へ出向き、直接ハンドボール競技の指導を行い、その成果を市小体連主催のハンドボール大会開催につなげております。さらに、小学生から社会人まで参加できるやまが総合スポーツクラブでも、オムロンハンドボール部員やＯＧ、山鹿市ハンドボール協会員の指導によるハンドボール教室を開催をいたしており、ハンドボール競技の底辺の拡大を目指すとともに、日本代表選手になれるようなアスリートの養成を図っております。

また、山鹿市ハンドボール協会や市内小中高校ハンドボール部など、ハンドボールに携わる官民一体となった組織、ハンドボールのまちやまが連絡協議会を昨年12月に立ち上げ、全市的なハンドボール普及、振興の体制を構築をしてきたところでございます。来る2019女子ハンドボール世界選手権大会は、これまでのハンドボールの裾野を広げる地道な活動と、全市を挙げたハンドボールの振興体制を基盤とした､ハンドボールのまちやまがの推進の最大の好機と捉えているところございます。

今後は、世界大会の開催地であります各自治体、競技団体の熊本県ハンドボール協会などと一体となり、県民、市民に広く2019女子ハンドボール世界選手権大会のＰＲ活動を図るとともに、ハンドボールのまちやまがの情報発信に努めてまいりたいと思っております。

次に、２点目のご質問、スポーツ・文化コミッションの設立についてお答えをいたします。

スポーツコミッションとは、スポーツを通じた交流促進等による地域活性化を目指し、大会や合宿などの誘致や運営、情報発信やＰＲ活動などを行い、利用者ニーズに対応するワンストップ窓口機能を有する官民一体型の専門組織で、文部科学省の外局として設立されたスポーツ庁が全国各地のさまざまな取り組みに支援を行っております。

一方、議員ご案内のスポーツ・文化コミッションは、世界ハンドボール大会や東京オリンピックといった一大スポーツイベントを間近に控え、単にスポーツのみな

らず、山鹿市の特徴の一つである豊かな文化資源を一体的に活用するのも、本市の振興・活性化の推進役として大きな可能性を秘めているものだと想定をいたしております。

山鹿市には、市体育協会、各種競技団体、文化協会といったスポーツ振興・文化振興を目的とした数多くの団体がございます。また、山鹿温泉観光協会のように積極的にスポーツコンベンションの誘致を行っている団体もございます。

こうしたスポーツと文化の振興を担う数多くの団体が、2019女子ハンドボール世界選手権大会という同じ目標を見据え活動をともにすることは、それだけでも大きな意義があることだと思います。

今後は、それら諸団体と十分な協議を行いながら、スポーツと文化を一体的に活用した地域振興のための体制や手法について、しっかりと研究をしてまいりたいと思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁ありがとうございました。

山鹿市は、平成９年の男子ハンドボール世界選手権大会の開催実績もございます。既に知見が相当に蓄積されているかと思われますので、ぜひそれらも参照、活用しながらハンドボールのまちやまがにとどまらず、さまざまな文化振興・スポーツ振興、このスポーツというもの、いわゆる近代スポーツにとどまらず、さまざまな山鹿のオリジナリティーあふれるようなスポーツ振興を含め、大いに盛り上げていただきたいと存じております。

また、とりわけ教育現場においてこういった機会が外国語教育や、またマナーの向上、教育にもつながるものと考えております。こういう大会が、またイベントがグローバル社会への接点、窓口として大切な機会となっていく、子供たちにとってもすばらしい機会となっていく、そういったチャンスと捉えていただければと思っております。

また、インバウンド、外国人観光客の集客などにも拡大していく一大イベントです。市役所内外、また地域の諸団体等、関係各位での連携をしっかりと強化されて、世界に山鹿の名を発信していくような事業になるように検討していただき、また取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

では、２項目めですね。学校教育の現状と支援について。まず、山鹿市の小中学校では、校務改革や授業改革に取り組んでいらっしゃるというふうに聞き及んでおりますが、次の３点について、学校教育の現状とそれに対する教育委員会の支援について質問をさせていただきます。

まず１点目です。定時退勤日の設定についてです。

学校教員のワークライフバランスが向上することが、学校現場での教育の質を向上させることにもつながるものと考えます。山鹿市におきましても、週１回の定時退庁、定時退勤を推進されていると伺っております。しかし、実際に数校の学校へ聞き取り調査を行いましたところ、実態としては必ずしも遵守されていないようです。これは、学校現場での教員の方々への負荷が非常に高いためかと思われます。一応は定時退庁した、定時退勤したということで、もうほとんどみなしのような状態で、実際は学校に残って作業をされている、また部活動の指導などをされている、そういうふうなことが多々あると。ですので、数字上では達成されているようになっておりますけれども、実際のところはまだまだ至っていない。現場のところでは、むしろ非常に仕事がふえていて悲鳴を上げている。家庭との対応も年々増加している。こういった状況において、山鹿市として現状をどのように捉えられているのか。また、その改善策、どういった取り組みをされているのかということについてお聞かせ願いたいと思います。

では次に２点目でございます。低所得家庭等の子供に対する学力向上の取り組みについてです。

フランスの社会学者であるピエール・ブルデューは、親の文化資本の格差が子供の教育格差に影響するということを指摘しています。ここで言う文化資本とは、親の学歴やキャリア、また所得だけではなく、そもそも親自身の教養や知的好奇心も含んでおりますが、実際のところ、所得の厳しい家庭においてはその文化資本、教養や知的好奇心というものも蓄積されにくいということも事実であります。また、そのブルデューは、貧困が教育格差により連鎖、固定化していくことに警鐘を鳴らしていますが、実際私自身も民間教育、学習塾の経営に携わっておりました経験から、これらのことを非常に痛感しております。塾に通えるお子さん方は大変恵まれていらっしゃるわけです。その時点で教育を受ける機会を与えられている。しかし、そうでない子供たちとの格差が生じるということにも目を向けていかねばなりません。経済的、また家庭の事情で持続的な学習が困難な児童生徒が存在する現状において、山鹿市の学校教育でどのような取り組みがなされているのか、また、これをどのように解決を図っていかれるのかを質問いたします。

では、３点目でございます。インクルーシブ教育の推進についてです。

インクルーシブ教育とは、障害の有無にかかわらず、全ての子供に対して一人一人のニーズに合った適切な教育的支援を通常の学級において行う教育のことでございます。これは、一人一人が異なった人格、特性を持つことを認める教育姿勢であり、これからの共生社会を成立させていくためには欠かせない態度であると考えます。障害のある子供のためだけではなく、これは障害のない子供にとっても共生社会を営んでいくその準備段階として必要な教育でございます。

山鹿市におきましても、文部科学省のインクルーシブ教育構築モデル事業で、国の助成を受けながら推進してきたわけですけれども、助成終了に当たり、またモデル終了に当たり、教育効果のエビデンス、どのように数値的にはかれるのか、また、今後はどのような姿勢でインクルーシブ教育を推進していくのか。これをお聞かせ願いたいと思います。

以上３点、お願い申し上げます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。田上教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　田上　明利君　登壇］

○教育部首席教育審議員（田上　明利君）

立山議員の一般質問、学校教育の現状と支援についてお答えいたします。

ご質問１点目の、学校における教職員の定時退勤日の現状についてでございますが、山鹿市内全ての小中学校が週に１回の定時退勤日を設けております。このことにより、精神的なゆとりを生み、計画的な業務遂行に効果があったという現場の声を聞いております。しかし、学校によって取り組みの差があり、徹底できていないところもあるようでございますので、教育委員会といたしましては、教職員の負担感軽減やワークライフバランスの維持からも、この定時退勤日の確実な実施に向け、各学校への啓発を強化してまいります。

次に、２点目の、低所得家庭等の子供に対する学力向上の取り組みについてでございますが、放課後に指導時間を確保し、低所得家庭等の児童生徒を含みます習熟の低い児童生徒に対する個別指導に力を入れております。また、退職校長会の支援による補完指導も行っております。さらに、学力格差が広がります中学校においては、昨年度から地域人材を活用した地域未来塾事業を実施し、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていなかったりする中学生に対して学習機会を提供しております。教育委員会がこれまで推進してきました校務改革で生み出しました時間の有効活用と地域人材の活用を進め、今後とも確かな学力向上のために各学校の支援に努めてまいります。

ご質問の３点目、インクルーシブ教育については、全ての子供が授業に参加し、

理解できるように、授業の流れを示したり、目当てやまとめを確実に板書したりするなど、ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業づくりや、合理的配慮の確実な提供を行い、障害がある子も障害がない子もともに学ぶ教育の研究に取り組んでおります。全国的に高い評価を得ました平成25年度から３カ年間の文部科学省指定インクルーシブ教育構築モデル事業終了後も、インクルーシブ教育の推進を学校教育指導の重点に掲げ、学校訪問等を利用して、学校現場に対して継続的な指導・助言を行うとともに、合理的配慮協力員を２名配置し、多岐にわたっての支援を行っております。これらの取り組みや授業改善により、本年度の熊本県学力調査においては、全学年、全教科で県平均を上回るなど成果も確実に出てきているところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁ありがとうございました。

実際問題、その定時退勤日の設定などについても、負担軽減をしていくということでございましたけれども、学校の先生方というものは現場の指導だけではなく、指導案の作成ですとか教育委員会への資料の提出など、非常に事務仕事にも忙殺されるものだと伺っております。ぜひ現場の負担を軽減して子供たちの教育にもっと目が向けられるような体制づくり、環境整備を推進していただければと、またそういったところへのご協力もお願いできればと存じております。

そうすることによって、先生方のワークライフバランスが改善され、よりよい教育が学校現場でも行われる。また、先生方も山鹿で仕事をし、また暮らしていて、非常に豊かな心で生きていけると。そういったところも含めて包括的に取り組んでいただければと思います。そういったことが、またその低所得家庭の児童の教育問題への解決などにもつながっていくものと考えられます。先生方の時間ができる、余裕ができれば、そういった子供たちへの取り組みもできます。

また、私ごとで恐縮ですが、東京都におりましたころ、自由民主党政策プレゼンコンテスト東京大会において地域人材を活用した教育改革ということで、テーマでお話しさせていただいて、そのときに最優秀賞、優勝させていただいたんですけれども、やはり地域未来塾事業のように地域人材を活用していって、そういった方々が学校に入っていって、地域一体で盛り上がっていく。学校が地域コミュニティーの核となっていって、そして地域に暮らす子供たちも、また大人たちも学校を核と

して生活していく、育っていく、そういった事業の核となるような学校づくりを、これからも強力に推進していただければと存じます。

とりわけ、平成28年２月に策定されました山鹿市教育大綱におきましても、夢への挑戦、学ぶ喜び、生きる幸せをスローガンに、基本方針として命を輝かせる、志を育てる、生き抜く力を育むことを掲げておられます。大綱自体の期間は終了しますけれども、さまざまな可能性を持つ子供たちへの教育こそが未来への投資であり、今を生きる我々の責任でございます。山鹿市の持続可能性を高めるための持続可能な開発のための教育。いわゆるＥＳＤにも取り組んでいただくためには、十全な予算編成なども必要になってくるかと思われます。これからもぜひご回答いただいた教育方針を推進、拡大されていかれますようにお願い申し上げます。

それでは次の質問に移らせていただきます。

３項目めです。山鹿版ＤＭＯ設立の進捗状況についてお尋ねします。

所管の委員会にかかわる質問で大変恐縮ではありますが、今後の山鹿の観光振興、また市長の施策とも大きくかかわってくる内容かと思いますので、質問をさせていただきます。

第２次山鹿市総合計画におきまして、山鹿版ＤＭＯの設立による観光窓口の一元化、来訪者の効率的な呼び込みのための環境整備により、雇用創出及び地域全体の経済活性化が呈示されていることについてです。

まず、ＤＭＯという言葉が聞きなれない方も多いかと存じますので、改めてご説明します。ディスティネーション　マネジメント　オーガニゼーションの略で、さまざまな地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、また情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体でございます。

つまり、これは半官半民の場合であったり、民間でやる場合もあったり、さまざまな形態をとりますけれども、観光に対するものを一元化しようとする窓口、そのようにお考えいただければわかりやすいのかなと思います。

こちらが会社主体となりますと、ＤＭＣ、オーガニゼーションではなくカンパニーとなります。観光にかかわる事象を一元化し強力に推進する仕組みでございますので、そこで、４点質問させていただきます。

１点目に、山鹿市としてＤＭＯの概要をどのように認識されているのか。

２点目に、山鹿版ＤＭＯ形成に係る現在の取り組み状況についてご説明ください。

３点目に、山鹿版ＤＭＯの方向性について、どのような形で推進される予定なのかお聞かせください。

４点目に、現時点で目標とする設立時期について、具体的にお聞かせ願いたく存

じます。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。栃原経済部長。

［経済部長　栃原　栄一君　登壇］

○経済部長（栃原　栄一君）

立山議員の一般質問、山鹿版ＤＭＯ設立の進捗状況についてお答えいたします。

１点目のＤＭＯの概要につきましては、議員、先ほど申されましたように、頭文字でやられておりまして、直訳しますと、目的達成のための経営管理する組織というような意味でございます。官民協働で市場調査や戦略づくり、ＰＲなどを行い、観光地としての知名度を上げ、地域の稼ぐ力を引き出すため、観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取りを行う民間主体の組織が理想とされております。

そのためには、個々の事業者や観光協会が単独で活動するだけでなく、地域の関係者が一体となって合意形成を得ながら戦略を策定していく必要があります。これまでの観光地づくりは、ＰＲ活動やイベントを中心に外からの集客を図ってまいりました。しかしながら、とどまらない人口減少や国内観光需要の低迷、一方ではインバウンド（外国人観光客）需要の高まりなどの環境の変化が著しく、個々の組織では対応が難しくなってきていることから、マーケティング（市場調査）とマネジメント（経営管理）を同時に行っていくことが求められております。

次に、２点目の山鹿版ＤＭＯの形成に係る現在の取り組みにつきましては、地元の商工・観光関係事業者や団体等が行政と一緒になって専門家の意見や他の自治体の事例研究を行い、ＤＭＯのあり方を考えるセミナーや地元観光資源の磨き上げに関するワークショップなどを行ってきたところであり、その結果、山鹿版ＤＭＯの形成に向けて関係者の機運も高まってきたところでございます。

続きまして、３点目の山鹿版ＤＭＯの方向性につきましては、中心的な人材となるべく、こうした関係者の方々と一緒に先進地への視察や専門家を含めた話し合いを繰り返しながら、山鹿の主要産業である農業と観光、周辺地域と中心市街地をつなげた観光地域づくりを行うべく、関係者の合意形成を図っていきたいと考えております。

最後に、４点目の現時点で目標とする山鹿版ＤＭＯの設立時期につきましては、平成30年度内の設立を目標に、まずは多様な内外からの関係者の巻き込みやノウハウの取り込みを図りながら、将来的に幅広く事業展開を行っていきたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁ありがとうございました。

ＤＭＯのＭですが、先ほどマネジメントというふうにご説明しましたけれども、ほかにマーケティング、さらにはマネタイズの意味もございます。地域ブランドデザインの向上にも貢献する仕組みかと存じます。山鹿には、すばらしい観光資源がたくさんあるわけでして、ここはぜひ攻めの姿勢で稼ぐ観光を創出していただきたいものです。

昨年の平成28年12月、肥後銀行が熊本ＤＭＣを設立したとの報道がありました。ＤＭＯの会社版ですね、ＤＭＣです。熊本地震からの復興を観光面から支援する取り組みであり、熊本県も200万円を出資し、地元自治体や観光事業者と連携して観光ツアーを企画したり、また自治体向けに観光関連のマーケティング調査をしたりするそうです。

また、平成29年度の売り上げ目標は約３億円、２年後をめどに黒字化を目指すとのことでございます。熊本県下において絶好の機運が到来している今だからこそ、ぜひ強力に山鹿版ＤＭＯを推進していただきたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後の項目に移らせていただきます。

空き家・空き店舗活用の現状と今後の見通しについてでございます。

空き家・空き店舗の現状について。現状、空き家と空き店舗では担当部署が異なることを承知の上で、あえて併合して質問させていただきます。

ご承知のとおり、国内では空き家・空き店舗問題が顕在化してきております。野村総合研究所の調査では、平成25年の段階で、空き家率の実績値が13.5％、平成30年の予測値では16.9％と悪化の一途をたどっております。これが、近い将来30％を超すと言われておりますので、つまり10軒のうち３軒、約３分の１程度の家が空き家になっていくということが予測されているわけでございます。

当然、山鹿市内にも空き家・空き店舗が多数存在しておりまして、住環境の悪化や行政コストの増大などさまざまな問題が生じる可能性がございます。防災、防犯上の問題もございますし、また、土地資源の観点からも活用されていないことは大きな損失でございます。

地域生活課の空き家バンク活用促進事業補助金や、また、商工観光課の空き地・空き店舗対策事業等の移住支援などもなされていることは承知しておりますが、山鹿市では空き家・空き店舗の現状をどのように、まず把握されているのか、また、

データベースなどの構築、またさらには関係部署等での連携はどのようになされているのかを伺いたく存じます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

空き家・空き店舗の現状についてお答えいたします。

現在、空き家・空き店舗に関しては、各担当部署が連携して事業を進めているところでございます。市全域の空き家を移住定住の推進等に有効に活用するための空き家バンク制度等につきましては市民部地域生活課におきまして、創業・起業支援や商店街等の空き店舗対策につきましては経済部商工観光課におきまして、良好な景観や居住環境の形成に関しましては建設部都市計画課におきまして、また廃屋等の危険家屋に関する業務につきましては総務部防災対策課で、その業務を行っているところでございます。

本市における空き家の状況でございますが、人口減少等の進展に伴い、市内全域で増加してきたことから、平成22年度から嘱託員の協力を得て実態調査を行い、661戸の空き家を確認いたしました。平成23年度に、その情報をもとに利活用が見込める443戸に対し、現地調査及び所有者等に意向調査を行い、延べ47戸に賃貸・売買の意向がございました。そのため、空き家物件の利活用を目的として、平成25年度に空き家バンク制度を立ち上げ、登録を促し、有効活用に取り組んできたところでございます。

しかし、現在の登録件数は30件程度と少なく、移住希望者の要望にも十分に応えきれていない状況であり、また廃屋等の危険家屋に関する問い合わせ等も増加していることから、廃屋を含む空き家の位置の把握が必要となってきました。

そのため、平成28年度、本市全域の空き家調査を実施し、その情報を一元的に管理するデータベース化を行ったところでございます。今後、所有者に対してアンケート調査等を実施し、空き家バンクへの登録を推進することで、移住希望者等に対して、さらに有用な情報となるよう整備してまいります。あわせて、危険家屋の適正管理を進めていくための有用な基礎データとしても活用してまいります。

なお、豊前街道沿いににぎわいを取り戻し、交流人口の増加や地域の活性化、良好な景観の保全を図る観点から、庁内の関係部署が熊本県鹿本地域振興局と連携し、地域住民を加えた枠組みの中で空き家・空き店舗、古民家等を生かした歴史的町並みの再生を目指す取り組みに着手することとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁ありがとうございました。

早く対応なされている旨、大変心強く存じます。

一方で、データベースは常に更新していかねば、その価値が逓減していきます。ぜひ有効活用できるようにブラッシュアップを継続してお願いいたします。

また、山鹿市のホームページ上で公開されている空き家情報も、全てＰＤＦで提供されているためというのもありますけれども、一つ一つファイルを開かないと読めない。非常に可読性に劣っている情報提供では、よほどの強い山鹿への移住希望を持つ方以外を引きつけることは困難かと思われます。私自身の経験としても、東京都から山鹿へ帰郷する際に閲覧しましたけれども、大変使いにくいなという思いをしたことを覚えております。こちらの改善のほうもぜひよろしくお願いします。

いずれは、空き家・空き店舗ですが、住宅の除却、減築等が必要になってくるかと思われますが、そちらの環境整備にも今後取り組まねばなりませんので、調査等を引き続きお願い申し上げます。

では、次で最後の質問でございます。

山鹿市におけるインキュベーション施設についてお尋ねします。

まず、インキュベーション施設の定義についてご説明申し上げます。インキュベーションとは、事業の創出や創業を支援するサービス・活動のことを言います。もともとインキュベーションは、卵をかえすふ化という意味でございます。とりわけ山鹿においては企業誘致などの取り組みが既にされていることと存じますが、新規事業の創出や起業、起こす業の支援といった観点からの産業振興も、これからは視野に入れていくべきかと思われます。

他自治体における先進事例を取り上げますと、まず徳島県の神山町においては、1955年の町誕生以来、一貫して過疎化が進行しておりました。それに対して、2011年には社会動態人口が増加に転じるという動きが出ております。それは、地元のＮＰＯ法人グリーンバレーなどを中心に、まちおこしと働き方改革に取り組んだこと。また、アートデザインプロジェクトなどさまざまな取り組みがあったことにもありますが、町内にインキュベーション施設が整備されておりまして、ＩＴ系のベンチャー企業が相次いで、徳島県の神山町って、本当に山の中なんです。本当に山しかないようなところなんですが、そこにどんどんサテライトオフィスを開設している。また、コールセンター等の誘致にも成功し、現地採用も非常に増加しております。

また、そういった方々を対象にしたカフェやレストランなど、さまざまな産業が興っております。

また、東京都日野市におきましては、中心市街地、駅前でございますが、に大規模なマンションを建設する際に、ショッピングモール前の非常に好立地なところなんですが、そのマンションの１階にインキュベーション施設を開設し、企業間交流や、あとコワーキングスペース、小さな企業の仕事部屋だったりですとか、あとは家庭を持った主婦の方々が小さなスモールビジネスをスタートさせる、そういったことにも取り組まれておりますし、また本当に技術を持ったベンチャー企業、また大企業の事業部などがそういったところに入っていく、こういった活用がさまざまな取り組みが各地でなされているわけでございます。

そこで、山鹿市の空き家・空き店舗を活用するに当たり、このようなインキュベーション施設の開設などの計画があるのか、なければ導入を検討できる状況にあるのかをお尋ねします。お願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。栃原経済部長。

［経済部長　栃原　栄一君　登壇］

○経済部長（栃原　栄一君）

山鹿市におけるインキュベーション施設の可能性についてお答えいたします。

まず、インキュベーション施設でございますが、起業や創業をするために活動する入居者を支援する施設で、先ほど議員が申されたように、活動の場所を安価に貸与し、専門の指導員や各種施策を用意している施設であります。一般的には、地方自治体や公的機関が運用している場合が多い施設と理解しております。

現在、本市におきましては、そういった施設は運用しておりませんが、熊本県下では、中小企業基盤整備機構が運営する「くまもと大学連携インキュベータ」や、くまもと産業支援財団が運営する「夢挑戦プラザ」のほか、複数の地方自治体にも運用事例がございます。

幾つかの施設に確認しましたところ、多くのメリットがある反面、施設の形態や利用のルール、また施設の場所などの課題もあり、入居者が伸び悩んでいる施設もあるようでございます。

また、ご提案のとおり、本市の空き家・空き店舗をインキュベーション施設として活用することも有効活用の一つでございます。

本市のインキュベーション施設のあり方につきましては、議員申されました、情報をいただきました施設を含め、現在運営されている施設を参考に、入居者のニーズの把握に努め、山鹿商工会議所及び山鹿市商工会とも情報交換をしながら、調査

をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁ありがとうございました。

山鹿には雇用がないとよく言われますけれども、ワークインレジデンス、つまり山鹿に足りない仕事や産業を誘致するための受け皿として、とりわけ仕事や技能を持った方に山鹿に来ていただくためにも、インキュベーション施設は有効な手段になり得るものと考えます。また、インキュベーション施設は、大学、また研究機関等の産学連携にも非常に活用されるものでございます。とりわけ山鹿市においては、光ファイバー網も完全に敷設されたと伺っております。ＩＣＴインフラが整備されている。これは非常に大きな強みでございます。企業誘致でも工場等以外に、例えばソフトウエアやシステム開発産業なども期待できるものと思われます。

また、現状での空き家・空き店舗を改装し、共同で使えるオフィスや会議室、さらには３Ｄプリンターなどの共用、そういった取り組みによって、山鹿からイノベーション、技術革新を起こしていくといった取り組みが生まれる可能性も大いに高まることと思います。

３Ｄプリンターというものは、普通のプリンターはもちろん紙にこうやって出力するものでございますけれども、３ＤプリンターはＣＡＤを使いまして、立体的なものをプリントアウトできる技術でございます。これによって、例えば試作品の製造などが非常に大幅なコストカットした上でできる。また、製品の製造などにも使える。小ロットのものなどにも非常に有効活用できますと、また複雑な形のものも簡単に個人規模でもつくることができる。ただし、非常に１台１台が、もちろんピンキリがあるわけでございますけれども、工業用のものになってきますと非常に高価になりますので、そういったものがこういうインキュベーション施設などで共用できるというふうになると、非常に大きな強みになってくるかと思われます。

こういった取り組みが農業やサービス業、既存の産業にも新しい波を起こすことができるものと確信しております。ぜひ今後も継続して検討・調査等をお願い申し上げます。

これで、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、立山君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時18分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時30分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田　紘二君の発言を許します。永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

18番議員の永田　紘二であります。

発言通告につきまして、一般質問を４点やりたいと思います。

大二朗議員の気合いに圧倒されてまして、少し緊張しております。４点質問をしたいと思います。

１点目は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について。

２点目は、山鹿市の消防力の確保について。

３点目は、地域包括支援について。

４点目に、町なかの元気、活性化についてをお尋ねしていきたいと思います。

今議会は、中嶋市長の４期目のスタートの議会であります。４点につきましても、それぞれ現状、課題等をお尋ねをしていきますが、最終的には市長の今後の方向性なり、考え方なり思いについてお伺いをしていきたいと思います。

一問一答にてお願いを申し上げます。

まず１点目、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正についてお伺いをいたします。

この改正につきましては、９月議会でもたしか質問したと思いますけれども、平成27年４月１日から施行されております。しかし、本市では、教育長の任期が任期中でありましたので、経過措置により平成29年４月１日から施行されると思います。開会日に教育委員会の教育長の任命についての提案がなされました。提案理由として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正になったものであると示されました。確認のためでありますけれども、改正されましたポイントについて、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

永田議員のご質問、約２年前の教育委員会制度改正のあらましについてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年４月１日に施行され、教育委員会制度の大幅な見直しが行われております。

２年前の改正の主なポイントは３点でございます。まず１点目でございますが、教育行政の責任の明確化のため教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されております。

ただ、同法附則の経過措置規定により、施行日に在任中の教育長については、その任期満了までは現行制度のままとされており、本市におきましては教育委員長と教育長が併存している状況でございます。このたび、現教育長の任期が平成29年３月31日をもって満了することから、３月の本定例会におきまして、新教育長の任命についてご提案をしているところでございます。

次に、２点目のポイントといたしまして、全ての自治体に総合教育会議を設置することとされております。これは、市長と教育長、教育委員で組織され、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒の緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整することとされております。これにより市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長と教育委員が教育政策の方向性を一層緊密に共有することとなります。

最後の改正のポイントといたしまして、教育に関する大綱を市長が策定することとされております。教育の目標や施策の根本的な方針について、総合教育会議で協議、調整し、大綱として市長が策定することとなっております。

以上３点が、２年前に施行された法律に伴います教育委員会制度の大幅な改正のポイントでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

２回目の質問を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の中で、新教育長の権限、すなわち従来の教育長と新教育長との権限が変わってくるわけでありますけれども、その内容について教えていただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

永田議員の２回目のご質問、従前の教育長と新教育長の違いについてお答えをいたします。

従来の教育委員会には、教育委員会の代表者である非常勤の教育委員長と、具体的な事務執行を行う常勤の教育長が併存している状況でございます。これを、先ほどご答弁を申しましたように、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正により、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることとなっております。

具体的に、新教育長に関しましては、同法第13条第１項に教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すると規定がなされております。

教育委員会の会務を総理することは、改正前の同法における教育委員長の職務である教育委員会の会議を主宰すること、また従来の教育長の職務である教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどること、さらに事務局の事務を統括し所属の職員を指揮監督することを意味するものであるとされております。よって、新教育長は、従来の教育委員長と教育長の立場を併任する職務であることとなります。

また、その任期につきましでも、旧法においては４年とされておりましたが、地方公共団体の長の任期中､少なくとも１回はみずからが教育長を任命できるように、長の任期よりも１年短くして３年に改められたところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

３回目の質問をさせていただきたいと思います。

これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、市長にお伺いをしていきたいと思います。

教育委員会は、もうご存じのとおり独立行政委員会であります。市執行部の介入が非常に、特に市長の介入が難しかったという点から、今回改正されたのだと思います。今回の改正については、教育長の任命、総合教育会議の設置、教育に関する大綱の策定を市長がするということになりました。既に、総合教育会議も設置をされて、会議がなされておりますし、議事録等も見せていただきました。既に、教育に関する大綱の策定が、市長がするとなりました。既に、教育大綱も策定されてお

ります。

次に、この３つの点については、経過の中で今回の教育長の任命の提案を含めますと、ほぼ解決されたわけであります。

ただ、教育委員会の業務は非常に多岐にわたっております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条でありますけれども、教育委員会が所管する権限、19目明示をされております。もういろいろ細かく書いてありますけども、その19目までは表示しませんけども、特にこの19目の中で教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。学校再編等もそうであると思いますけれども。それから、教科書その他の教材の取り扱いに関すること。青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。スポーツに関すること。文化財の保護に関することが明記をされております。この項目の方針施策は、教育委員会の合議、教育委員会という表現よりも、教育委員の先生たちの話し合いで決めるということになっております。教育委員の責務は本当に重大だと理解をしております。

それから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正をされた要因、課題として、これは研修に行ったとき教えてもらったんですけれども、課題というのが、何でこういうことに変わらないかんかという問題点を提起されてありました。

大きな大まかな内容だけ話しますけど、１つは、市長と教育委員会との意思の疎通の連携がとれてないだろうと。結局、独立行政委員会には介入できなかった。今回は、総合会議だとか大綱だとかつくるのに、当然市長招集のもとで策定をしていってると。それから、教育委員長と教育長との責任等権限の不明確さ、これを解消せないかんということで、先ほど話しました権限の明確になされますけども、今度教育長、一本化して提案されていきます。

それから、教育委員会の審議は形骸化してないかと。事務局が提案したつを認可しているというような形になってないかという疑問も出ておりました。

結局、何十、何百という議案を４人で決めてるんだよと。それを執行してたのは教育長でありまして、これには、今までの総合会議だとか教育大綱だとか教育長の権限とかになって、かなり解消されるのかなという理解をしております。

ただ、気になっとが１つだけあります。地域住民の意向を十分に反映されてないのではないか。反映されるようにせないかん。すなわち、教育委員関係者のＯＢが中心に構成されて閉鎖的であると。極端に申しますと、全国的に教育委員は、平均からすると学校関係、学校先生ＯＢあたりは28.4％しかない。ちょっと古いですけど。山鹿の場合は５人のうち４人ですから、80％であると。そういうことを教育委員会の改正の課題として提案されてきて、そういう解消に向かっているというのが

現実であります。

もう一つ、地方教育行政の組織、さっきの法律の中に、第３条であります。条例を定めることによって、教育長及び５人以上の委員をもって構成することができるという明記をしてあります。

ここで市長にお尋ねしたいわけですが、教育委員会において、先ほど閉鎖的なと表現しましたけども、非常に重要な責務であり、重要な、今回時期であるということであります。定数を、結局、先ほど言いました閉鎖的にならないように職種のバランスを考えながら弾力的に少しずつでも教育委員をふやしていこうというようなことが考えられないものかなという気がします。

以上、お尋ねをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの永田議員の３回目の質問、教育委員の定数をふやすことについて、お答えいたします。

教育委員の定数につきましては、改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第３条に、教育委員会は、教育長及び４人の委員で組織されると規定されており、本市におきましては、来る４月１日からは、この規定に即した体制に移行するところでございます。

ただ、議員言われるとおり、同条ただし書きには、条例で定めることにより、市は５名以上の教育委員を任命することも可能でございます。

また、教育委員会の職務権限につきましても、議員ご指摘のように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定されており、非常に多岐にわたっておりまして、重要な職責を担っていただいております。

ただ、現在の教育委員さん方には、大変なご苦労をおかけしているところでございますが、現在の教育長も含め５人で構成されている山鹿市の教育委員会は、緊密な連携のもと、大変良好な関係性をお持ちであり、その人数にかかわらず、十二分に職責を果たしておられるところでございます。

熊本県内の14市中、条例を定めて委員数をふやしている自治体としましては、熊本市、天草市、菊池市、宇城市がございますが、現在の良好な状態を考慮しますと、当面は現在の体制を維持しつつ、教育委員の任命に当たりましては、委員の数ほか、職種等につきましても検証させていただければと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

先ほど最後の答弁の中に、検討していこうというお話をいただきました。執行部のほうでは、十二分にこれで動いているという判断をされていると思いますけれども、これじゃいかんと思っている人たちもたくさんおります。その辺は十二分に頭に置いていただきたいなと思います。

それから、今回の教育関係には関係ありませんけども、１つだけお願いをしておきたいと思います。人事案件が提案をされております。今回も教育長の人事案件の中には、改正から変えますよと。今までの人事案件も、誰々がこれで終わりですから、この方を任命提案しますという話だったんですけど、誰々がやめて、なぜこの人を人事案件に提案するのかという説明も少し補足していただいてもいいのかなと。今後の課題として、私は捉まえていきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、２点目の質問に移ります。山鹿市の消防力の確保についてお伺いをします。

これは何度か機能別消防団もひっくるめて、非常備消防の2200人の確保について努力してほしいというような話もしてきましたし、常備消防の定員も85人でありますけども、これだけ消防団が大変な時期に、本当にこれでいいのかなという疑問を持ちましたので、今の現状、それから機能別消防団はどういうぐあいに動いてるのか、そこら辺をひっくるめてお話をいただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。徳永消防本部消防長。

［消防本部消防長　徳永　治彦君　登壇］

○消防本部消防長（徳永　治彦君）

永田議員の一般質問、山鹿市の消防力確保についてのご質問、現在の機能別団員の募集状況と常備、非常備の消防力の状況についてお答えいたします。

現在、基本団員と機能別団員を並行し募集をかけているところであり、３月末で締め切られ、４月２日付で任命されます。また、入団と同時に退団する団員もおりますので、全団員数が確定するのは４月中旬の予定です。

12月議会では､機能別団員については１部に１人として140人の入団が可能とお答えしました。しかし、この３月末で退団者が少なく、予想を超える基本団員の希望があれば、条例定数を考慮すると、基本団員優先ですので、平成29年度の機能別団

員の140人確保は困難な状況も予想されます。

次に、非常備消防である消防団の現状につきましては、平成28年４月の集計で条例定数2200人に対し、実団員数2113人でございます。平成27年度に導入した機能別団員制度により、減少傾向であった団員数も上昇傾向に転じております。

また、平成26年に実施した消防団員意識調査では、過去１年間に消防活動がなかった団員が全体の11％を占めていました。

団本部としましても、この結果を重く受けとめ、団員数だけではなく、真に活動できる団員の確保を目指し、消防力の低下につながらないように、出動体制の改善に向けた取り組みを実施しているところでございます。

さらに、常備消防の状況については条例定数85名で、山鹿市からの出向２名を加え実員数79名でございます。現在、２分署を含めた山鹿消防署には、常備５隊が動ける運用体制で火災・救急・救助事案に臨んでおります。

平成28年の全出動件数は2880件で、前年度比249件の増加となっております。そのほとんどが救急件数で、９％の伸びを示しております。

今後も救急件数は増加するものと予想されることから、救急につきましては山鹿市民の安全安心を確保するため、現在配置している救急車４台で安定運用に努めてまいります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

２回目の質問をしたいと思います。

現在の消防力のほうについて、先ほど課題等を示していただきました。機能別消防団をはめて、なおかつ平成29年度は新規も入ってくるだろう、退団も少ないだろう、全部で2200人の確保は見込めそうだという話だと思います。しっかりその辺は大事にしていただきたいなと思います。

それから、常備消防につきましては、85人という条例定数であります。今79人、行政からの出向が２人おりますので、77人かなという理解をするわけでありますけれども、非常に消防団、大変だと思います。非常備も大変だけれども、常備消防団の皆さん方もご苦労しております。85人という条例定数でありますから、今、79人というのはどうなのかなという気がします。そこら辺の考えを市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの永田議員の２回目の質問、山鹿市の消防力確保についてお答えいたします。

山鹿市といたしましては、市民の安全・安心は、まちづくりの基本であり、そのためにも防火防災・水防面を強化する必要があると考えております。

また、第２次山鹿市総合計画でも市の将来都市像を「人輝き飛躍する都市やまが」と掲げ、住み続けたいまちをつくるを基本姿勢としており、市民に安全と安心を届けることが、目標実現への第一歩と考えております。

消防という崇高な理念のもと、山鹿市消防本部、山鹿市消防団、さらには地域の自主防災組織が一体となって、昼夜を分かたず活動いただいているところであります。

こうした中、昨年発生しました熊本地震では、消防と自主防災との連携がいかに大切であるか、また自助・共助・公助それぞれの大切さを、大きな教訓として私たちに残したわけであります。

常備消防においては、現在配備している消防車両等の充実を図りながら、人員配置等の効果を最大限発揮し、消防力の低下を招かないよう、基本的には今後も現体制で消防力の強化を図ってまいる所存であります。

以上、答弁いたします。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

今の市長のご答弁で、常備消防は現行でしっかり頑張ってもらうということであります。

消防長、無理せんように、本当にこれでやれる範囲内であればしっかりやってもらいたい。しかしながら、どうしてもということがあれば、やっぱりそれなりの対応については消防本部として考えるところは考えてほしいなという気がいたします。

それでは、３点目の質問をします。地域包括支援ということでお伺いをします。

これは、高齢化社会が進む中で介護保険が変わってきます。いろんな形の中で、住みなれた地域で高齢者の皆さん方が安心して住めるように支援をしていくのが包括支援だと思います。

先日、勉強不足で非常に申しわけなかったんですが、地域包括支援のセミナーに

行きました。そしたら、始まったのは、医療サイドからの包括支援でした。福祉サイドからの包括支援じゃありませんでした。全くそこら辺、頭になかったもんですから、ちょっと考え直したところで、医療も福祉もいろんなさまざまな状況の中で包括支援というのはやられてるんだなということを考えました。

それで、今、山鹿市として、包括支援事業をどういう形で、どういう方向でやられてるのか。そして、現状取り組みの中で問題点等はないのか、そこら辺を少しお伺いしたいなと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

永田　紘二議員の一般質問、地域包括支援についてお答えいたします。

日本の高齢化率は約26％で、世界トップレベルでありまして、2025年には30％と推計されております。山鹿市においては、現在約35％で、2025年には40％と推計され、全国平均より大幅に高齢化が進んでいる状況でございます。

お尋ねの地域包括支援とは、高齢者が住みなれた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを一体的、包括的に提供する取り組みでございます。

行政サイドの地域包括支援の中心的な役割を果たすのは、山鹿健康福祉センター内に設置しております地域包括支援センターであります。地域包括支援センターの業務としては、総合相談支援、要支援者のケアプランを作成する介護予防支援、権利擁護事業、認知症対策、生活支援、地域サポーターの養成などがございます。

また、関係機関が連携し、医師会の先生方を初め多くの職種の協働により、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、在宅医療・介護連携体制検討会議を設置しております。研修会や地域住民への普及啓発、情報共有、相談支援に努めているところでございます。

次に、包括支援に取り組む上での課題でございます。

１つ目は、これは全国的なものでございますが、介護福祉士を初め介護従事者の確保及び定着対策であります。

高齢化の進展に伴いまして、要支援・要介護者の増加に対し、介護従事者が不足しており、将来的にも大きな課題と言えます。処遇改善など抜本的な対策が必要と考えております。

２つ目は、地域ぐるみで支え合う体制づくりの推進であります。

現在でも、認知症サポートリーダーの養成、見守り声かけ訓練、ふれあいサロン

や介護予防拠点活動への支援に取り組んでおりますが、各取り組みの拡充や相互の連携体制の構築が必要と考えております。

今後とも、各事業を検証しながら、地域包括支援の取り組みのさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

２回目の質問をしたいと思います。

先ほどの答弁の中で、在宅医療・介護連携体制検討会議とかいう話が出ましたけども、何かそういう協議会とかそんなやつで相談してどうのこうのちゅう答弁がいつも多かですけども、ここら辺は山鹿独自として、リーダー的シップの中でこういう進め方をしていただきたいなという気がします。

先ほどの包括支援の山鹿市の状況と課題を踏まえた上で、包括支援について市長にお伺いをしていきます。

行政サイドの包括支援の中心の役割を果たしているのは、包括支援センターであるというお話がありました。十二分にわかりますし、包括支援センターで頑張っているところもわかります。ただ、包括支援センターの業務を民間に委託している民間委託という方法がございます。例えば、全国的には、包括支援センターも民間に７割は委託をしてあると、行政からですね。それから、県内でも、14市の中の８市は民間委託をしていると。それはいろいろ問題はあると思いますけども、地域包括支援業務に対して、こういう流れの中で、市長の思いですね、考えですね。今、どういうことをしたいということがあればお尋ねしておきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの永田議員の一般質問、地域包括支援についてお答えいたします。

高齢化社会を迎え、さらには団塊の世代が75歳以上となる2025年を間近に迎えた今、地域包括支援の取り組みは、今後ますます重要になってまいります。

本市では、特に認知症対策につきましては、全国に先駆けて取り組んでおりまして、先般も節目の10周年となる認知症市民フォーラムを開催したところでございます。また、認知症サポーターも平成27年度末では１万5126人と、人口比率において

全国トップクラスであります。

今後の目指すべき姿を考えた場合、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスも含めたさまざまな生活サービスが、日常生活の場で適切に提供されるような地域での体制を確立していくことが大事であると考えております。

次に、地域包括支援センターの民間委託についてお答えいたします。

民間活力を最大限に生かす取り組みとして、１つの方法であると考えます。

ただし、全国的に民間委託が進んでいる状況ではありますが、直営、民間委託、それぞれにメリット、デメリットがございます。また、受け皿の問題もございます。

今後、しっかり精査した上で、将来のあり方を模索してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今ある課題や将来の課題等を想定しながら、よりよい地域包括支援体制の確立を目指してまいります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

高齢化が進む中で、どうしてもやっぱり包括支援、高齢者の皆さん方の支援は、もう避けて通れない状況になると思います。先ほど、包括支援センター業務が非常に大事であるということを、それから、フォローをしっかりせないかんということを踏まえて、民間委託の話を出しましたけれども、先ほど市長のほうからメリット、デメリットがあると、受け皿の問題もあるというお話でありました。次回は、この包括支援センターを進む中で、メリット、デメリット、課題等をしっかり精査をして整理をしとってもらいたいと思います。

４点目の質問をします。町なか元気、活性化についてお伺いをいたします。

もう３回ぐらい駐車場確保の話をしておりますけれども、今回は駐車場確保も大事でありますけど、町なかの活性化をする、にぎわわせる、そのための１つの手段としても駐車場が欲しいですよと。それから、誘客、お客さんを呼んでくるためにもどうしても駐車場が欲しいですよというような観点から質問をしていきたいと思います。

今まで質問をしてきましたけども、観光客用駐車場確保に向けた取り組みについて、具体的にどれくらい進んどるのかなと、その辺をお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。栃原経済部長。

［経済部長　栃原　栄一君　登壇］

○経済部長（栃原　栄一君）

町なかの元気、活性化についての、観光客用駐車場確保に向けた取り組み状況をお答えいたします。

中心市街地、特に国道325号沿いにおける大型観光バス等の駐車場の確保につきましては、昨年４月に中心市街地賑わいづくりプロジェクト会議を立ち上げ、６カ所の候補地を洗い出しました。その後、それぞれの候補地について精査していく中で、絞り込んだ候補地について、地価の鑑定調査や地権者協議などを進めてきたところです。

地権者協議におきましては、地権者側から、将来的には市にお貸しすることが可能との見解をいただいておりますが、現時点では地権者自身の事業用地として利用されているため、すぐに借りられる状況にはありません。

今後、地権者側の事業計画を踏まえて、例えば、地権者が事業用地として使用しつつ、市が用地の一部を借り受けることが可能かといった点も含めて協議を行ってまいります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

ずっと答弁いただいておりますけれども、少しずつは進歩してますけど、全く前に進んどらんというのが私の実感であります。今、地権者の話をされましたけども、じゃあ、１カ所しか当たってないのかと。そこだけしか駐車場としての確保のための努力をしてないのかと。ほかにもいろいろあるんじゃないかと。そこら辺も模索をしていただきたいなと思います。

もう２回目の質問をいたしますけども、町なかを元気にすると、活性化をするというのは、駐車場確保が非常に大きなウエートを持つんだなというような、私は理解をしております。

この件に関して、市長は、もう駐車場は今のままでよかばいと言うのか、いや、それはやっぱり１つの戦略としてやらないかんなという思いをされてるのか、そこら辺をお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

永田　紘二議員の一般質問、町なかの元気、活性化に向けた私の意気込みについてお答えいたします。

ご承知のとおり、今日本は人口減少・超高齢化社会に直面しており、全国各地で地方創生に向けたさまざまな取り組みが進められております。

山鹿市におきましても、平成27年10月に山鹿市総合戦略を策定し、山鹿灯籠ジャパンブランド構想、菊鹿ワイナリー構想、新養蚕産業構想の３つの構想を大きな柱として、山鹿の地にヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、さらにそれらを対流させる取り組みを鋭意進めているところでございます。

この戦略では、観光入込客数を500万人、宿泊客数を50万人といった意欲的な目標も掲げておりますが、これらの目標を達成するためには、３つの構想を有機的に連携させつつ、さらに豊前街道や八千代座、さくら湯などがある町なかの元気づくり、活性化策を一体的に取り組んでいく必要があると考えております。

また、観光客をふやすためには、受け入れ態勢の強化も必要であり、議員ご指摘のとおり、大型観光バス等の駐車場確保などにもしっかりと取り組むことで、ハード対策とソフト対策を車の両輪として機能させていきたいと考えております。

このような思いもあり、私自身、先日の市長選挙におきましても、マニフェストに観光産業を成長産業として町なかに元気を取り戻すことを掲げたところでございます。

この市民の皆様との約束を確実に果たし、山鹿が将来にわたって持続的に成長していくためにも、私が先頭に立って駐車場の確保を初め、町なかの元気づくり、活性化策に全力で取り組んでまいります。

先ほども、いろんな取り組みをするときに、行政だけじゃなくてオール山鹿で取り組んだということを力強く申し上げたところでございますけども、まさにこういった地域活性化、そしてまた町なか活性化等々についても、まさにオール山鹿で取り組むことが必要であると思っております。

議員各位ご存じのように、この中心市街地につきましては、温泉プラザのリニューアル、相当な力を入れて取り組みましたし、金融担当も唾を吐き合うような交渉をしながら取り組んできたところでございます。

さらに、山鹿の誇りでございますさくら湯の再生、そして県につきましても、あの325線の電柱地中化を約10億円の巨費を投じて頑張っていただいております。こういった取り組みもございます。こういったものを受けて、やはり市民が、私たちが

それを生かしていく、そういった取り組みが全体の、また町なかの活性化につながると、私は確信を持っております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

ただいまの町なか元気、活性化につきましては、所管委員会でありますから、具体的に中身は再度所管の中でお話をさせていただきたいと思います。

ただ今回、４点質問をしました。全部市長の答弁を求めました。やっぱり市長みずから、この答弁所に立ってはっきりお話をしていただくことが大事かなという理解をしました。

今後は、いろんな課題、提案をするときは、必ず市長答弁ということでご要請をしながらやっていきます。よろしくお願いします。終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、永田　紘二君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

○

○議長（永田　健君）

お諮りいたします。

議案第30号　副市長の選任についてから議案第34号　監査委員の選任についてまでの５案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第34号までの５案件は、委員会付託を省略することに決しました。

○

日程第２　委員会付託

○議長（永田　健君）

日程第２、委員会付託を行います。

議案第３号から議案第29号まで、及び陳情第１号については、お手元に配付いた

しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後０時17分　散会

～～～

３月２１日(火曜日)

平成29年（第２回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成29年３月21日（火曜日）午前10時開議

第１　議案第３号　平成28年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）

議案第４号　平成28年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第５号　平成28年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第６号　平成28年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第７号　平成28年度六郷財産区特別会計補正予算（第１号）

議案第８号　平成28年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）

議案第９号　平成28年度稲田六郷財産区特別会計補正予算（第１号）

議案第10号　平成28年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）

議案第11号　平成28年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第３号）

議案第12号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び山鹿市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号　山鹿市オフトーク通信施設条例を廃止する条例

議案第15号　山鹿市特別会計条例及び財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部を改正する等の条例

議案第16号　山鹿市社会体育施設条例及び山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号　山鹿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

議案第18号　平成29年度山鹿市一般会計予算

議案第19号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算

議案第20号　平成29年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算

議案第21号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算

議案第22号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計予算

議案第23号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算

議案第24号　平成29年度六郷財産区特別会計予算

議案第25号　平成29年度城北財産区特別会計予算

議案第26号　平成29年度稲田財産区特別会計予算

議案第27号　平成29年度山鹿市水道事業会計予算

議案第28号　平成29年度山鹿市病院事業会計予算

議案第29号　平成29年度山鹿市下水道事業会計予算

議案第30号　副市長の選任について

議案第31号　教育委員会教育長の任命について

議案第32号　教育委員会委員の任命について

議案第33号　公平委員会委員の選任について

議案第34号　監査委員の選任について

陳情第１号　地場産素牛導入助成に関する陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　選挙管理委員及び同補充員の選挙

第３　所管事務調査の委員会付託

○

本日の会議に付した事件

第１　議案第３号　平成28年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）

議案第４号　平成28年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第５号　平成28年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第６号　平成28年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第７号　平成28年度六郷財産区特別会計補正予算（第１号）

議案第８号　平成28年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）

議案第９号　平成28年度稲田六郷財産区特別会計補正予算（第１号）

議案第10号　平成28年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）

議案第11号　平成28年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第３号）

議案第12号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び山鹿市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号　山鹿市オフトーク通信施設条例を廃止する条例

議案第15号　山鹿市特別会計条例及び財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部を改正する等の条例

議案第16号　山鹿市社会体育施設条例及び山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号　山鹿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
議案第18号　平成29年度山鹿市一般会計予算
議案第19号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第20号　平成29年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第22号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第23号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第24号　平成29年度六郷財産区特別会計予算
議案第25号　平成29年度城北財産区特別会計予算
議案第26号　平成29年度稲田財産区特別会計予算
議案第27号　平成29年度山鹿市水道事業会計予算
議案第28号　平成29年度山鹿市病院事業会計予算
議案第29号　平成29年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第30号　副市長の選任について
議案第31号　教育委員会教育長の任命について
議案第32号　教育委員会委員の任命について
議案第33号　公平委員会委員の選任について
議案第34号　監査委員の選任について
陳情第１号　地場産素牛導入助成に関する陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　選挙管理委員及び同補充員の選挙
第３　所管事務調査の委員会付託
日程追加
第４　議員提出議案第１号　山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例
意見書案第１号　指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書

○

出席議員（20名）

１番　立　山　大二朗　君
２番　小　川　榮　二　君
３番　芋　生　よしや　君
４番　勢　田　昭　一　君

5番	有働辰喜君
6番	服部香代君
7番	冨田弘海君
8番	永田　健君
9番	冨丸洋一郎君
10番	藤本峰秀君
11番	北原昭三君
12番	芹川正美君
13番	藤原　豊君
14番	平井邦廣君
15番	吉本政幸君
16番	池田誠一君
17番	堀　茂幸君
18番	永田紘二君
19番	横手啓介君
20番	寺崎勇児君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	幸村英星君
消防本部消防長	徳永治彦君
市民部長	阿蘇品貴司君
福祉部長	戸次由夫君
経済部長	栃原栄一君
建設部長	金光一誠君
教育部長	木村厚男君
山鹿市民医療センター事務部長	飯田啓詩君
総務部次長兼政策審議員	木下　実君
市民部次長兼鹿北市民センター長	宮崎錦也君
福祉部次長	野田勝年君
経済部次長	早田順二君

建設部次長	中原　忍君
水道局長	阿蘇品元晴君
教育部次長	大森健司君
総務課長	大林秀樹君
市民課長	田中智子君
健康増進課長	渡辺研一君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時01分　開議

○

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　議案第３号～議案第34号

陳情第１号

○議長（永田　健君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第３号から議案第29号及び陳情第１号、並びに議案第30号から議案第34号までの全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。永田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　永田　紘二君　登壇］

○建設経済常任委員長（永田　紘二君）

皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員会から報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました議案15件、陳情１件についてご報告をいたします。

去る３月10日、午前10時から本庁５階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、あつまる山鹿シルク、天空桑園及び菊鹿ワイナリー建設予定地の３カ所を現地調査をいたしました。

現地終了後、委員会を再開し、最初に建設部所管の議案を、その後、経済部所管の議案を慎重に審査いたしました。

なお、経済部所管の議案につきましては、３月10日に引き続きまして、３月14日、午後２時から本庁５階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。議案の審査を行いました。

その結果につきまして、報告いたします。

議案第３号　平成28年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第７号　平成28年度六郷財産区特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８号　平成28年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第９号　平成28年度稲田六郷財産区特別会計補正予算（第１号）、原案のと

おり可決すべきものと決しました。

議案第11号　平成28年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号　山鹿市特別会計条例及び財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部を改正する等の条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号　山鹿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号　平成29年度山鹿市一般会計予算（中所管）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号　平成29年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　平成29年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号　平成29年度六郷財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号　平成29年度城北財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号　平成29年度稲田財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号　平成29年度山鹿市水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号　平成29年度山鹿市下水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第１号　地場産素牛導入助成に関する陳情書。

まず、執行部から山鹿市における現状について説明を受けました。

その内容では、平成21年から平成27年まで、子牛１頭に当たり１万円の助成を行ってきましたが、平成28年度から山鹿産ブランド牛育成支援事業として、子牛の購入の助成ではなく、肥育牛農家が販売される牛の全部を対象とした予防接種の助成に切りかえました。１頭当たり6500円の助成を行い、予算規模も増額しており、今後もこの取り組みを継続していきたいという説明を受けました。

平成28年度より予算規模も増額していることなどから、子牛１頭当たり５万円を助成することは非常に難しく、実現性に乏しいとの反対討論があり、挙手による採決の結果、不採択すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

服部市民福祉常任委員長。

［市民福祉常任委員長　服部　香代君　登壇］

○市民福祉常任委員長（服部　香代君）

おはようございます。

市民福祉常任委員会からご報告をさせていただきます。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案10件であります。

去る３月13日、午前10時から５階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第３号　平成28年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第４号　平成28年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第５号　平成28年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第６号　平成28年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号　平成28年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号　平成29年度山鹿市一般会計予算（中所管）。

マイナンバーカード交付関連事務に関する予算において、個人情報の取り扱いについて不安があるため賛成できないとの反対討論があり、挙手による採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算。

国民健康保険税が高くて賛成できないとの反対討論があり、挙手による採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号　平成29年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号　平成29年度山鹿市病院事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案６件であります。

去る３月15日、午前10時から本庁５階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、カルチャースポーツセンター、方保田東原遺跡及び米田小学校の３カ所を現地調査いたしました。

現地調査終了後、午後１時から委員会を再開し、初めに教育部所管の議案を、その後、総務部所管の議案を慎重に審査いたしましたので、その結果について報告します。

議案第３号　平成28年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び山鹿市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号　山鹿市オフトーク通信施設条例を廃止する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号　山鹿市社会体育施設条例及び山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号　平成29年度山鹿市一般会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論の通告があっておりますので、発言を許します。芋生　よしや君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、おはようございます。

議席番号３番、日本共産党の芋生　よしやです。

私は、議案第17号、議案第18号、議案第19号について、反対の立場から討論を行います。

まず、議案第17号　山鹿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定についてです。

今回の条例制定は、農業委員会に関する法律の改正によるものです。農地は複雑な歴史と利害、権利関係など重層性を持っています。どこを誰がどのように利用するのが、一番適切かを最も把握しているのが農業者自身です。だからこそ耕作する農家の声を反映させ、地域をまとめる合理的なやり方として、農業者みずからが代表者を選ぶ公選制という仕組みをとってきました。農民代表による民主的組織により執行する体制として、市町村長から独立した行政委員会とされていたものです。今回の改正では、公選制を廃止し、市町村長の任命制にかえられます。これでは、恣意的な選任になりかねません。

また、農業委員会の定数が半減され、農地の大規模化を進める農地規模適正化推進委員が新設されます。

さらに、法改正では、農業、農民に関する意見の公表、建議が削除されました。これは、農業委員会の農民代表機関としての権限を奪い、農地の最適化、流動化のみを行う行政の下請機関に変質するものです。今回の改正では、農業者の公的代表としての役割が農地流動化の事務的団体に変質していくおそれがあります。

したがって、今回の条例制定に反対します。

次に、議案第18号　平成29年度山鹿市一般会計予算について討論します。

今、市民の皆さんは、国の年金カット、消費税増税で厳しい生活を余儀なくされています。日本共産党山鹿市委員会の行ったアンケートでは、回答された６割もの人たちが、以前よりも生活が苦しくなったと答えています。地方自治法第１条の２には､住民の福祉の増進を図ることが自治体の役割であることが明記されています。今こそ、山鹿市は市民の暮らしを守るため、知恵と力を尽くすべきです。積み立てられた基金を使って、高齢者の福祉の充実、学校給食の無料化など、子育て支援の拡充を図り、暮らしを応援することを求めます。

主な反対の理由は、マイナンバー関連の支出です。日本に住民票を持つ人全員に12桁の番号を割り振り、税や社会保障の情報を国が管理するマイナンバー制度が施行されてから１年が過ぎました。多くの人は、マイナンバーを日常的に使う機会はほとんどなく、必要性を感じていません。山鹿市でも、個人番号カードの申請は全人口の10.9％と進んでいません。情報漏えいなどへの懸念は強く、個人番号カードの交付でも、全国でトラブルの連続です。カード発行を全国的に管理するシステムがたびたび停止し、発行に重大な支障が生じました。多くの税金を投じたシステムが、開始早々不調に陥ったことは、個人情報を扱う制度の安全性と信頼性を根本から疑わせるものです。市民にとって不必要で危険な仕組みを続けることは問題です。私は、制度を見直し、中止へ踏み出すことが必要だと考えますので、今回のマイナンバー関連の予算の支出に反対をいたします。

また、学校規模適正化事業が予算化され、めのだけ小学校の外構工事が予定されています。子供たちの教育環境整備は必要なことだと思います。しかし、この間、学校統廃合の山鹿市のやり方を許すことはできません。鹿央町住民の皆さんが、鹿央町から小学校を取り上げないでと、地域に小学校を残すことを求める裁判が係属されています。学校統廃合について、住民の十分な理解や協力が得られないまま進めるのは問題です。鹿央町に小学校を残してほしいという住民の願いに応えるため、学校統廃合問題は、いま一度立ちどまって再検討することを求め、平成29年度山鹿市一般会計予算についての反対討論、終わります。

最後に、議案第19号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算について討論をいたします。

私の一般質問でも指摘しましたが、世帯所得200万円の４人家族で、約２割にも上る今の山鹿市の国保税は、市民の負担能力を超えたものになっています。払いたくても払えないのが実態ではないでしょうか。現在、短期証発行が651世帯、保険証を取り上げられている資格証明書発行は145世帯にも上ります。そもそも国民健康保険制度は社会保障であり、国の手厚い支援がなければ成り立たない制度です。

皆さんはご存じでしょうか。1984年の国保法改定のとき、国庫負担の割合が総医療費の45％から38％に引き下げられ、その後もさらに引き下げられ続けています。国庫負担の引き下げが保険税を押し上げる要因になったことは明らかです。高過ぎる国保税を根本的に解決していくためには、国庫負担割合を引き上げていくべきです。そのことをしっかりと国に要望すべきです。

そして、保険者は山鹿市ですから、自治体が責任を持って市民の暮らしを守るために、負担軽減のために力を尽くすべきです。私は、市民の皆さんの暮らしを守るためにも、さらに一般会計からの繰り入れを行い、直ちに国保税の引き下げを行う

べきだと考えますので、議案第19号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算に反対をいたします。

以上をもちまして、討論を終わります。

○議長（永田　健君）

次の通告順により、有働　辰喜君の発言を許します。有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

皆様、おはようございます。

議席番号５番、有働　辰喜です。

私は、議案第18号に対する反対討論を行います。初めての討論発言ですので、討論の体をなしているか非常に心配しておりますが、反対に込めた思いを述べますので、寛大な心でひとつよろしくお願いをいたします。

議案第18号　平成29年度山鹿市一般会計予算、全体的には賛成をいたしますが、学校規模適正化事業、めのだけ小学校に係る学校建設費予算5852万3000円、遠距離通学対策事業小学校費5820万9000円のうち､めのだけ小学校区に係るスクールバス、タクシーの運行経費の予算合計額及び同事業の当該年度以降の支出予定額として、債務負担行為で計上された平成30年から平成31年度支出分１億553万4000円を限度額とする予算のうち、めのだけ小学校に係る予算について反対をいたします。

来月、４月１日、米野岳中学校区統合小学校、めのだけ小学校は現在の米田小学校に開校します。鹿央地域住民の大多数は統合校の開校に期待をしております。平成19年９月に鹿央地域審議委員会で初めて統合の説明を聞いて以来、平成21年１月作成の規模適正化基本計画で、米野岳中学校付近が最適であると明記。保護者会や地域住民にも同様に説明。他方で、合併の必要性や意義を保護者や地域住民に幾度となく説明されたので、合併は必要だと鹿央住民は理解し賛成しており、教育委員会が説明会等で小規模校のデメリットとして掲げた人間関係の固定化､多様な意思、思考が深まらない。切磋琢磨する心が育ちにくい。団体スポーツへの参加等が困難であったり、各種の発表会などの行事参加が多く子供が負担に感じるなどの問題が解消され、統合により教育環境が改善され、地域の宝である子供たちが今以上にすばらしく育つと期待しているからであります。

めのだけ小学校は開校しますが、地域住民とのボタンのかけ違えのまま開校するわけですから、順風満帆の船出とはいきません。学校運営に必要な地域住民の協力が得られがたい状況にあると思います。

去る２月26日に山内小学校と米野岳小学校、３月５日に千田小学校と米田小学校の閉校式がありました。私は、米田小学校の状況はわかりませんが、参加した鹿央

町３小学校では、いずれも140年を超える歴史の重さを再認識した次第であります。一住民が私財を投じてできた小学校、今でもその末裔の人が図書券購入費を寄附していることなど、先人たちの教育に対する思い、地域に対する思いを痛感いたしました。３校ともすばらしい閉校式でしたが、出席者を見てみますと、閉校記念事業実行委員会の皆様、来賓の皆様、在校生の保護者がほとんどで、地域住民の人の姿は余り見かけませんでした。後で聞いたのですが、合併は時代の流れだから仕方ない。でも、鹿央町から小学校がなくなるのは反対だ。だから行かなかった。行ったら賛成したことになるからだと話される方が多くいらっしゃいました。

ボタンのかけ違えの発端は、平成26年８月のＡ４版の配布物です。地域住民には何の説明もなく、いきなりの統合位置決定の文字は衝撃的でした。その後の住民運動で、平成26年11月に本市議会に提出した3225名分の陳情書は、平成26年12月15日に不採択となり、平成27年９月３日、山鹿市監査委員に提出した385名分の住民監査請求も却下されました。

そこで、鹿央地域住民の一部の人たちは、司法に判断をしてもらうべく裁判という方法をとりました。山鹿市長を被告とし、統合小学校建設に係る公金支出差止請求事件として原告団385名、現在は377名でありますが、平成27年11月27日に訴状を提出。その後、平成28年５月に当市議会に提出した署名者数7729名の請願も、平成28年６月３日に不採択となりました。

裁判は、平成29年２月22日、第５回口頭弁論が行われ、まだ係争中であります。

統合校の位置を米田小学校で賛成する人の言葉として、合併して新生山鹿市となったのだから、米野岳中学校区として考え、鹿央、米田何て関係ないと言われますが、行政面ではどうなんでしょうか。例えば、嘱託員会議で、米田は山鹿地区です。同じ中学校区の千田、米野岳、山内は鹿央地区です。同じ中学校区といっても行政区は違います。ほかにも、農業委員会役員であったり、土地改良区役員など多種多様にわたり、物事の基本は小学校区単位です。

このように、校区というものはそれぞれの地域に密着し、愛着を持って暮らしている密接な関係を持つ集合体であり、行政区と連帯しており、その地域住民の感情というものをどれだけ尊重しなければいけないかということは、同じ町内であっても１校に統合校位置を決定する難しさとして、先行した鹿北町や菊鹿町で学ばれたのではなかったのでしょうか。両町には、幸いにも小学校が残りましたから、最終的には折り合いがついたのでしょう。鹿央町は小学校が消滅します。統合校位置決定前に何の説明もなく、蚊帳の外に置かれた地域住民が反対することはおかしなことではなく、当然のことではないでしょうか。

学校規模適正化基本計画１の学校規模適正化基本計画策定の背景で、子供の減少

傾向が今後も続いていき、校舎の多くが順次建てかえの時期を迎えるのと同時に、耐震補強工事等の必要性も指摘されており、大きな財政負担と年月が予想されますと記載されています。ここに統合、すなわち学校規模適正化事業の核心があるのではないでしょうか。

学校維持に財政負担が増加するから、子供の減少を理由にして統合をする。ある意味、これは仕方のないことです。ですが、３校も小学校があった地域から、自分たちで決めた１中学校区１小学校のスローガンと、自分たちで作成評価した46項目の比較表で米田小に位置を決定するという手法は、到底容認できるものではありません。鹿央町の住民も同じ山鹿市民です。ほかの山鹿市民同様に山鹿市に納税もしておりますし、他の地域と同様でいろんな協力もしてきております。以前目にした書類の中に、本市においてはこれまで旧市町村単位でそれぞれの魅力を引き出し、地域の特性に合ったまちづくりを進めてきました。これからも市民が地域に誇りと愛着を持ち、地域間の格差を是正しながら個性ある発展を目指すと書いてありました。

また、山鹿市の市町村合併は対等合併だというふうに聞いております。なぜ、鹿央町だけが冷遇され、地域が衰退するような施策を受け入れなければならないのでしょうか。４校が１校になる施策を２校としてください。それでも、２校分は軽減できます。ぜひ鹿央町にも地域の核としての、ほかの町と同様、小学校を残してください。先にも述べましたが、提訴中の公金支出差止等請求事件は、裁判で現在も係争中でありますので、裁判の結果が出るまでめのだけ小学校に係る予算に対しては反対をいたします。

以上で、反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第３号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第４号から議案第11号までの８案件を一括採決いたします。議案第４号から議案第11号までの８案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、８案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号から議案第16号までの５案件を一括採決いたします。議案第12号から議案第16号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、５案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号から議案第29号までの10案件を一括採決いたします。議案第20号から議案29号までの10案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第29号までの10案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号　副市長の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第31号　教育委員会教育長の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第32号　教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第33号　公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第34号　監査委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、陳情第１号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳情第１号は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立なしであります。よって、陳情第１号は不採択することに決しました。

○

日程第２　選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（永田　健君）

日程第２、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員、小島　邦夫君、東　栄二郎君、古閑　恭一君、江住　昌蔵君。

選挙管理委員補充員、順位１番　富安　豪君、順位２番　長瀬　洋子君、順位３番　緒方　浩介君、順位４番　渡辺　和代君、以上を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を、選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が、選挙管理委員及び同補充員にそれぞれ当選されました。

ただいまの当選人には、会議規則第32条第２項の規定により、文書によって告知いたします。

○

日程第３　所管事務調査の委員会付託

○議長（永田　健君）

日程第３、所管事務調査の委員会付託についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、常任委員会及び議会運営委員会の所管事務審査資料収集及び調査を、平成29年度中にいたしたいとの申し出があっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ただいま、議員提出議案１件、意見書案１件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

○議長（永田　健君）

お諮りいたします。

この際、議員提出議案１件、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案１件、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程追加

日程第４　議員提出議案第１号

意見書案第１号

○議長（永田　健君）

日程第４、直ちに一括議題といたします。

議員提出議案第１号について、提案理由の説明を求めます。冨丸　洋一郎君。

［９番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○９番（冨丸　洋一郎君）

提案理由の説明をいたします。

議員提出議案第１号　山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、議会運営委員会の委員の定数を変更するため、条例を改正する必要があり、提案するものでございます。

改正の内容は、本条例第４条第２項中「８人以内」を「６人」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（永田　健君）

次に、意見書案第１号について、職員に朗読させます。

［職員朗読］

意見書案第１号

平成29年３月21日提出

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　北　原　昭　三

賛成者

山鹿市議会議員　寺　崎　勇　児

山鹿市議会議員　永　田　紘　二

山鹿市議会議員　服　部　香　代

山鹿市議会議長　永　田　　健　様

指定給水装置工事事業者制度は、平成８年の水道法改正以来、全国一律の指定基準を持って運用されてきた。しかし、平成25年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事事業者は約３千者、違反行為件数は年1740件、苦情件数は年4864件など、トラブルが多発している実態が明らかになった。

現行制度では、新規の指定のみが規定されるため廃止、休止等の状況が把握されないことや、工事事業者が複数の水道事業者から指定を受けている場合には水道事業者による講習会の実施や指導・監督等が困難になっていることが指摘されている。

水道利用者の安心・安全のためには、不適格事業者を排除し、継続的なメンテナンスを確保する必要がある。そこで、建設業と同様に現行制度に更新制を導入することを強く求める。

記

１．指定給水装置工事事業者制度を更新制とすること。

２．水道が生活密着型インフラであることに鑑み、地域活性化に資するため、配管技能者の適正配置の確認、管路の更新・耐震化等を通じて安全な水の供給を将来にわた

って確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年３月21日

熊本県山鹿市議会

内閣総理大臣　安倍　晋三　様
厚生労働大臣　塩崎　恭久　様

○議長（永田　健君）

意見書案第１号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、北原　昭三君、ありませんか。

○11番（北原　昭三君）

ありません。

○議長（永田　健君）

この際、議案審査のため暫時休憩いたします。

午前10時51分　休憩

―――――――――――――○―――――――――――――

午前11時04分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております全案件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております全案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議員提出議案第１号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、意見書案第１号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

閉　会

○議長（永田　健君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。よって、平成29年（第２回）山鹿市議会３月定例会を閉会いたします。

午前11時05分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　永　田　　健

山鹿市議会副議長　藤　原　　豊

山鹿市議会議員　勢　田　　昭　一

山鹿市議会議員　芋　生　　よしや